

宅地造成及び特定盛土等規制法 による許可に係る審査基準

令和7年5月

岩手県 環境生活部・農林水産部・県土整備部

目 次

第Ⅰ章 制度の概要

第1節 法の趣旨（法第1条、第10条、第26条）	1
第2節 用語の定義（法第2条、政令第1条）	3
第3節 許可対象規模	
第1項 宅地造成等工事規制区域内における許可対象規模（法第12条、政令第3条、第4条）	8
第2項 特定盛土等規制区域内における許可対象規模（法第30条、政令第28条）	10
第3項 盛土等の一体性の判断	13
第4節 県内の許可権者	14
第5節 区域をまたぐ場合	19
第6節 責務（法第22条、第41条）	20
第7節 許可不要（法第2条、第12条、第30条、政令第2条、第3条、第5条、第29条、省令第1条、第8条）	21
第8節 工事主への規制（法第11条、第29条、政令第7条、省令第6条、第12条、第62条）	27

第Ⅱ章 許可申請の手続き

第1節 許可申請の手続き	
第1項 宅地造成等に関する工事の許可（法第12条、省令第7条）	31
第2項 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（法第30条、政令第28条、省令第63条）	35
第2節 工事の届出	
第1項 宅地造成等に関する工事の届出（区域指定時施工中届出）（法第21条、政令第26条、省令第52条、第53条、第54条、第55条、第56条）	37
第2項 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（区域指定時施工中届出）（法第40条、政令第34条、省令第82条、第83条、第84条、第85条、第86条）	40
第3項 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（特盛区域小規模届出）（法第27条、第28条、政令第27条、省令第58条、第59条、第60条、第61条）	42
第3節 申請者となり得る者	44
第4節 許可の特例（法第15条、第34条）	45
第5節 変更の許可と変更届	
第1項 変更許可（法第16条、第35条、省令第37条、第67条）	47
第2項 変更届（省令第38条、第68条）	50
第3項 届出工事の変更届	51
第6節 廃止の手続き	52
第7節 検査等	
第1項 完了検査	53
第2項 中間検査	56

第3項 定期報告	59
第4項 工事の一部完了検査	62
第5項 届出工事の完了届	63
第8節 標識の掲示（法第49条、省令第87条）	64
第9節 建築確認申請書に添付する証明書（省令第88条）	66
第10節 事前指導の手続き	67
第11節 標準処理期間（行政手続法第6条）	68

第Ⅲ章 技術基準

第1節 技術的基準	
第1項 総論（法第13条、第31条、政令第6条、省令第11条）	69
第2項 地盤について講ずる措置（政令第7条、省令第12条）	71
第3項 擁壁の設置（政令第8条）	76
第4項 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造（政令第9条）	83
第5項 練積み造の擁壁の構造（政令第10条）	86
第6項 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用（政令第11条）	91
第7項 擁壁の水抜穴（政令第12条）	95
第8項 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用（政令第13条）	96
第9項 崖面崩壊防止施設の設置（政令第14条、省令第31条）	98
第10項 崖面及びその他の地表面について講ずる措置（政令第15条）	100
第11項 排水施設の設置（政令第16条）	103
第12項 特殊の材料又は構法による擁壁（政令第17条）	118
第13項 土石の堆積に関する工事（政令第19条、省令第32条、第33条、第34条）	121
第14項 盛土法面の安定計算を要する条件（政令第7条、省令第12条）	123
第2節 資力・信用・能力の審査（法第12条、第30条、省令第7条、第63条）	131
第3節 権利者の同意（法第12条、第30条）	136
第4節 設計者の資格（法第13条、第31条、政令第21条、第22条、第31条、省令第35条）	138

第Ⅳ章 様式集

様式第1号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	141
様式第2号 資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	143
様式第3号 土石の堆積に関する工事の許可申請書	145
様式第4号 資金計画書（土石の堆積に関する工事）	147
様式第5号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	149
様式第6号 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	151
様式第7号 変更届	153
様式第8号 廃止届	154
様式第9号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	155

様式第10号	土石の堆積に関する工事の確認申請書	156
様式第11号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	157
様式第12号	部分検査申請書	158
様式第13号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	159
様式第14号	土石の堆積に関する工事の届出書	160
様式第15号	擁壁等に関する工事の届出書	161
様式第16号	公共施設用地の転用の届出書	162
様式第17号	届出工事の完了届	163
様式第18号	特定盛土等に関する工事の届出書	164
様式第19号	土石の堆積に関する工事の届出書	166
様式第20号	特定盛土等に関する工事の変更届出書	168
様式第21号	土石の堆積に関する工事の変更届出書	170
様式第22号	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条による適合証明書交付申請書	172
様式第23号	盛土等に関する事前指導申出書	173
様式第24号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	174
様式第25号	土石の堆積に関する工事の標識	175
参考様式1	周知措置報告書	176
参考様式2	地権者一覧表	177
参考様式3	同意書	178
参考様式4	誓約書	179
参考様式5	役員等一覧表	180
参考様式6	岩手県収入証紙貼付様式	181

第V章 参考資料

盛土規制法事務手続きフロー	182
盛土規制法許可要件・規模チェックリスト	183
都市計画法開発許可手続きにおける盛土規制法みなしチェックフロー	184
設計図書作成要領	185
申請図書作成要領	187
提出図書一覧表	188
宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料	195
宅地造成及び特定盛土等規制法検査要領	196
宅地造成及び特定盛土等規制法写真整備要領	200
盛土規制法許可申請書作成例	202
設計図書・添付図書チェックリスト【土地の形質変更】	204
設計図書・添付図書チェックリスト【土石の堆積】	208
安定計算実施チェックリスト	210

宅地造成及び特定盛土等規制法による許可に係る審査基準

第Ⅰ章 制度の概要

第1節 法の趣旨（法第1条、第10条、第26条）

法第1条（目的）

この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

法第10条（宅地造成等工事規制区域）

都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

法第26条（特定盛土等規制区域）

都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

<法令の解説>

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認される等、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）による災害の防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法」の法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「本法」という。）に改正し、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなった。

本法では、知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）として指定し、当該規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象とするとともに、宅地造成の際に行われる盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象とすることにより、隙間のない規制となっている。

【令和5年5月26日付国官参第12号・5農振第650号・5林整治第244号国土交通省都市局長農林水産省農村振興局長林野庁長官連名通知「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」別添5盛土等防災マニュアル（Ⅰ・1）より（以降、【盛土等防災マニュアル（Ⅰ・1）より】等と記載する。）】

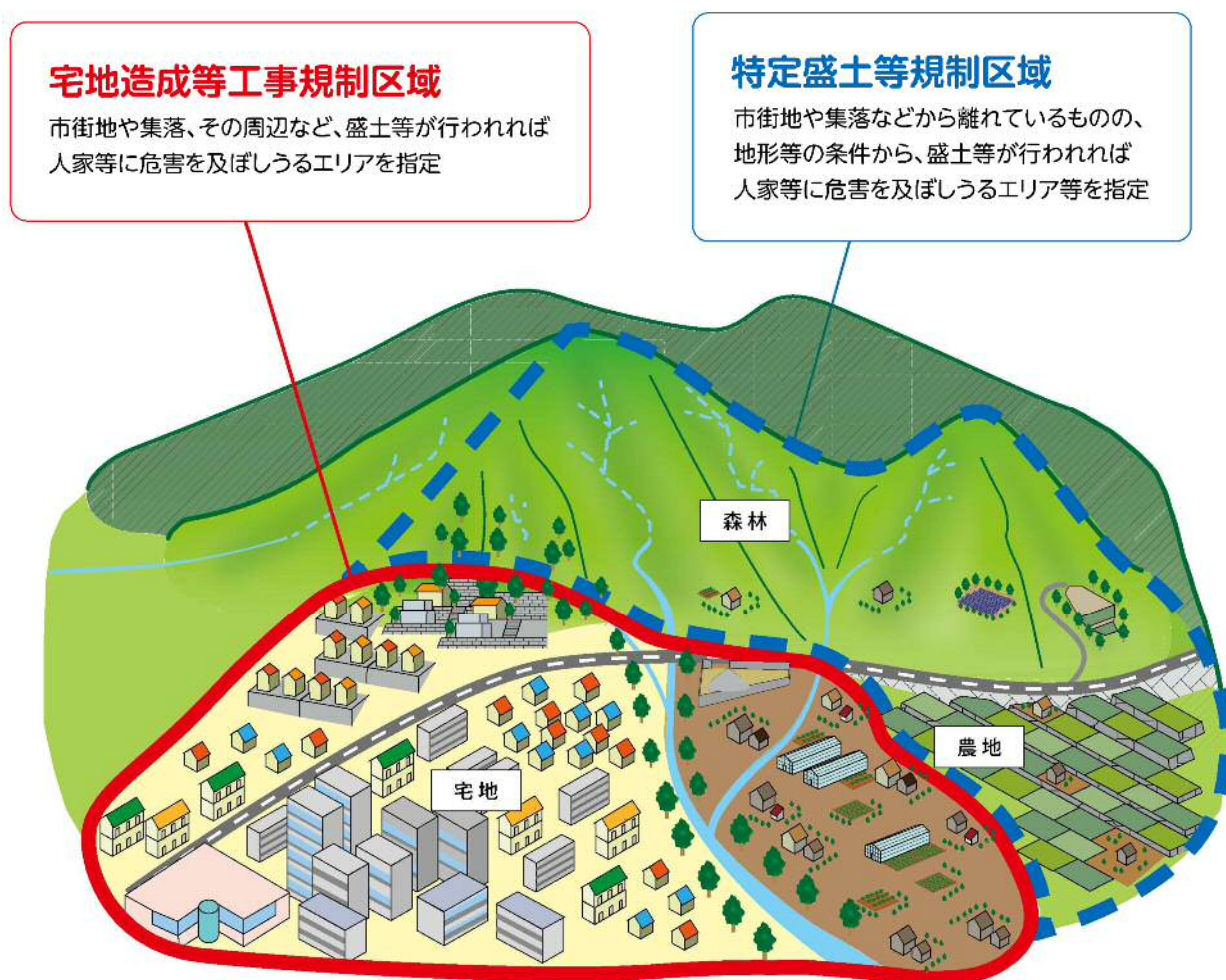
第Ⅰ章 制度の概要 第1節 法の趣旨

具体的には、

- ・市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについては、これらに隣接・近接する区域も含めて、宅地造成等工事規制区域に指定し、
- ・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアなどについては、特定盛土等規制区域に指定することとしており、そのイメージは以下のとおりである。

規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、
都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。



図ー1 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域のイメージ
(国土交通省・農林水産省「盛土規制法パンフレット（事業者用）」、2023年3月）

第 2 節 用語の定義（法第 2 条、政令第 1 条）

法第 2 条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第 21 条第 4 項及び第 40 条第 4 項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第 55 条第 2 項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

政令第 1 条（定義等）

この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高とする。

<法令の解説>

1 盛土のタイプ（平地盛土、腹付け盛土及び谷埋め盛土）の定義

本法の規制対象となる宅地造成及び特定盛土等は、いずれも一定の土地における盛土又は切土による土地の形質の変更を指すが、このうち盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断する。

- （1）勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「平地盛土」とする。
- （2）勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「腹付け盛土」とする。
- （3）谷や沢を埋め立てて行う盛土を「谷埋め盛土」とする。

第 I 章 制度の概要 第 2 節 用語の定義

2 土石の定義

本法における「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとする。

(1) 「土砂」

「土石」のうち「土砂」とは、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）

イ 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの

ウ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの

エ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

オ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

(2) 「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

3 土石の堆積の定義

本法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいう。なお、次に掲げるものについては、本法の規制対象とならないものと解される。

(1) 試験、検査等のための試料の堆積

(2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積

(3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの

(4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となるものと解される。

4 公共施設の取扱い

本法においては、公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）については規制対象外としており、本法のほか、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下「省令」という。）において公共施設の範囲を規定している。また、公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含むものと解される。

また、公共施設のうち、公園については都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含むものと解される。

なお、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、本法の規制対象となることに留意が必要である。

5 本法の規制の対象とならない行為

本法においては、盛土等を規制対象としているところであるが、一方で、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、本法の規制の対象とならないものと解される。これらに該当する行為として、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等が挙げられる。

第 I 章 制度の概要 第 2 節 用語の定義

特に、通常の営農行為については、以下の内容に留意されたい。

- (1) 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が省令第 8 条第 10 号ロを踏まえて県が定める値を超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等）は、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であると考えられ、本法の規制対象とならないものと解される。
- (2) 一方、本法に規定する土地の形質の変更に該当する場合、例えば、ほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等（土地改良事業等により行う場合を除く。）の工事は、本法の規制対象となりうる。
- (3) また、農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局が、農業委員会の意見を聞く等により地域の実情や実態を踏まえて判断する。

【令和 5 年 5 月 26 日付国官参宅第 12 号・5 農振第 650 号・5 林整治第 244 号国土交通省都市局長農林水産省農村振興局長林野庁長官連名通知「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」より】

6 崖の考え方

崖の考え方については以下のとおりとする。

- (1) 既存崖上部に盛土をする場合は、「その工事により、現地に結果的に許可要件の地形が残るかどうか」を判定基準として、生じた崖面の高さを崖の高さとする。（下図は宅造区域で許可が必要となるイメージ図）

施工前

施工後



図－2 宅造区域で許可が必要となるイメージ（崖上盛土）

- (2) 既存崖下部に切土をする場合は、「その工事により、現地に結果的に許可要件の地形が残るかどうか」を判定基準として、生じた崖面の高さを崖の高さとする。（下図は宅造区域で許可が必要となるイメージ図）

施工前

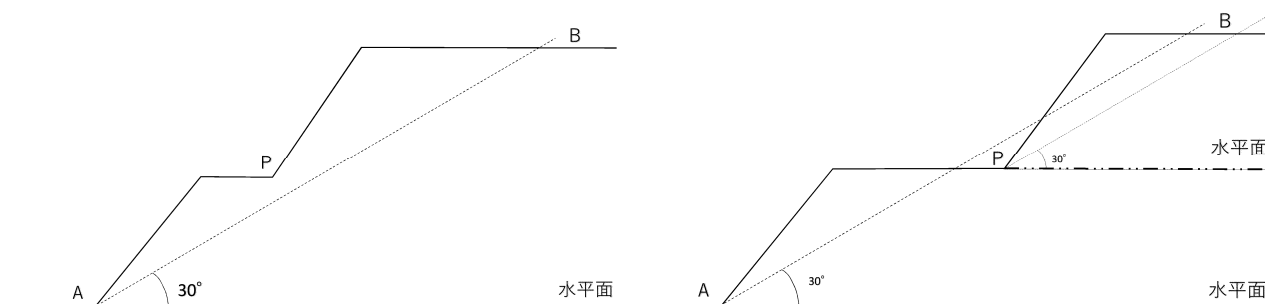
施工後



図－3 宅造区域で許可が必要となるイメージ（崖下切土）

第 I 章 制度の概要 第 2 節 用語の定義

- (3) 小段その他の崖以外の土地によって、上下に分離された崖がある場合、下部の崖面の下端から仰角 30° の線よりも上方に上部の崖面の下端があるときは、これらを連続した崖面とみなし、全体の高さを崖の高さとする。



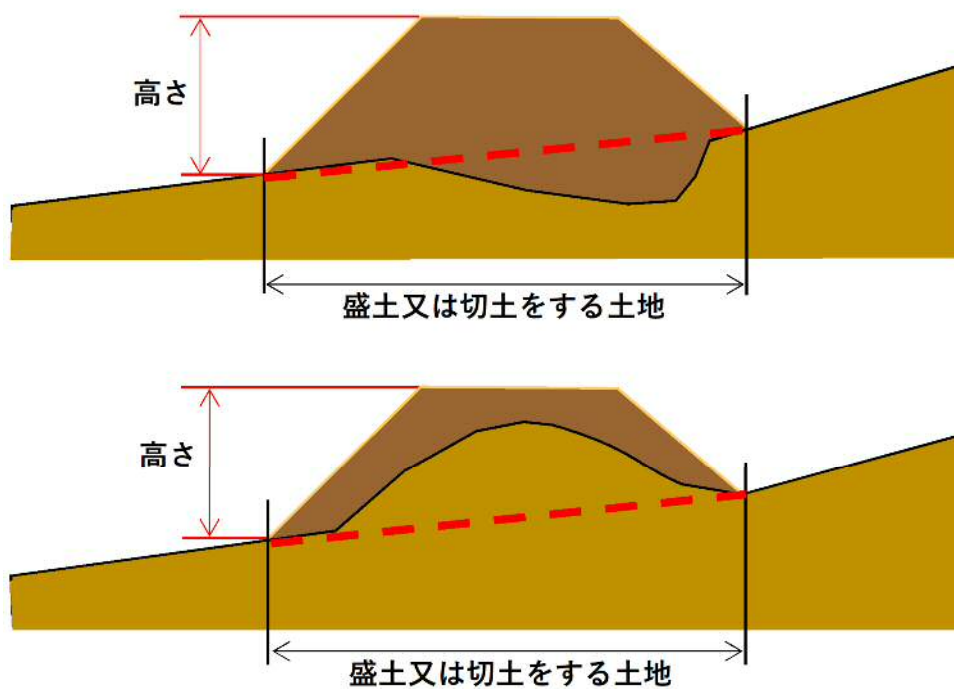
一体の崖とみなすケース

別の崖とみなすケース

図－4 一体とみなす崖のイメージ

7 原地盤に凹凸がある場合の高さの考え方

原地盤に凹凸がある場合、盛土又は切土をする土地の両端部をつなぐ直線を仮想の地盤面として高さを判定する。



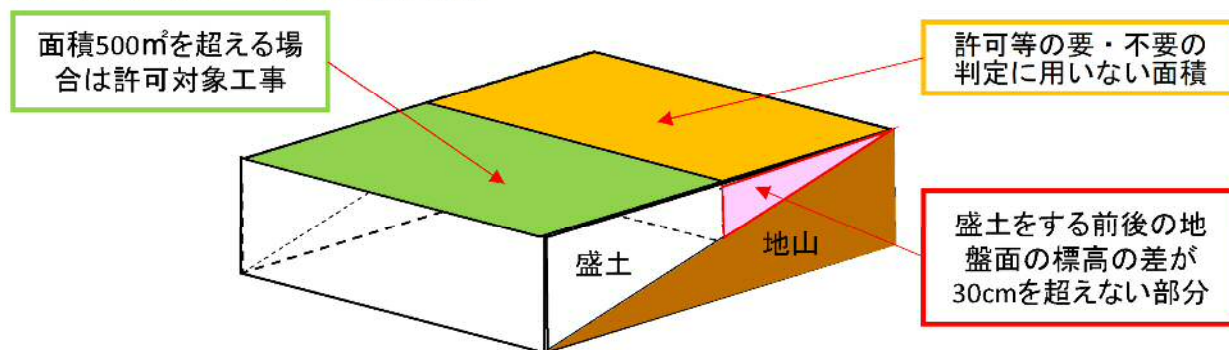
図－5 原地盤に凹凸がある場合

＜審査基準＞

本法の許可等の申請手続きにあたり、申請区域等の定義は以下のとおりとする。

- 1 盛土又は切土をする土地（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 10 ロ）
 - (1) 盛土又は切土をする土地は、次のとおりとする。（下イメージ図中 緑色＋橙色の範囲）
 - ア 盛土等により土地の形状を変更する範囲
 - イ 土地の現状を変更し、安定計算や流出計算等の技術審査の対象の範囲
 - (2) (1)の区域が不連続となる場合であっても、一連の事業による場合は一体の区域とする。
 - (3) 手数料の算定はこの面積を基準とする。（下イメージ図中 緑色＋橙色の範囲）
 - (4) 許可事務公所の判定はこの面積を基準とする。（下イメージ図中 緑色＋橙色の範囲）
 - (5) 政令第3条第5号の要件により許可申請する場合においては、下イメージ図中の緑色着色範囲の盛土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超える範囲の面積により、許可や届出に該当するか判定するものとする。
 - (6) (5)の場合で、許可や届出に該当するものと判定した場合には、下イメージ図中の橙色着色範囲の盛土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えない範囲も、盛土等により土地の形状を変更する範囲として盛土又は切土をする土地の面積に計上する。

（例 宅地造成等工事規制区域の場合）



図－6 盛土又は切土をする土地の面積の考え方

- 2 申請区域（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 5 土地の面積）

申請区域は、許可申請に関連する土地の範囲であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含むもの。
- 3 都市計画法や森林法等、他法令の許可申請区域と定義が異なる場合がある。

第 3 節 許可対象規模（法第 12 条、第 30 条、政令第 3 条、第 4 条）

第 1 項 宅地造成等工事規制区域内における許可対象規模

法第 12 条（宅地造成及び特定盛土等）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

政令第 3 条（宅地造成及び特定盛土等）

法第 2 条第 2 号及び第 3 号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第 1 号又は前号に該当しない盛土であって、高さが 2 メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

政令第 4 条（土石の堆積）

法第 2 条第 4 号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

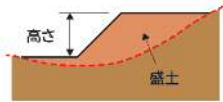
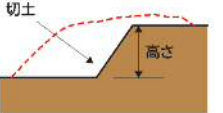
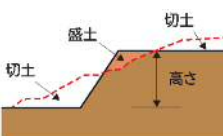
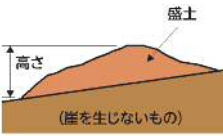
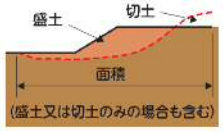
- 一 高さが 2 メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

<法令の解説>

法第 12 条における「宅地造成等」とは、法第 10 条において「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積」と定義されている。

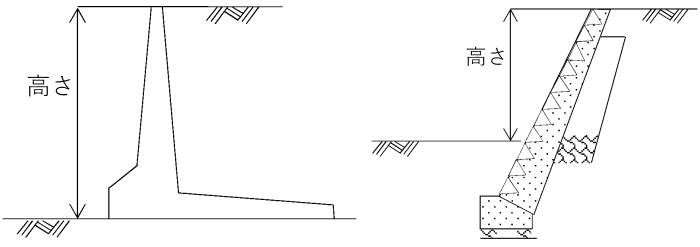
宅地造成等工事規制区域内において許可対象となる盛土等を、以下に図解する。

なお、崖とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

土地の区画形質の変更	
① 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
④ 盛土で高さが 2 m 超となるもの	
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 5 0 0 m ² 超となるもの	

注意事項

「崖を生ずるもの」とは、擁壁を設置する場合も含みます。



一時的な土石の堆積	
① 最大時に堆積する高さが 2 m 超かつ面積が 3 0 0 m ² 超となるもの	
② 最大時に堆積する面積が 5 0 0 m ² 超となるもの	

図ー 7 宅地造成等工事規制区域内における許可対象規模

第 2 項 特定盛土等規制区域内における許可対象規模

法第 30 条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第 1 項第 2 号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

政令第 28 条（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

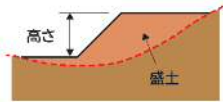
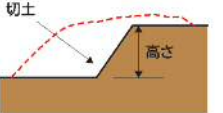
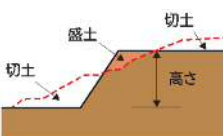
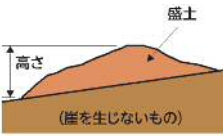
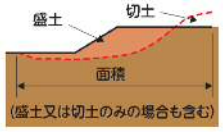
法第 30 条第 1 項の政令で定める規模の特定盛土等は、第 23 条各号に掲げるものとする。

2 法第 30 条第 1 項の政令で定める規模の土石の堆積は、第 25 条第 2 項各号に掲げるものとする。

＜法令の解説＞

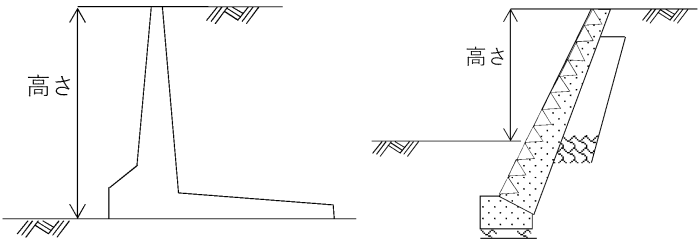
特定盛土等規制区域内において許可対象となる盛土等を、以下に図解する。

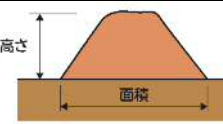
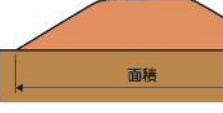
なお、崖とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

土地の区画形質の変更	
① 盛土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが 5 m 超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの	
④ 盛土で高さが 5 m 超となるもの	
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3, 0 0 0 m ² 超となるもの	

注意事項

「崖を生ずるもの」とは、擁壁を設置する場合も含まれます。



一時的な土石の堆積	
① 最大時に堆積する高さが 5 m 超かつ面積が 1, 5 0 0 m ² 超となるもの	
② 最大時に堆積する面積が 3, 0 0 0 m ² 超となるもの	

図－ 8 特定盛土等規制区域内における許可対象規模

第Ⅰ章 制度の概要 第3節 許可対象規模

第1項、第2項をまとめると以下のとおりである。

なお、本県においては規制対象規模を変更する条例を制定していないため、規制対象規模は法令のとおりである。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字

宅地造成等工事規制区域

青文字

特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超 かつ面積が300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

(国土交通省・農林水産省「盛土規制法パンフレット(事業者用)」、2023年3月)

12

第3項 盛土等の一体性の判断

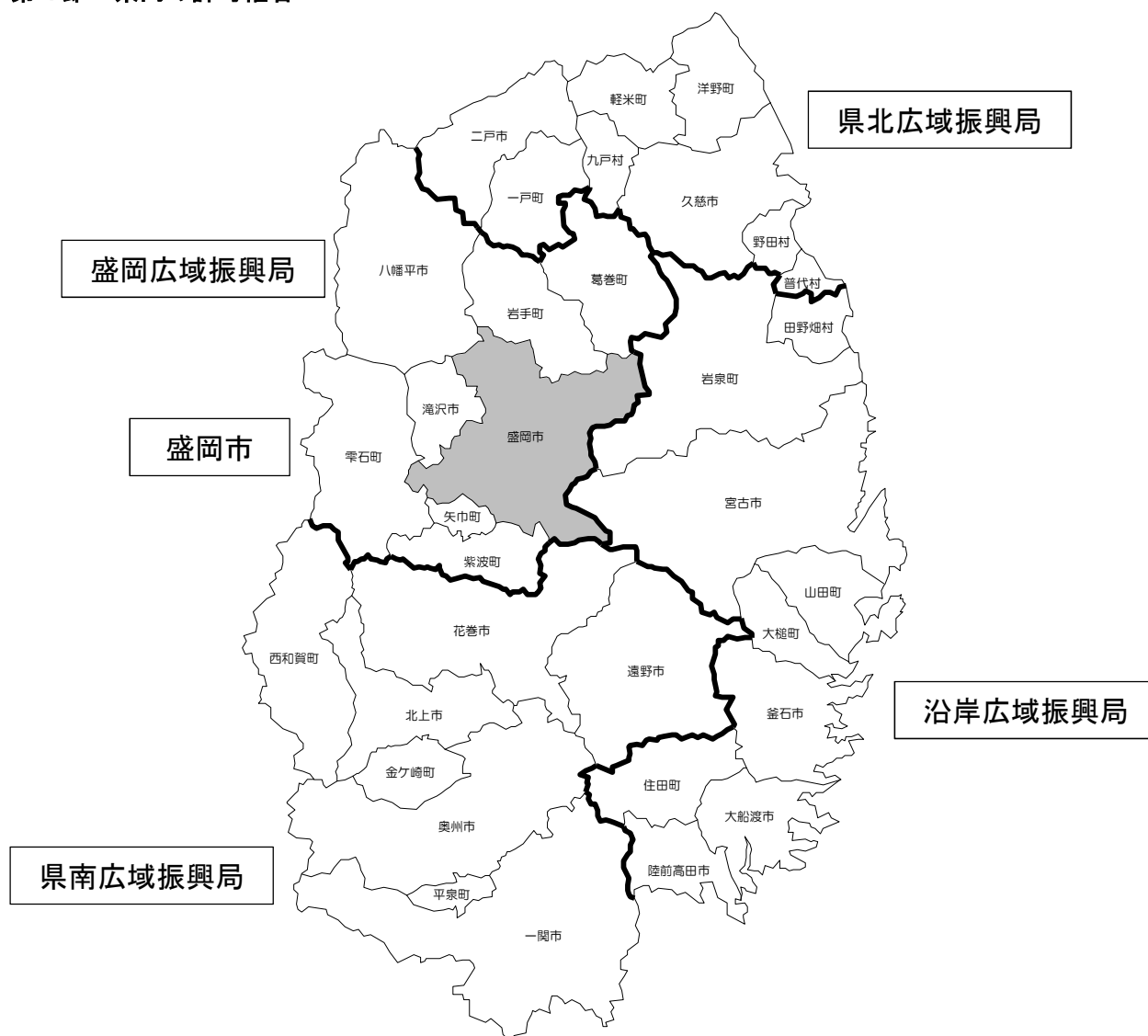
＜審査基準＞

許可等対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとし、結果として住民の生命及び財産を危険に晒す盛土等を未然に防ぐため、許可権者は盛土等の一体性を判断する。

盛土等の一体性は「事業者の同一性」「物理的一体性」「機能的一体性」「時期的近接性」の観点から災害防止の視点で総合的に判断する。

一体性が認められた場合、許可等規模を超過した時点以降の行為者が指導や処分の対象となる。

第4節 県内の許可権者



図－9 岩手県広域振興局区割図

1 県内の許可権者

盛岡市を除く岩手県内の区域においては、岩手県知事が許可権者となり、それぞれの地域を所管する広域振興局において事務を担当している。

本県においては、盛土等に係る土地利用規制関係法令の許認可が発生する場合には、当該法令担当部局が本法の許可事務も担当する。

さらに、土地利用規制関係法令の許認可が発生しない場合には、国土利用計画法に規定する5地域（自然保全地域、自然公園地域、森林地域、農業地域、都市地域）の区分に応じて、事務担当部局が異なることから、申請者は事前相談又は事前指導手続きにより担当部局を確定するものとする。

事務担当部局の判定フローは基本的に次図を参照し、区域が重複している場合や、区域界が不明確な場合、国土利用計画法に規定する地域が白地の場合など、申請者は自ら判断せず、必ず申請区域が存する市町村または振興局に事前相談するものとする。

許可申請書の提出部数は2部とする。

第Ⅰ章 制度の概要 第４節 県内の許可権者

表－１ 岩手県内の許可権者（許可事務公所）一覧

市町村	許可権者	許可事務公所	住所	連絡先
盛岡市	盛岡市長	都市整備部 都市計画課	盛岡市津志田 14-37-2	019-651-4111
滝沢市、矢巾町、紫波町、雫石町、八幡平市、岩手町、葛巻町	盛岡広域振興局長	保健福祉環境部 環境衛生課	盛岡市内丸 11-1	019-629-6583
		農政部 農政推進課		019-629-6597
		林務部 森林保全課		019-629-6622
		土木部 管理課		019-629-6656
花巻市、北上市、西和賀町	県南広域振興局長	花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
		農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841
		花巻農林振興センター 森林保全課	花巻市花城町 1-41	0198-41-5407
		土木部 調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2881
遠野市		花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
		農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841
		遠野農林振興センター 林務課	遠野市六日町 1-22	0198-62-9933
		土木部 調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2881
奥州市、金ケ崎町		保健福祉環境部 環境衛生課	奥州市水沢大手町 5-5	0197-48-2422
		農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841
		林務部 森林保全課		0197-48-2426
		土木部 調整課		0197-22-2881
一関市、平泉町		一関保健福祉環境センター 環境衛生課	一関市竹山町 7-5	0191-26-1412
		農政部 農政調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2841
		一関農林振興センター 森林保全課	一関市竹山町 7-5	0191-34-4658
		土木部 調整課	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2881
大船渡市、陸前高田市、住田町	沿岸広域振興局長	大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	大船渡市猪川町字前田 6-	0192-27-9814
		農林部 農林調整課 地域農業活性化グループ	釜石市新町 6-50	0193-25-2704
		大船渡農林振興センター 森林保全課	大船渡市猪川町字前田 6-	0192-27-9926
		土木部 調整課	釜石市新町 6-50	0193-27-5018
釜石市、大槌町		保健福祉環境部 環境衛生課	釜石市新町 6-50	0193-27-5523
		農林部 農林調整課 地域農業活性化グループ		0193-25-2704
		農林部 農林調整課 森林保全チーム		0193-27-5525
		土木部 調整課		0193-27-5018
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村		宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
		農林部 農林調整課 地域農業活性化グループ	釜石市新町 6-50	0193-25-2704
		宮古農林振興センター林務室 森林保全課	宮古市五月町 1-20	0193-64-2215
		土木部 調整課	釜石市新町 6-50	0193-27-5018
久慈市、洋野町、野田村、普代村	県北広域振興局長	保健福祉環境部 環境衛生課	久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
		農政部 農政調整課		0194-53-4983
		林務部 森林保全課		0194-53-4984
		土木部 土木技術企画グループ		0194-66-9687
二戸市、一戸町、軽米町、九戸村		二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9219
		農政部 農政調整課	久慈市八日町 1-1	0194-53-4983
		二戸農林振興センター林務室 森林保全課	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-26-8023
		土木部 土木技術企画グループ	久慈市八日町 1-1	0194-66-9687

〔R 7. 4. 1 現在〕

2 盛土規制法に係る許可事務公所の調整フロー



⑤～⑩はいわて盛土情報システムの地図上で判定できます。

図－10 許可事務担当部局判定フロー

※1：都市計画法第29条の開発許可があった場合、盛土規制法の許可があったものとみなされます。

※2：都市計画法開発許可の許可をした公所（権限移譲市町村を含む）が対応します。

※3：振興局の管轄区域をまたがる場合は、本庁自然保護課が対応します。

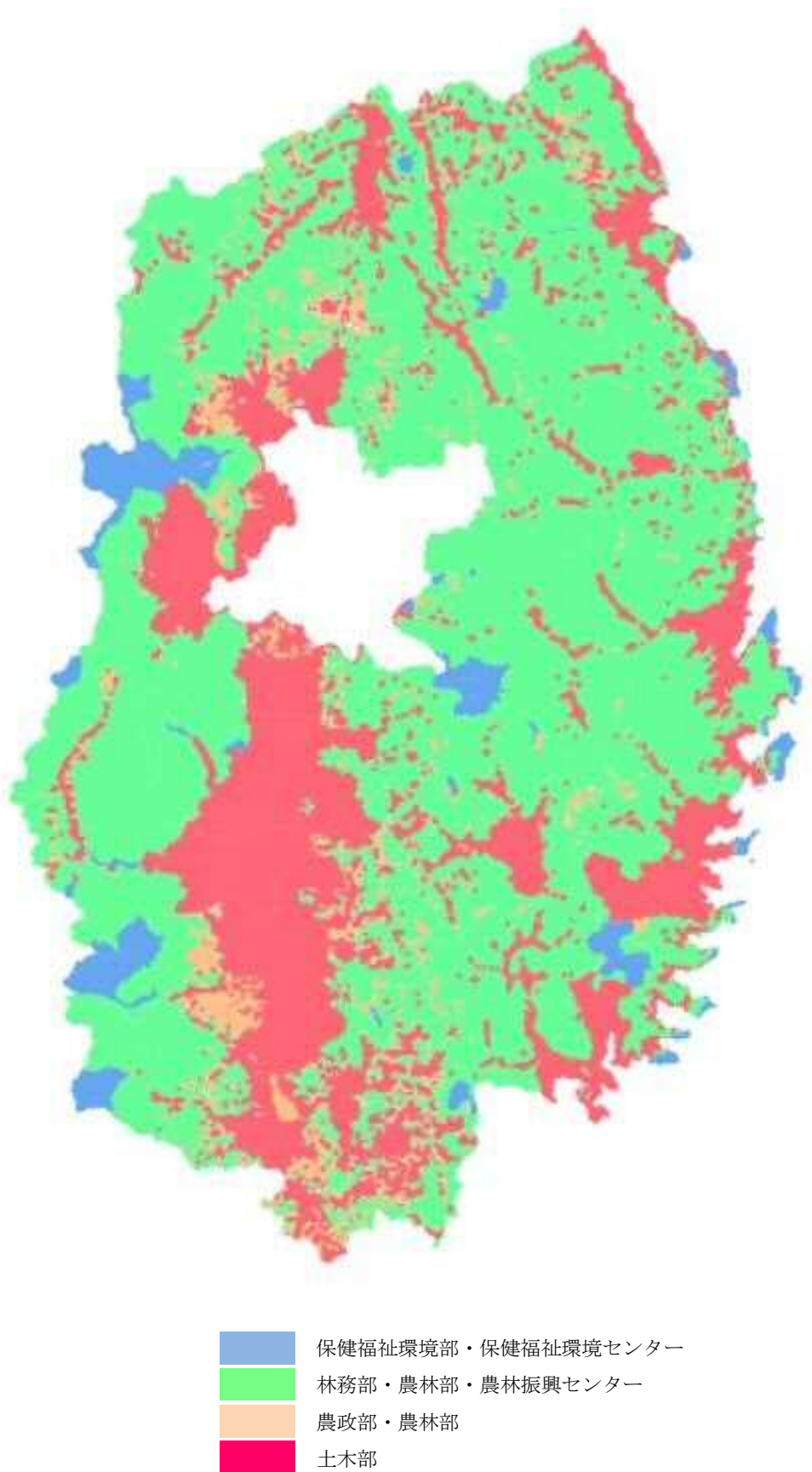
※4：林地開発区域面積が10ha以上の場合、本庁森林保全課が対応します。

3 いわて盛土情報システムによる担当課の判定

前述の調整フローによる土地利用規制許認可手続きが発生しない場合は、以下のURLのいわて盛土情報システムの担当課区分図にて判定するものとする。

<https://webgis.alandis.jp/iwatemorido03p/complaint/posting/>





図－11 岩手県における盛土規制法担当課区分図

第Ⅰ章 制度の概要 第4節 県内の許可権者

4 許可申請書の提出先

許可申請書は市町村の担当窓口に提出するものとする。（ただし、花巻市、北上市、一関市及び住田町を除く。）
花巻市、北上市、一関市及び住田町における許可申請は、1に記載の許可事務公所に直接提出するものとする。

表－2 許可申請書提出先市町村窓口一覧表

市町村名	窓口担当課	住所	連絡先
宮古市	都市計画課	宮古市宮町一丁目 1-30	0193-68-9108
大船渡市	土地利用課	大船渡市字津野沢 15	0192-27-3111
久慈市	建設企画課	久慈市川崎町 1-1	0194-52-2111
遠野市	まちづくり推進課	遠野市中央通り 9-1	0198-62-2111
陸前高田市	土地活用推進課	陸前高田市高田町字下和野 100 番地	0192-54-2111
釜石市	都市計画課	釜石市只越町 3-9-13	0193-27-8435
二戸市	都市計画課	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-0183
八幡平市	建設課	八幡平市野駄 21-170	0195-74-2391
奥州市	都市計画課	奥州市江刺大通り 1-8	0197-34-1661
滝沢市	都市政策課	滝沢市中鶴飼 55	019-656-6544
雫石町	地域整備課	雫石町千刈田 5-1	019-692-6406
葛巻町	地域整備課	葛巻町葛巻 16-1-1	0195-65-8988
岩手町	建設課	岩手町大字五日市 10-44	0195-62-2111
紫波町	都市計画課	紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1	019-672-6914
矢巾町	道路住宅課	矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地	019-611-2622
西和賀町	建設水道課	西和賀町川尻 40-40-71	0197-82-3288
金ヶ崎町	都市建設課	金ヶ崎町西根南町 22 番地 1	0197-42-2111
平泉町	建設水道課	平泉町平泉字志羅山 45-2	0191-46-5569
大槌町	地域整備課	大槌町上町 1-3	0193-42-8722
山田町	建設課	山田町八幡町 3-20	0193-82-3111
岩泉町	地域整備課	岩泉町岩泉字惣畑 59-5	0194-22-2111
田野畑村	地域整備課	田野畑村田野畑 143-1	0194-34-2113
普代村	建設水産課	普代村 9-13-2	0194-35-2116
軽米町	地域整備課	軽米町大字軽米 10-85	0195-46-4741
野田村	地域整備課	野田村大字野田 20-14	0194-78-2932
九戸村	村づくり推進課	九戸村大字伊保内 10-11-6	0195-42-2111
洋野町	建設課	洋野町大野 8-47-2	0194-77-2114
一戸町	地域整備課	一戸町高善寺字大川鉢 24-9	0195-33-4853

宅造区域 特盛区域

宅造区域内の森林地域はカウントしない

森林地域

400㎡

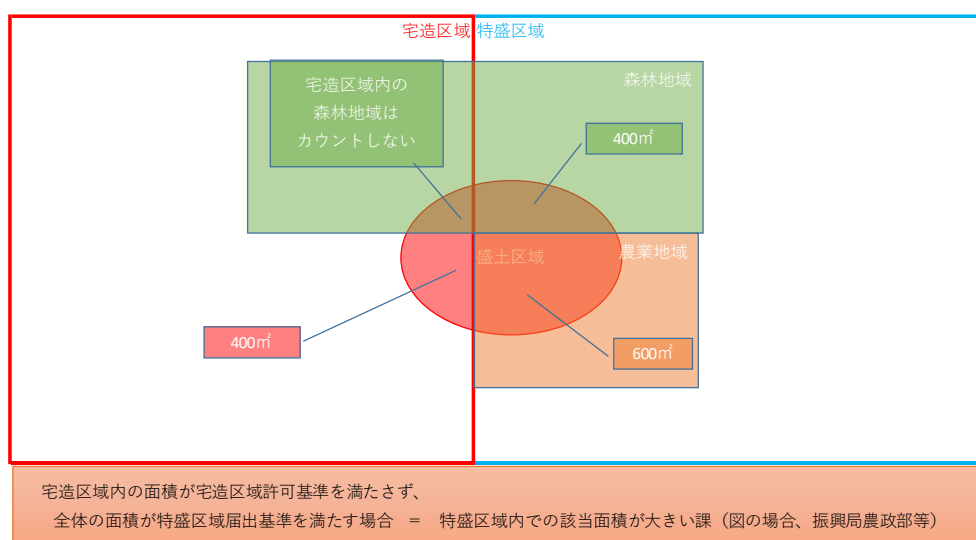
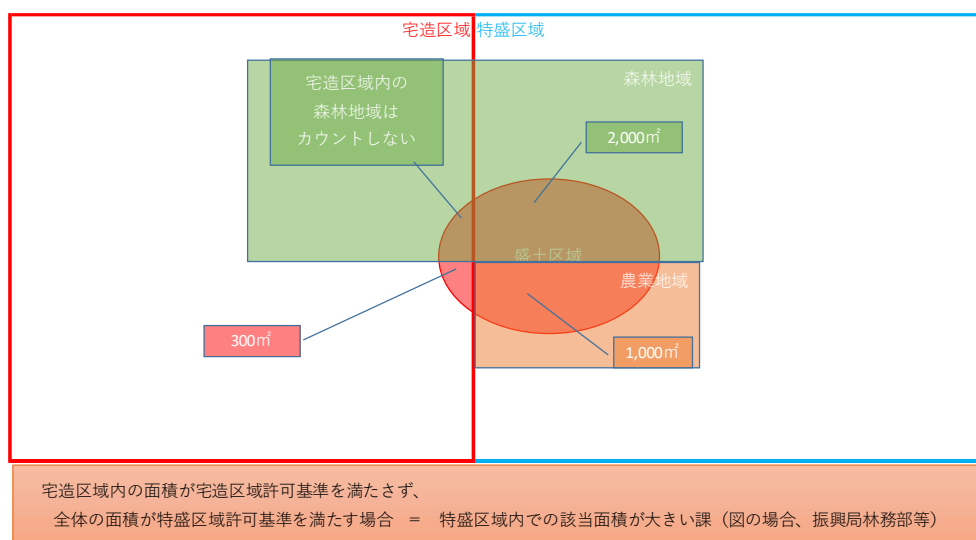
盛土区域

1,000㎡

農業地域

400㎡

宅造区域内の面積が宅造区域許可基準を満たす場合 = 振興局土木部



19

第 6 節 責務（法第 22 条、第 41 条）

法第 22 条（土地の保全等）

宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第 1 項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

法第 41 条（土地の保全等）

特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第 1 項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

<法令の解説>

本法においては、盛土等（規制区域指定前に行われたものを含む。）が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態を維持する責務を有することを明確化している。なお、「土地所有者等」とは、土地の所有者・管理者・占有者をいい、土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生することになる。さらに、災害防止のため必要な場合は、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても改善命令が可能であり、当該盛土等を行った工事主や工事施行者、過去の土地所有者等、その行為が隣地における土地の形質変更又は土石の堆積であるときには、その土地の所有者も、命令の対象になり得る。

盛土等に伴う災害を防止するため、本法では、知事等に対して行政処分等が必要かどうかを判断するための立入検査や報告徴取の権限が与えられており、盛土等が行われている土地や工事の実施状況を把握することが可能となっている。

また、本法においては、行政代執行法の特例を規定しており、盛土等に伴う災害を防止するため必要な場合には、円滑に行政代執行ができるよう、同法に基づく行政代執行に比べ要件が緩和されている。

【不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン p.1-7 より】

第 7 節 許可不要（法第 2 条、第 12 条、第 30 条、政令第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 29 条、省令第 1 条、第 8 条）

法第 2 条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第 21 条第 4 項及び第 40 条第 4 項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

法第 12 条（宅地造成等に関する工事の許可）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

法第 30 条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第 1 項第 2 号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

政令第 2 条（公共の用に供する施設）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

政令第 3 条（宅地造成及び特定盛土等）

法第 2 条第 2 号及び第 3 号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第 1 号又は前号に該当しない盛土であって、高さが 2 メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 平

方メートルを超えるもの

政令第5条（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

政令第29条（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

法第30条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

省令第1条（公共の用に供する施設）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

省令第8条（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条

- 第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

＜法令の解説＞

法第2条第1号及び政令第2条において、公共施設用地について定義している。

本法は第2条第2号及び第3号において、許可対象に公共施設用地での行為が含まれていないため、公共施設用地における行為は、許可不要と解される。

また、法第12条及び第30条のただし書きにおいて、災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令第5条で定める工事に該当する場合も、許可は不要である。

＜審査基準＞

1 許可不要行為

(1) 公共の用に供する以下の施設の用に供されている土地における行為（ただし、公共施設の用途を廃止する場合（払い下げを行う場合等）を除く。）

ア 道路

イ 公園

ウ 河川

エ 砂防設備

オ 地すべり防止施設

カ 海岸保全施設

キ 津波防護施設

ク 港湾施設

ケ 漁港施設

コ 飛行場

サ 航空保安施設

シ 鉄道

ス 軌道

セ 索道

ソ 無軌電車の用に供する施設

タ 雨水貯留浸透施設

チ 農業用ため池

ツ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設

(2) 国又は地方公共団体が管理する以下の施設の用に供されている土地における行為

ア 学校

イ 運動場

ウ 緑地

エ 広場

オ 墓地

カ 廃棄物処理施設

キ 水道

ク 下水道

ケ 営農飲雑用水施設

コ 水産飲雑用水施設

サ 農業集落排水施設

シ 漁業集落排水施設

ス 林地荒廃防止施設

セ 急傾斜地崩壊防止施設

(3) 他法令による許認可等に基づく行為で以下のもの

ア 鉱山保安法の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事等

イ 鉱業法の規定による届出をし、又は認可を受けた者が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

ウ 採石法による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等

エ 砂利採取法による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等

オ 土地改良法に規定する土地改良事業又は土地改良事業に準ずる事業（※）に係る工事

カ 火薬類取締法の許可を受け、若しくは届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事等

第 I 章 制度の概要 第 7 節 許可不要

キ 家畜伝染病予防法の規定による家畜の死体の埋却に係る工事

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事等

ケ 土壌汚染対策法第 16 条第 1 項の規定による汚染土壌の搬出時の届出をした者が行う当該届出に係る工事等

コ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定による廃棄物の保管若しくは処分に係る工事等

※ 「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、同法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当すると解される。

なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要となると解される。

（４）通常の営農行為

農地及び採草放牧地において行われる、通常の生産活動、ほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30 c m を超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等。

※ 通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局が、農業委員会の意見を聞く等により地域の実情や実態を踏まえて判断する。

※ ほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等（土地改良事業等により行う場合を除く。）の工事は規制の対象となる可能性あり。

（５）その他以下に掲げる行為

ア 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（※）

イ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

（ア） 地方住宅供給公社

（イ） 土地開発公社

（ウ） 日本下水道事業団

（エ） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

（オ） 独立行政法人水資源機構

（カ） 独立行政法人都市再生機構

ウ 宅地造成又は特定盛土等（令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが 2 メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

エ 次に掲げる土石の堆積に関する工事

（ア） 令第 4 条第 1 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が 300 平方メートルを超えないもの

（イ） 令第 4 条第 2 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

（ウ） 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの。具体的には、以下の要件により判断する。

a 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆

第 I 章 制度の概要 第 7 節 許可不要

積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。

- b 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工食用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- c 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。
- d 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
- e 工事の施行に付随して行われる土石の堆積については、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要と解される。
- f 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示等の対応を求める。

オ 規制対象とならない土石の堆積

以下に掲げる土石の堆積は、本法の規制対象となりません。

- (ア) 試験、検査等のための試料の堆積
- (イ) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- (ウ) 岩石のみを堆積する土石の堆積であつて勾配が 30 度以下のもの
- (エ) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

カ 建物の一部が擁壁を兼ねる場合

擁壁ではなく建物の一部で崖面を押える場合は、許可対象規模を超える崖が発生するときであっても許可不要とする。

キ 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋め戻し

建築物の建築自体と不可分な掘削は、土地の形質の変更とはみなさず許可不要とする。

また、建築物の解体に伴う埋め戻しについても、土地の形質の変更とはみなさないが、埋め戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高までとし、これを超えるものは盛土として取り扱う。

ク 盛土とはみなさない埋め戻し行為

四方の地盤に囲まれた窪地において、四方の地盤高まで埋め戻しを行う行為は盛土とはみなさず許可不要となる。ただし、四方の地盤高に標高差がある場合には許可不要とならない場合がある。

※ 「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に付随する盛土等が該当する。これらの盛土等については、国が定める森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）等に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されるものと解される。

第 8 節 工事主への規制（法第 11 条、第 29 条、政令第 7 条、省令第 6 条、第 12 条、第 62 条）

法第 11 条（住民への周知）

工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

法第 29 条（住民への周知）

工事主は、次条第 1 項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

政令第 7 条（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

法第 13 条第 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一～二 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、法第 13 条第 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが 15 メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 〔略〕

省令第 6 条（住民への周知の方法）

法第 11 条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第 1 号に掲げる方法により行うものとする。

一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四 前 3 号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

省令第 12 条（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

令第 7 条第 2 項第 2 号（令第 18 条及び第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

省令第62条（住民への周知の方法）

法第29条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第6条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第1号に掲げる方法により行うものとする。

＜審査基準＞

1 住民への周知の方法

法第11条の規定により、工事主は工事の内容を周知させるために必要な措置を講じることとされており、省令第6条の規定により、次のいずれかの方法により行うこととされている。

- (1) 説明会の開催
- (2) 工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布
- (3) 工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する

2 周知を行う範囲

本法第11条及び第29条に規定する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知のために必要な措置として説明会の開催、書面配布等を行う場合の範囲については、下表に示す範囲とする。

3 周知する工事の具体的内容

本法第11条及び第29条に規定する住民周知の際に周知する工事の具体的な内容は、周知の方法によらず下表の内容を含むこと。

4 説明会の開催が必須となる土地

災害が生ずるおそれが特に大きい以下の土地において、高さ15m超の盛土をする場合には説明会の開催を必須とする。

- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- (3) 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地。

5 周知期間

- 1(3)の周知方法とする場合は、許可申請の前に14日間の周知期間を確保すること。

6 許可申請書に添付する書類

工事主は、1の周知方法に応じて、次の書類を許可申請書に添付するものとする。

- 1(1)の場合
 - ・開催の周知範囲が分かる位置図等
 - ・開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）
 - ・説明会の状況写真
- 1(2)の場合
 - ・配布した書面
 - ・配布している状況写真及び配布日が分かる資料
 - ・配布範囲が分かる位置図等
 - ・配布範囲を決定した根拠となる図面等
- 1(3)の場合
 - ・掲示場所が分かる位置図等
 - ・掲示状況の写真及び掲示日が分かる資料
 - ・閲覧ページの写し（URLを含む）及び閲覧開始日が分かる資料

表－3 工事について住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	・平地盛土 ・切土 ・土石の堆積
周知の範囲	盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ の範囲の住民及び当該範囲に含まれる自治会等
盛土等の区分	・腹付け盛土（地盤勾配 1/10 以上）
周知の範囲	盛土法肩までの高さ h に対して、盛土法肩から下方の水平距離 $5h$ の範囲の住民及び当該範囲に含まれる自治会等
盛土等の区分	・溪流等における盛土 ・谷埋め盛土 ・腹付け盛土のうち周知範囲に溪流等の溪床が存在するもの
周知の範囲	下流の溪床勾配 2 度以上の範囲の住民及び当該範囲に含まれる自治会等

※ 自治会等については、事前相談時点で区域の存する市町村に相談のうえ確認すること。

表－4 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量 ⑧ その他県が必要と認める事項
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ その他県が必要と認める事項

溪流等土地の判定は、以下のURLにて公開している溪流等マップを参考に判定するものとする。

<https://webgis.alandis.jp/iwatemorido03p/complaint/posting/>

第Ⅱ章 許可申請の手続き

第1節 許可申請の手続き

第1項 宅地造成等に関する工事の許可（法第12条、省令第7条）

法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

省令第7条（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。

土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2, 500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第8条第1項第1号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第3の資金計画書

十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	

二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第5の資金計画書

八 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要であると認めて規則で定める書類

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第3条（宅地造成等に関する工事の安全性を確かめるための書類等）

省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

（1） 工事をしようとする土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し

（2） 工事をしようとする土地の登記事項証明書

（3） 許可を受けようとする者が、個人である場合にあっては最近3年間の所得税に係る納税証明書及び事業の経歴を記載した書類（以下「事業経歴書」という。）、法人である場合にあっては最近3年間の法人税に係る納税証明書及び事業経歴書

（4） 工事施行者（請負契約によらないで自らその工事をする者を除く。）が、個人である場合にあっては事業

経歴書、法人である場合にあっては登記事項証明書及び事業経歴書

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

＜法令の解説＞

行政手続法第7条では、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」としているため、申請書に不備等があれば、補正指示ができるものと解される。補正指示をした日から、申請書が補正されるまでの日数は、許認可等の標準処理日数に算定されない。補正が困難な場合は、許可とならないことから、対応について調整が必要となる。

なお、許可に係る手数料の性質は審査事務手数料であるから、許可権者が受理し、審査を開始した場合には、申請を取り下げた場合であっても、許可申請に係る手数料は返還されない。

許可等に係る手数料の金額は、岩手県手数料条例で規定するところによる。

＜審査基準＞

1 土地の所在地、地番及び代表地点の緯度経度（様式第1号4）

許可のあった土地について、その位置図を公表することとしているため、土地の代表地点の緯度経度は、位置を正確に表すため、秒について小数第1位まで記載すること。

2 工事着手前の土地利用状況及び工事完了後の土地利用（様式第1号6、7）

宅地造成又は特定盛土等のどちらに該当するかを判別するため、工事前の土地利用については宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載すること。工事完了後の土地利用は、次の中から選択して記入すること。その他の場合には具体的に記入すること。

- (1) 建築物（住家）
- (2) 建築物（工業・事業用地）
- (3) 太陽光発電設備
- (4) レジャー施設（建築物を伴わない）
- (5) 資材等置き場
- (6) 駐車場・駐輪場
- (7) 農地（田畑）・採草放牧地
- (8) 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）
- (9) 残土処分場
- (10) その他（上記に含まれないもの）

3 土地の地形（様式第1号9）

溪流等（山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものをいう。以下同じ。）において高さ15メートルを超える盛土を行う場合には安定が保持されることを確かめる必要があるため、盛土のタイプによらず、盛土を実施する土地が溪流等に該当するかを申請時に明示すること。

溪流等に該当する土地については、地形図等を用いて判読された溪床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とする。

4 許可申請書の提出部数は2部とする。

第2項 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（法第30条、政令第28条、省令第63条）

法第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第2号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
 - 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
 - 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - 四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第27条第1項の規定による届出をすることを要しない。

政令第28条（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

法第30条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第30条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

省令第63条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類

- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があるとして規則で定める書類

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条（許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるための書類等）

省令第 63 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、第 3 条第 1 項各号に掲げるものとする。

<法令の解説>

行政手続法第 7 条では、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」としているため、申請書に不備等があれば、補正指示ができるものと解される。補正指示をした日から、申請書が補正されるまでの日数は、許認可等の標準処理日数に算定されない。補正が困難な場合は、許可の拒否か申請者みずから申請を取り下げる等の対応となると考えられる。

なお、許可に係る手数料の性質は審査事務手数料であるから、許可権者が受理し、審査を開始した場合には、申請を取り下げた場合であっても、許可申請に係る手数料は返還されない。

許可等に係る手数料の金額は、岩手県手数料条例で規定するところによる。

<審査基準>

1 土地の所在地、地番及び代表地点の緯度経度（様式第 3 号 4）

許可のあった土地について、その位置図を公表することとしているため、土地の代表地点の緯度経度は、位置を正確に表すため、秒について小数第一位まで記載すること。

2 工事の目的（様式第 3 号 6）

土石の堆積の目的の記載に当たっては、次の中から選択して記入すること。その他の場合には具体的に記入すること。

- （1）ストックヤード
- （2）廃棄物処理に伴う土石の堆積
- （3）製品が土石に該当する工場における土石の堆積
- （4）工事に付随する土石の堆積
- （5）その他（上記に含まれないもの）

3 工程の概要（様式第 3 号 7 カ）

土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認する観点から、工程の概要として、年間の搬入・搬出量等の記載をすること。

4 土石の堆積の期間

土石の堆積は、本法第 2 条第 4 号において、一定期間の経過後に当該土石を除却するものと規定されている。本来除却されるべき土石が放置され、危険な盛土等となることを避けるため、土石の堆積の期間は 5 年以内とする。

5 許可申請書の提出部数は 2 部とする。

第2節 工事の届出

第1項 宅地造成等に関する工事の届出（区域指定時施工中届出）（法第21条、政令第26条、省令第52条、第53条、第54条、第55条、第56条）

法第21条（工事等の届出）

宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

政令第26条（届出を要する工事）

法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

- 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

省令第52条（宅地造成等工事規制区域において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第15の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第16の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるとき

第Ⅱ章 許可申請の手続き 第2節 工事の届出

は、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

省令第53条（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法）

法第21条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

省令第54条（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

省令第55条（擁壁等に関する工事の届出）

法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第17の届出書を提出しなければならない。

省令第56条（公共施設用地の転用の届出）

法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第18の届出書を提出しなければならない。

<法令の解説>

工事の届出に関しては、本項及び第2項に示す規制区域指定時に施工中の工事に求める届出と、第3項に後述する特定盛土等規制区域における許可要件未達の工事の届出と、趣旨・手続きの異なる届出が存在することから、本県では混同等を避けるため便宜的に前者を「区域指定時施工中届出」、後者を「特盛区域小規模届出」と呼ぶ。

本項は宅地造成等工事規制区域における「区域指定時施工中届出」について規定している。

本届出は、規制区域指定時点で規制対象となる盛土等を実施している場合に、提出が義務づけられているものである。

第Ⅱ章 許可申請の手続き 第２節 工事の届出

本県においては、令和７年５月２３日に規制区域を指定することから、本届出の提出期限は令和７年６月１３日となり、当該期限までに提出する必要がある。

なお、省令第52条第２項の規定のとおり、次に掲げる中間検査を要する工事の規模の場合には、位置図、地形図、土地の平面図及び盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

- (１) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが２メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (２) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが５メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (３) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが５メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前２号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (４) 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが５メートルを超えるもの
- (５) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

第2項 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（区域指定時施工中届出）（法第40条、政令第34条、省令第82条、第83条、第84条、第85条、第86条）

法第40条（工事等の届出）

特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

政令第34条（届出を要する工事）

法第40条第3項の政令で定める工事は、第26条第1項に規定する工事とする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

省令第82条（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法）

特定盛土等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第15の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第2項の規定を準用する。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第16の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第4項の規定を準用する。

省令第83条（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

法第40条第2項の規定による公表は、第53条に規定するところにより行うものとする。

省令第84条（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

法第40条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

省令第85条（擁壁等に関する工事の届出）

法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第17の届出書を提出しなければならない。

省令第86条（公共施設用地の転用の届出）

法第40条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第18の届出書を提出しなければならない。

<法令の解説>

工事の届出に関しては、第1項及び本項に示す規制区域指定時に施工中の工事に求める届出と、第3項に後述する特定盛土等規制区域における許可要件未満の工事の届出と、趣旨・手続きの異なる届出が存在することから、本県では混同等を避けるため便宜的に前者を「区域指定時施工中届出」、後者を「特盛区域小規模届出」と呼ぶ。

本項は特定盛土等規制区域における「区域指定時施工中届出」について規定している。

本届出は、規制区域指定時点で規制対象となる盛土等を実施している場合に、提出が義務づけられているものである。

本県においては、令和7年5月23日に規制区域を指定することから、本届出の提出期限は令和7年6月13日となり、当該期限までに提出する必要がある。

なお、省令第52条第2項の規定のとおり、次に掲げる中間検査を要する工事の規模の場合には、位置図、地形図、土地の平面図及び盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

第3項 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（特盛区域小規模届出）（法第27条、第28条、政令第27条、省令第58条、第59条、第60条、第61条）

法第27条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第29条第1項又は第2項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

法第28条（変更の届出等）

前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第5項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。

政令第27条（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

法第27条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

省令第58条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

特定盛土等に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第19の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第7条第1項第1号及び第6号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第1号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第7号及び第8号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）
 - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第20の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

第Ⅱ章 許可申請の手続き 第2節 工事の届出

- 一 第7条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第5号及び第6号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）
- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

省令第59条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

省令第60条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

法第27条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

省令第61条（変更の届出）

- 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第21の届出書に、第58条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第22の届出書に、第58条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

<法令の解説>

工事の届出に関しては、前述の規制区域指定時に施工中の工事に求める届出と、本項に示す特定盛土等規制区域における許可要件未満の工事の届出と、趣旨・手続きの異なる届出が存在することから、本県では混同等を避けるため便宜的に前者を「区域指定時施工中届出」、後者を「特盛区域小規模届出」と呼ぶ。

本項は特定盛土等規制区域における「特盛区域小規模届出」について規定している。

本届出の趣旨は、その工事内容を把握することであり、届出書類の図面等から、盛土等の位置や概ねの仕様等を確認するものだが、盛土等の位置から下方の人家への影響が懸念される場合などは、届出書類を審査し、必要に応じて、報告徴取により追加資料（構造計算書、安定計算書等）を求め、技術的基準を勘案して災害の防止のため必要があると認める場合に勧告等を行うことがある。

第3節 申請者となり得る者

本法令では、許可申請者は工事主と定義され「盛土等工事の注文者」とされている。

パターン① 開発事業者（盛土工事発注者）

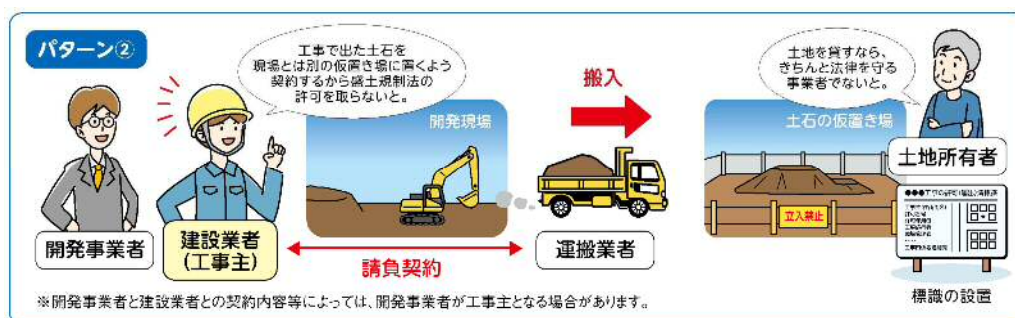
- 事例（１）盛土を伴う宅地開発を実施する不動産業者
 （２）農地転用（盛土）し住宅を建築する土地所有者
 （３）森林を開発し太陽光発電を実施する事業者



（国土交通省・農林水産省「盛土規制法パンフレット（事業者用）」、2023年3月）

パターン② 建設業者

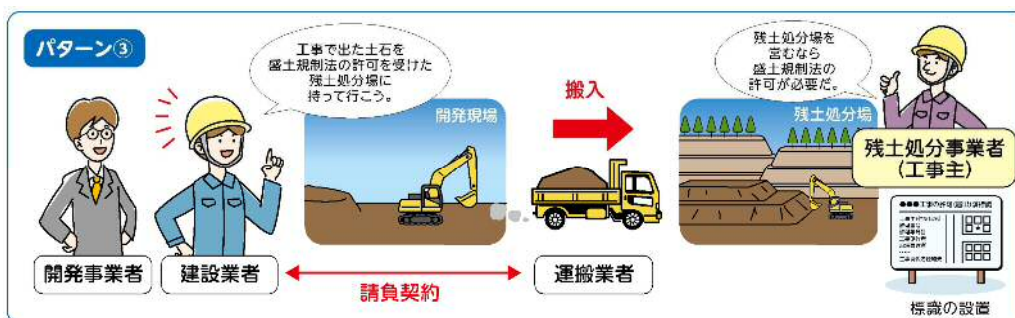
- 事例（１）宅地開発業者から土木工事を請け負った建設業者
 （ただし、残土を自由処分とする請負契約による場合に限る。）
 （２）土木工事を施工中で、施工都合により、別箇所に土砂の一時仮置きをしたい建設業者



（国土交通省・農林水産省「盛土規制法パンフレット（事業者用）」、2023年3月）

パターン③ 残土処分事業者（盛土受入者）

- 事例（１）自らの土地に残土を受け入れる残土処分業者
 （２）土地所有者を仲介し残土を搬入する残土処分業者



（国土交通省・農林水産省「盛土規制法パンフレット（事業者用）」、2023年3月）

第4節 許可の特例（法第15条、法第34条）

法第15条（許可の特例）

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第12条第1項の許可があったものとみなす。

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

法第34条（許可の特例）

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第30条第1項の許可があったものとみなす。

- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第3条（宅地造成等に関する工事の安全性を確かめるための書類等）

- 2 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の申請書及び当該工事に係る同項に規定する開発許可を受けたことを証する書類の写しに、省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して知事又は所管する広域振興局長に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条（宅地造成等に関する工事の協議の申出）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の協議を行おうとする者は、別に定める様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に、省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して知事等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書」とあるのは「土石の堆積に関する工事の協議申出書」と、「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

＜法令の解説＞

本法第15条第1項若しくは第34条第1項で規定する許可があったものとみなす工事又は第15条第2項若しくは第34条第2項で規定する許可を受けたものとみなす工事のうち、面積要件を超えるものについては中間検査及び定期報告の対象となる。

特に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けた工事については、本法の許可を受けたものとみなされることから、中間検査等の手続きを失念しないように留意が必要である。

【令和5年5月26日付国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号国土交通省都市局長農林水産省農村振興局長林野庁長官連名通知「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」より】

＜審査基準＞

- 1 国、県、盛岡市が行う宅地造成等、特定盛土又は土石の堆積については、当該国、県、盛岡市と許可権者である知事又は盛岡市長の協議が成立することをもって、宅地造成等、特定盛土又は土石の堆積の許可があったものとみなす。（変更についても同様）
- 2 協議の成立の基準
原則として、法第12条、13条（第30条、31条）の規定に適合していること。
- 3 他の規定の適用等
協議にあたって適用等の必要がある規定は、下表のとおり。

条項	見出し又は内容
法第11条（第29条）	住民への周知
法第12条第2項第2号から第4号 （第30条第2項第2号から第4号）	資力、信用、施工能力、 権利者の同意
法第13条（第31条）	工事の技術的基準等
法第16条第1項（第35条第1項）	変更の許可等
法第16条第2項（第35条第2項）	変更の届出
法第17条（第36条）	完了検査等
法第18条（第37条）	中間検査
法第19条（第38条）	定期の報告

- 4 省略及び読み替え

資金計画書は、当該組織の予算書類に替える。

申請者の資力を証するものは省略する。

工事施工者は「入札により決定するため未定」とし、施工者決定後速やかに変更協議書を提出すること。

第5節 変更の許可と変更届

第1項 変更許可（法第16条、法第35条、省令第37条、第67条）

法第16条（変更の許可等）

第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。

5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

法第35条（変更の許可等）

第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第38条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第30条第1項の許可の内容とみなす。

5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

省令第37条（変更の許可の申請）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

省令第67条（変更の許可の申請）

特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条（宅地造成等に関する工事の変更の許可の申請等）

- 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第1項の許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付しなければならない。
- 2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「第37条第1項」とあるのは、「第37条第2項」と読み替えるものとする。
 - 3 法第16条第5項の規定により同条第1項の許可とみなされる都市計画法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、同条第2項の申請書及び当該許可を受けたことを証する書類の写しに、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第7条（宅地造成等に関する工事の変更の協議の申出）

- 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、別に定める様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書」とあるのは「土石の堆積に関する工事の変更協議申出書」と、「第37条第1項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第16条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請等）

- 特定盛土等に関する工事について法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付しなければならない。
- 2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「第67条第1項」とあるのは、「第67条第2項」と読み替えるものとする。
 - 3 法第35条第5項の規定により同条第1項の許可とみなされる都市計画法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、同条第2項の申請書及び当該許可を受けたことを証する書類の写しに、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第18条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の協議の申出）

- 特定盛土等に関する工事について法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議を行おうとする者は、別に定める様式による特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「特定盛土等に関する工事の変更協議申出書」とあるのは「土石の堆積に関する工事の変更協議申出書」と、「第67条第1項」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

＜法令の解説＞

工事の計画の変更は、省令第7条に規定する申請書への記載事項及び設置する施設に係る変更を指すものであり、地権者の変更による同意の取得状況の変化その他の本法第12条第2項第2号から第4号まで又は第30条第2項第2号から第4号までに規定する内容の変更については、変更の許可を要さない。

【令和5年5月26日付国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号国土交通省都市局長農林水産省農村振興局長林野庁長官連名通知「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」より】

＜審査基準＞

- 1 許可を受けた後に許可を受けた工事の計画の内容、設計者又は工事施工者を変更しようとするときは、原則として知事等の許可を受けなければならない。ただし、許可の対象となるのは許可後で、かつ、完了前の変更のみである。
- 2 変更の許可を要するのは、工事の計画の変更をしようとする場合であり、以下に例示する。
 - (1) 盛土又は切土をする土地の所在地、面積、範囲、工区割の変更
 - (2) 盛土等のタイプ、形状（勾配、高さ）の変更
 - (3) 擁壁、排水施設、崖面崩壊防止施設等の設計の変更
 - (4) 設計者の変更
 - (5) 工事施工者の変更（ただし、工事施行者が許可申請者である場合は、新規許可を要する。）
- 3 許可を得た区域が全く含まれなくなるような計画位置の変更や、工事区域の流域の変更、工事区域面積が倍以上に増加する等、当初の許可の内容と同一性を失うような大幅な変更を伴う場合は、従前の許可を廃止し、新たな許可を受ける必要がある。
- 4 設計の変更のうち軽微な変更以外の変更が頻繁に行われる場合には、個々の変更について変更の都度変更許可をとるのではなく、事前協議により許可権者の了解を得ることで、いくつかの変更を一括して事後的に許可申請を行うことができる。
- 5 工事施行者が許可申請者である場合に、工事施行者を変更することは、許可申請主体の変更となることから、従前の許可を廃止し、新たな許可を受ける必要がある。
- 6 土石の堆積について、変更の許可においては、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を確認すること等により、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認できた場合に、工事の期間が変更の許可の日から5年以内で変更許可ができる。

第2項 変更届（省令第38条、第68条）

省令第38条（軽微な変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

省令第68条（軽微な変更）

特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第1項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第2項第各号に掲げるものとする。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

法第16条第2項の規定による届出は、別に定める様式による変更届により行わなければならない。

2 法第16条第5項の規定により同条第2項の規定による届出とみなされる都市計画法第35条の2第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事に着手したときは、速やかに、前項の変更届を知事等に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

法第35条第2項の規定による届出は、第6条第1項の変更届により行わなければならない。

2 法第35条第5項の規定により同条第2項の規定による届出とみなされる都市計画法第35条の2第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事に着手したときは、速やかに、第6条第1項の変更届を知事等に提出しなければならない。

＜審査基準＞

次に掲げる事項に該当する場合、変更許可は要しないが、「軽微な変更」として、変更届の提出をしなければならない。変更届には、変更に係る事項の新旧を対照した図書の添付が必要である。

1 工事主、設計者又は工事施行者の氏名・名称・住所の変更（個人の場合、改姓や転居、相続を、法人の場合、改称や合併、事業譲渡、住所移転等が想定される。）

2 工事の着手・完了予定年月日の変更。ただし、土石の堆積に関する工事については、完了予定年月日を延長することは軽微な変更には該当しない。

3 排水施設に係る、排水能力や流量配分等の変更を伴わない位置変更

4 許可を受けた工事主が法人であって、合併後存続する法人（吸収合併）又は合併により新たに設立された法人（新設合併）以外の法人に、許可を承継させることはできない。この場合は変更届ではなく、改めて工事の許可を受ける必要がある。

第3項 届出工事の変更届

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第10条（宅地造成等に関する届出工事の変更の届出）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該工事を変更しようとするときは、別に定める様式による届出工事の変更届に、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第21条第3項に規定する工事に係る同項の規定による届出について準用する。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第21条（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更の届出）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法第40条第1項の規定による届出をした者は、当該工事を変更しようとするときは、第10条第1項の届出工事の変更届に、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第40条第3項に規定する工事に係る同項の規定による届出について準用する。

＜審査基準＞

法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした後に、届出内容の変更をした場合には、「届出工事の変更届」の提出をしなければならない。

第6節 廃止の手続き

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第11条（宅地造成等に関する工事の廃止の届出）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該工事を廃止しようとするときは、別に定める様式による廃止届を知事等に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第22条（特定盛土等に関する工事の廃止の届出）

特定盛土等に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をした者、法第30条第1項の許可を受けた者又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該工事を廃止しようとするときは、第11条の廃止届を知事等に提出しなければならない。

＜法令の解説及び審査基準＞

- 1 宅地造成等、特定盛土又は土石の堆積の許可を受けた者は、宅地造成等、特定盛土又は土石の堆積に関する工事を廃止したときは、その旨を知事等に届け出なければならない。
- 2 宅地造成等、特定盛土又は土石の堆積に関する工事の廃止は、知事等に届出をすることをもって足りることとされている。しかしながら、宅地造成等、特定盛土又は土石の堆積に関する工事をむやみに途中で廃止されると、その周辺の地域に対して土砂流出等の被害を及ぼすおそれがあるため、許可に際しては、廃止した場合の事後処理に関しても必要な条件を付し得ることとされている。
- 3 許可を受けた工事主の相続人等（相続人のほか、合併後存続する法人（吸収合併）又は合併により新たに設立された法人（新設合併））で、工事を継続する意思のないときは、廃止手続きをしてください。

第7節 検査等

第1項 完了検査

法第17条（完了検査等）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

法第36条（完了検査等）

特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

省令第39条（完了検査の申請期間）

法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

省令第40条（完了の検査の申請）

法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

省令第41条（検査済証の様式）

法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第10とする。

省令第42条（確認の申請期間）

法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

省令第43条（確認の申請）

法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

省令第44条（確認済証の様式）

法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第12とする。

省令第69条（完了検査の申請期間）

法第36条第1項の主務省令で定める期間は、第39条に規定する期間とする。

省令第70条（完了検査の申請）

法第36条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

省令第71条（検査済証の様式）

法第36条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第10とする。

省令第72条（確認の申請期間）

法第36条第4項の主務省令で定める期間は、第42条に規定する期間とする。

省令第73条（確認の申請）

法第36条第4項の検査を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

省令第74条（確認済証の様式）

法第36条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第12とする。

<審査基準>

- 1 宅地造成等、特定盛土または土石の堆積に関する許可を受けた者は、工事の区域（それを工区に分けたときは、工区）の全部について工事を完了したときは、完了検査を申請しなければならない。
- 2 知事は、申請のあった工事が許可の内容に適合しているかどうか検査し、適合していると認めたときは、検査済証を許可を受けた者に交付する。
- 3 土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて検査をする。
- 4 許可を受けた者は、工事が完了した日から4日以内に申請をするものとする。

<手続きの解説>

完了検査の手続きの流れは以下のとおり。

(1) 変更が無いことを確認

土地の形質変更に関する許可は、最新の許可の内容と現場とで相違がある場合は、検査不合格となるため、工事主はあらかじめ変更許可を受けておく必要がある

(2) 検査日の日程調整

工事主は、検査の申請に先立ち、許可事務公所の担当者と検査日の日程調整をするものとする。

(3) 検査の申請

工事主は、完了検査申請書等を許可事務公所に提出するものとする。

(4) 検査

書類検査と現地検査の実施。

(5) 検査済証等の交付

検査合格後、許可事務公所は検査済証等を交付する。

第2項 中間検査

法第18条（中間検査）

第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

法第37条（中間検査）

第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第1項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

政令第23条（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

政令第24条（特定工程等）

法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

- 2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

政令第32条（中間検査を要する特定盛土等の規模）

法第37条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第37条第1項の政令で定める工程は、第24条第1項に規定する工程とする。
- 3 前項に規定する工程に係る法第37条第3項の政令で定める工程は、第24条第2項に規定する工程とする。

省令第45条（中間検査の申請期間）

法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

省令第46条（中間検査の申請）

法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

省令第47条（中間検査合格証の様式）

法第18条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第14とする。

省令第75条（中間検査の申請期間）

法第37条第1項の主務省令で定める期間は、第45条に規定する期間とする。

省令第76条（中間検査の申請）

法第37条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

省令第77条（中間検査合格証の様式）

法第37条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第14とする。

<審査基準>

- 1 宅地造成または特定盛土等に関する許可を受けた者は、その工事が特定工程を含む場合、当該特定工程に係る工事を終えたときは、4日以内に、検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して申請しなければならない。
- 2 知事は、申請のあった工事が許可の内容に適合しているかどうか検査し、適合していると認めたときは、検査済証を許可を受けた者に交付する。
- 3 特定工程とは、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水工）を設置する工事の工程のことを指し、盛土断面中間位置の排水施設や、宅内排水（雨水・汚水）、平地盛土における排水施設（ただし、後述する「湧水等が顕著な箇所」の場合を除く）を除くものとする。

なお、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水工）を設置しなければならない箇

第Ⅱ章 許可申請の手続き 第7節 検査等

所は、以下のいずれかの土地であり、詳細は第Ⅲ章第1節第11項排水施設の設置（3-31 ページ）を参照すること。

（1） 溪流等の区域内

（2） 集水地形の谷部

（3） 湧水等が顕著な箇所

4 宅地造成または特定盛土等に関する許可を受けた者は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事を行うことができない。

5 知事は、中間検査を実施した工事内容について、完成検査の対象とすることを要しない。

6 中間検査を要する工事の規模は以下のとおりである。

（1） 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

（2） 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの

（3） 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

（4） 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの

（5） 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

7 宅地造成または特定盛土等に関する許可を受けた者は、工事の各工程の状況を明らかにする写真を整備しておかなければならない。

<手続きの解説>

中間検査の手続きの流れは以下のとおり。

（1） 変更が無いことを確認

土地の形質変更に関する許可は、最新の許可の内容と現場とで相違がある場合は、検査不合格となるため、工事主はあらかじめ変更許可を受けておく必要がある

（2） 検査日の日程調整

工事主は、検査の申請に先立ち、許可事務公所の担当者と検査日の日程調整をするものとする。

（3） 検査の申請

工事主は、中間検査申請書を許可事務公所に提出するものとする。

（4） 検査

書類検査と現地検査の実施。

（5） 検査済証等の交付

検査合格後、許可事務公所は中間検査合格証を交付する。

第3項 定期報告

法第19条（定期の報告）

第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

法第38条（定期の報告）

第30条第1項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

政令第23条（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

政令第25条（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
 - 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

政令第33条（定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

法第38条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第38条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

省令第48条（定期の報告）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当

該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

省令第 49 条（定期の報告の期間）

法第 19 条第 1 項の主務省令で定める期間は、3 月とする。

省令第 50 条（定期の報告の報告事項）

法第 19 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第 3 号に掲げる事項については、2 回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第 13 条第 1 項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

省令第 78 条（定期の報告）

特定盛土等に関する工事について、法第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第 38 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

省令第 79 条（定期の報告の期間）

法第 38 条第 1 項の主務省令で定める期間は、第 49 条に規定する期間とする。

省令第 80 条（定期の報告の報告事項）

法第 38 条第 1 項の主務省令で定める事項は、第 50 条第 1 項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

- 2 特定盛土等に関する工事について、法第 38 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告は、第 50 条第 2 項

各号に掲げる事項について行うものとする。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第3項各号に掲げる事項について行うものとする。

＜審査基準＞

- 1 宅地造成等、特定盛土または土石の堆積に関する許可を受けた者は、3ヵ月ごとに、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 報告事項は以下のとおりである。
 - (1) 共通事項
 - ア 工事が施行される土地の所在地
 - イ 工事の許可年月日及び許可番号
 - ウ 前回の報告年月日
 - (2) 宅地造成又は特定盛土等
 - ア 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - イ 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - ウ 報告の時点における盛土又は切土の土量
 - エ 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
 - (3) 土石の堆積
 - ア 報告の時点における土石の堆積の高さ
 - イ 報告の時点における土石の堆積の面積
 - ウ 報告の時点における堆積されている土石の土量
 - エ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
- 3 定期報告を要する工事の規模は以下のとおりである。
 - (1) 宅地造成等または特定盛土の場合
 - ア 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - イ 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - ウ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - エ 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
 - オ 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの
 - (2) 土石の堆積の場合
 - ア 高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
 - イ 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの
- 4 宅地造成等または特定盛土に関する許可を受けた者は、工事の各工程の状況を明らかにする写真を整備しておかなければならない。

第4項 工事の一部完了検査

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条（宅地造成等に関する工事の完了検査）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

- 2 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事が完了し、都市計画法第36条第2項の検査済証の交付を受けたときは、当該検査済証の写しを知事等に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第19条（特定盛土等に関する工事の完了検査）

特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第36条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

- 2 法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事が完了し、都市計画法第36条第2項の検査済証の交付を受けたときは、当該検査済証の写しを知事等に提出しなければならない。

＜審査基準＞

- 1 宅地造成等、特定盛土または土石の堆積に関する許可を受けた者は、工事の区域を工区に分けたときは、工区の全部について工事を完了したときは、工事の一部完了検査を申請することができる。
- 2 知事は、申請のあった工事が許可の内容に適合しているかどうか検査し、適合していると認めたときは、検査済証を許可を受けた者に交付する。
- 3 土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて検査をする。
- 4 許可を受けた者は、工事が完了した日から4日以内に申請をするものとする。

＜手続きの解説＞

一部完了検査の手続きの流れは以下のとおり。

（1）変更が無いことを確認

土地の形質変更に関する許可は、最新の許可の内容と現場とで相違がある場合は、検査不合格となるため、工事主はあらかじめ変更許可を受けておく必要がある

（2）検査日の日程調整

工事主は、検査の申請に先立ち、許可事務公所の担当者と検査日の日程調整をするものとする。

（3）検査の申請

工事主は、完了検査申請書を許可事務公所に提出するものとする。

（4）検査

書類検査と現地検査の実施。

（5）検査済証等の交付

検査合格後、許可事務公所は検査済証等を交付する。

第5項 届出工事の完了届

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第23条（届出に係る工事の完了の届出等）

法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、別に定める様式による届出工事の完了届を知事等に提出しなければならない。

- 2 法第27条第5項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を申請した者は、当該申請に係る工事が完了し、同法第36条第2項の検査済証の交付を受けたときは、当該検査済証の写しを知事等に提出しなければならない。

＜法令の解説＞

法第21条第1項または法第40条第1項の規定により届出された工事等は、法第21条第2項または法第40条第2項の規定により公表されていることに鑑み、工事完了の情報も公表するものとし、完了届の提出を求めるもの。

なお、法第21条第3項及び法第40条第3項の届出情報は、法令により公表することを規定されていないが、工事がいつまでも完了しない場合に、周辺へ防災上の悪影響を及ぼすことも考えられることから、許可権者にて工事の完了状況を把握しておくもの。

第8節 標識の掲示（法第49条、省令第87条）

法第49条（標識の掲示）

第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

省令第87条（標識の様式及び記載事項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第23によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第24によるものとする。

3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

<法令の解説>

工事主は、許可を受けたとき又は届出（特盛届出）をしたときは、法令に定める事項を当該土地の見やすい場所に掲示しなければならない。

また、変更許可を受けたとき又は変更届をした場合は、標記に記載する内容を改めるものとする。

なお、都市計画法第29条の許可を受けた者が、本法第15条第2項の規定により許可があったものとみなされる場合、本条の規定は適用されることとなる。この場合に、記載する事項のうち許可年月日及び許可番号は、都市計画法の手続きに係る許可年月日及び許可番号を記載する。

標識に記載すべき事項は以下のとおりであり、標識の標準様式を次に示す。

- 1 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 3 工事施行者の氏名又は名称
- 4 現場管理者の氏名又は名称
- 5 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 6 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 7 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 8 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 9 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 10 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 11 許可又は届出先の県の部局の名称及び連絡先

90センチメートル以上

70センチメートル以上

[宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可] 済標識 [特定盛土等に関する工事の届出]				
1	工事主の住所氏名			見取図
2	許可番号	第 号		
3	許可又は届出年月日	年 月 日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日		
10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出先の県の部局の 名称及び連絡先			

50センチメートル以上

[注意]

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9、及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

第9節 建築確認申請書に添付する証明書（省令第88条）

省令第88条（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

＜法令の解説＞

本県においては、建築確認申請の際の添付書類として、各法令の適合証明書までは求めておらず、それぞれの「許可証等の写し」で足りるとされていることから、本法の許可を受けた者は本法の許可証の写しを建築確認申請の際の添付書類とすることができる。

一方、本法の許可が不要である場合において、建築確認審査機関から特に提出を求められた場合に、省令第88条に基づき建築確認申請に添付する証明書の交付を求めることができる。

当該証明書の交付申請は、別に定める様式に、以下の図書を添付して申請するものとする。

- 1 位置図
- 2 現況平面図
- 3 現況断面図
- 4 造成平面図
- 5 造成断面図
- 6 現況写真

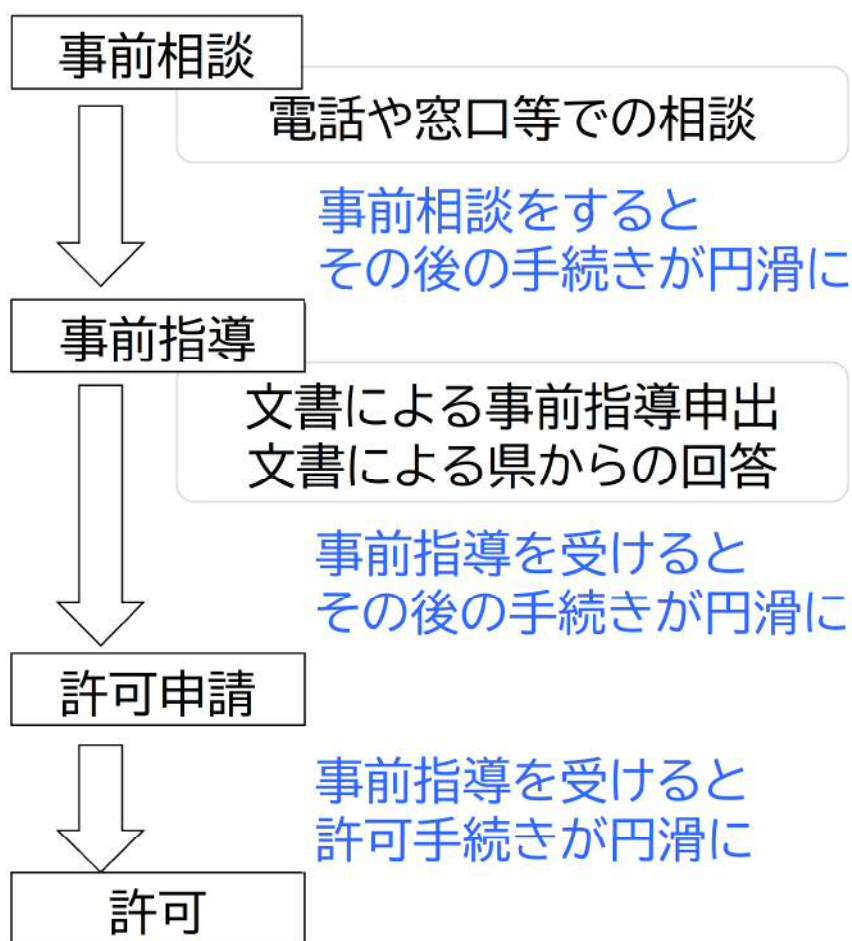
第10節 事前指導の手続き

<解説>

本法は土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものであり、盛土等を行う土地によっては、他の土地利用規制関係法令等の許認可が必要になることがある。

盛土等の行為を規制する複数の許認可が存在することを踏まえると、盛土等計画者に対し、計画策定途上の適切な段階において、その申出に基づいて、関連行政分野との調整を図ったうえで事前指導を行い、その手続を一般化、明確化することによって、関係事務の迅速かつ確実な処理を図り、もって盛土等計画者の利便性に資するものである。

事前指導の対象は、盛土等計画者から事前指導の申出のあったものとし、許可申請を見込んでいる計画はもとより、法第12条（宅地造成等の許可）、第27条（特定盛土等の届出）又は第30条（特定盛土等の許可）に該当するものであるかどうか疑義のある計画についても申し出ることができる。また、盛土等計画者が特に指導を受けたい事項がある場合は、その内容を記載のうえ、申出書を提出して差し支えない。



第 11 節 標準処理期間（行政手続法第 6 条）

行政手続法第 6 条（標準処理期間）

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

＜法令の解説＞

本県における、本法の許可申請手続に係る標準処理期間は下表のとおりである。

ただし、標準処理期間とは、申請を行った後に、申請者側から当該内容の変更等がない場合の通常要すべき期間のことを指し、申請書の不備その他各機関の責めに帰することのない事由により変動する期間は含まれない。

また、当該期間は、期間の目安を定めたものであり、申請者に対して期間内での処理を受ける権利を付与するものではないこと、申請書の不備により補正するための期間及び休日（土曜日及び日曜日等）は算入されないものであること、申請書を受付した日の翌日から起算し、許可証等の発送日又は手交日等をその満了日とするものであることに留意し、期間に余裕をもって申請を行うことが重要である。

なお、事前指導の手続きを経ない許可申請は、この標準処理期間にはよらないものである。

手続き	標準処理期間
事前指導	60 日
許可申請	30 日（※）
花巻市、奥州市、一関市から都市計画法第 29 条の許可を得た工事の中間検査	34 日

注意事項

- 1）※は事前指導を経た許可申請の場合に限る。
- 2）溪流等において 15m 以上の盛土をする場合にはこれによらないものとする。
- 3）「標準処理期間」とは、申請を行った後に、申請者側から当該内容の変更等がない場合の通常要すべき期間であること。（申請書の不備その他各機関の責めに帰することのない事由により変動する期間は含まれない。）
- 4）当該期間は、期間の目安を定めたものであり、申請者に対して期間内での処理を受ける権利を付与するものではないこと。
- 5）当該期間には、申請書の不備により補正するための期間及び休日（土曜日及び日曜日等）は算入されないものであること。

第Ⅲ章 技術基準

第1節 技術的基準

第1項 総論（法第13条、第31条、政令第6条、省令第11条）

法第13条（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

法第31条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第40条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

政令第6条（擁壁、排水施設その他の施設）

法第13条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

省令第11条（崖面崩壊防止施設）

令第6条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

＜法令の解説＞

宅地造成、特定盛土及び土石の堆積に関する工事等の実施に当たっては、実施する地区の気象、地形、地質、地質構造、土質、環境等の自然条件、工事等の内容、土地利用状況等の社会条件に留意して、個々具体的に必要な防災措置を検討するものとする。特に、山地・森林等では地形や地下構造が複雑な上、雨水や地下水の流出過程も複雑である。

さらに、山地斜面は、土質や植生等の多様な要因の影響を受けて、微妙なバランスの上で安定性が保たれている場合もある。このような山地・森林の場合が有する複雑性・脆弱性や溪流・集水地形といった特性、残土処分場や太陽光発電施設等の多様な開発形態を考慮した防災措置が必要である。

防災措置の検討に当たっては、必要な性能が確保されるよう、設計・施工の各段階で情報を共有し、現地での施工性等も考慮して全体の整合を図ることとする。また、将来にわたり工事等実施地区の安全性が確保されるよう、施設等の維持管理も含めて十分に検討することが必要である。

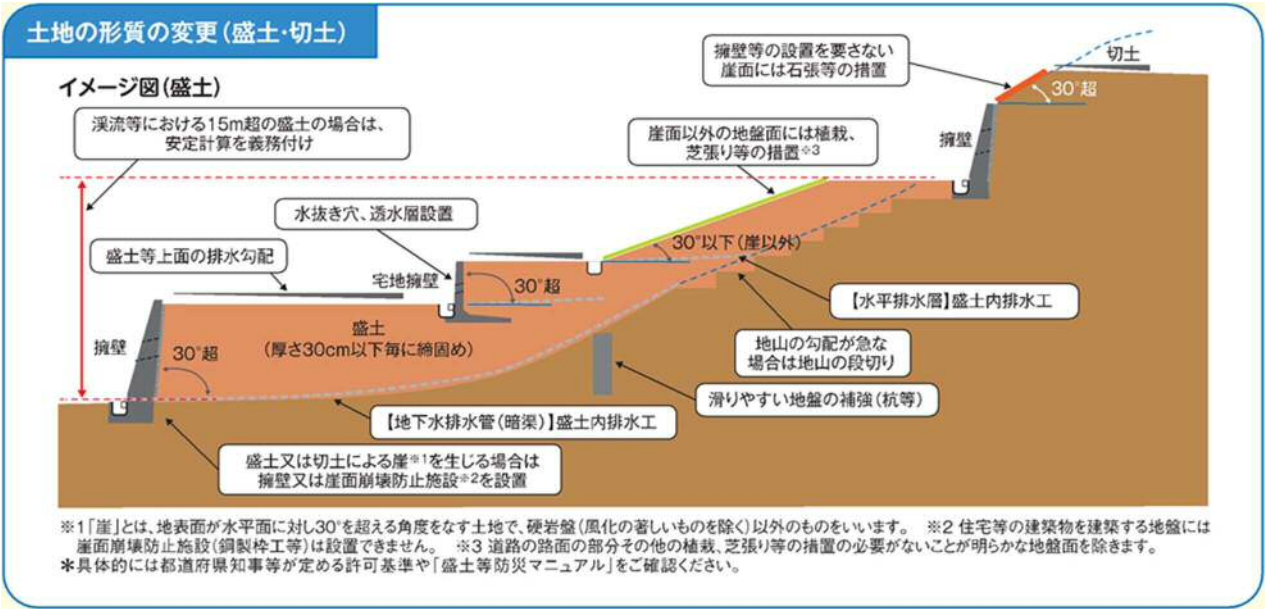
これらを踏まえ、規制区域や行為にかかわらず人命に危害を及ぼすおそれがあることから、盛土、切土又は土石の堆積いずれの行為においても安全確保に関する基準は区域にかかわらず基本的に同一とする。

【盛土等防災マニュアル（Ⅰ・3、Ⅱ・2、Ⅲ）より】

政令で定められている土地の形質の変更（盛土および切土）に係る技術的基準において、対象となる各種施設は、政令第6条に規定される以下の施設をいう。

- (1) 擁壁
- (2) 崖面崩壊防止施設
- (3) 排水施設
- (4) 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留

下図に各種施設の概念図を示す。



図ー13 盛土及び切土の各種施設の概念図

(国土交通省「盛土規制法パンフレット（事業者用）」、2023年3月)

第2項 地盤について講ずる措置（政令第7条、省令第12条）

政令第7条（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

省令第12条（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

＜法令の解説＞

- 1 山間部における河川の流水が継続して存する土地等（溪流等）において高さ15メートル超の盛土をする場合は、以下の検討を行う必要がある。

ここで、溪流等の範囲は、県が公開している盛土情報システムの溪流マップを参考にしてよいものとする。

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となることがあることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し高さ15メートル超の盛土を行う場合には、次の措置を講ずるものとする。

- (1) より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
- (2) 間隙水圧を考慮した安定計算を標準とする。
- (3) 液状化判定等を実施する。
- (4) 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

【盛土等防災マニュアル（V・5）より】

- 2 切土における施工上の留意事項について、切土面に滑りやすい地盤があるなどの場合について、以下の様に定められている。

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切な対応を図るものとする。また、切土をした後ののり面にすべりやすい土層が認められた場合で、やむを得ずこの土層を残すときは、そののり面にすべりが生じないよう、のり面の安定度を増すための措置を講ずることが必要である。

なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないよう留意することが大切である。

- (1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- (2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- (3) 土質が層状に変化している場合
- (4) 湧水が多い場合
- (5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
- (6) 積雪・寒冷地域の場合

【盛土等防災マニュアル（IV・4）より】

＜審査基準＞

1 盛土を行う場合の措置

(1) 敷均し及び締固め

ア 1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）は、おおむね30センチメートル以下、均等かつ所定の厚さ以内に敷均すこと。

イ 締固めは、土質に応じて品質規定方式もしくは工法規定方式とすること。

(2) 盛土内排水層

ア 盛土内の含水比を低下させるために、盛土の小段ごとに水平排水層を設けること。

イ 水平排水層の層厚は、30センチメートル以上（碎石や砂の場合）とし、長さは小段高さ（H）の2分の1以上とすること。

ウ 水平排水層は、5～6%の排水勾配を設けることを標準とすること。

エ 排水層の材料は、透水性が高いものを用いること。

オ 良質の礫・砂質材料の確保が難しい場合は、ジオテキスタイル系の各種材料の適用も検討すること。

カ 高含水比の火山灰質粘性土等、保水性が高い材料により高い盛土を行う場合には、盛土のり面内深くまで排水層（フィルター層）を設けること。

(3) 土留めの設置等

ア 必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー等の抑止工など、のり面の安定性向上に関する対策工の設置を行うこと。

2 盛土のり面の形状

(1) 盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。

(2) のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高5メートル程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1～2メートルとする。この場合、2つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設けるものとする。

3 傾斜地盤上の盛土の措置

(1) 傾斜地盤上の盛土

ア 表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層は、掘削除去すること。

イ 不良土が厚く堆積し、除去することが困難な場合は、不良土の改良（原位置でそのまま固化材と不良土とを混合して改良する安定処理等）を検討すること。

ウ 基礎地盤の勾配が15度程度（約1:4）以上の場合には、原則として段切りを行うこと。

エ 段切りの寸法は、高さ50センチメートル、幅1メートル程度以上とすること。

オ 段切り面には、勾配を付した地下水排除工を設けること。

カ 段切り面の排水勾配は、のり尻方向に3～5%程度とすること。

キ 盛土の高さが高い、または湧水が多いなど、盛土の横断方向に排水する方が望ましい場合は、逆勾配として段切り面上にジオテキスタイル等の排水工を敷設するなどの対策を検討すること。

ク 在来地盤に湧水箇所がある場合には、透水性が高い材料で排水層を設け、盛土内に滞水を生じないよう確実に排除するための地下排水工を設置すること。

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第2項 地盤について講ずる措置

4 盛土又は切土の上面の排水勾配の措置

- (1) 崖の上端に続く地表面の雨水その他の地表水は、原則として崖と反対方向に流れるように勾配を付して排水すること。
- (2) 崖と反対方向に勾配を付して排水することが困難な場合、上端に側溝を設けるなど、適切な排水対策を講じること。
- (3) 排水溝の断面は、流量を検討して決定し、十分に余裕を持った断面とし、排水溝の流水が地山に浸透しないような構造とすること。

5 溪流等における高盛土の安定検討の措置

- (1) 高さ15メートル超で盛土量5万立方メートル以下の盛土をする場合、検討に当たっては、一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた水文状況や、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握すること。
- (2) 上記の盛土の安定計算は、高さ15メートル以下の盛土の場合に示す方法に準じて行うこと。
- (3) 上記の安定計算は、間隙水圧を考慮すること。また、地震時の強度低下を考慮すること。
- (4) 上記の盛土の場合は、液状化判定等を実施すること。
- (5) 高さ15メートル超で盛土量5万立方メートル超の盛土は、より詳細な地質調査、水文調査を追加で行った上で、三次元の変形解析や浸透流解析等により多角的に検証を行うこと。その場合、解析条件を適切に設定し、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意すること。
- (6) 上記の盛土では、施工時には安定性の検討条件から逸脱する盛土材料等は施工の各段階で使用しない等の措置を講ずること。
- (7) 上記の盛土で、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等での評価が適当な場合には、二次元解析を適用すること。

6 切土を行う場合の措置

- (1) 切土後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合は、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。なお、滑りやすい土質の判断目安は以下のとおりである。
 - ア 岩盤の上を風化土が覆っている場合
 - イ 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
 - ウ 土質が層状に変化している場合
 - エ 湧水が多い場合
 - オ 表面はく離が生じやすい土質の場合
 - カ 積雪・寒冷地域の場合

＜工事施工に当たっての技術的助言＞

1 盛土を行う場合の措置

(1) 敷均し及び締固め

ア 敷均しは、水平薄層で施工すること。高まき施工を行ってはならない。

イ 締固め機械は、工種、土質、工事規模等と、締固め機械の特性を考慮して選定を行うこと。

(2) 盛土内排水層

ア 排水層の材料に砕石や砂等の粒形の揃ったものを適用する場合は、地震時の液状化現象について留意すること。

2 傾斜地盤上の盛土の措置

(1) 傾斜地盤上の盛土

ア 表層部を除去する場合に、下部より掘削除去すると、上部の堆積層が滑りを生じることもあるので注意すること。

イ 既設盛土に段切りを行う場合は、既設盛土の低い部分から順次段切りを行うこと。

ウ 腹付け盛土材料は、既設盛土と同質又はそれ以上のものを用い、十分に締固めること。この際、既設盛土との境界付近に、特に注意を払うこと。

3 盛土又は切土の上面の排水勾配の措置

盛土斜面における排水溝は、土が落ち着いた段階でプレキャスト製品等を設置すること。

第3項 擁壁の設置（政令第8条）

政令第8条（擁壁の設置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - （1） その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの
 - （2） その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
 - 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。
- 2 前項第1号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第1

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35°	45°

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

＜審査基準＞

1 擁壁の設置

- (1) 以下のような「崖」が生じた場合には、原則としてその崖面を擁壁で覆うこと。
 - ア 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
 - ウ 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
- (2) 以下の場合には、擁壁を設置しなくても良い。
 - ア 下表「切土のり面の勾配」の表に該当する崖面の場合
 - イ 土質試験その他の調査又は試験に基づき安定計算をした結果、擁壁の設置が必要ではないと認められる場合
 - ウ 基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に機能及び性能の維持が困難で、擁壁に代えて、「崖面崩壊防止施設」を適用した場合
 - エ 地下水や浸透水等を排除する必要がある、擁壁に代えて、「崖面崩壊防止施設」を適用した場合
 - オ 下図に示すように連続した崖面がある場合では、上下の間にある崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなして、その崖の上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分は擁壁を設置しなくてよい。
- (3) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。
- (4) 擁壁は、構造計算等により設計すること。
- (5) 擁壁には、水抜き穴等を設置すること。
- (6) 擁壁の選定に当たっては、事業地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準を考慮し、擁壁に求められる安全性を確保できるものを選定すること。
- (7) 擁壁を含めた地盤及び斜面全体の安全性についても総合的に検討すること。
- (8) 擁壁の基礎地盤が不安定な場合は、必要に応じて基礎処理等の対策を講じること。

表ー5 切土のり面の勾配（擁壁の設置を要しない場合）

のり高 のり面の土質	がけの上端からの垂直距離	
	① $H \leq 5\text{m}$	② $H > 5\text{m}$
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度 (約1:0.2) 以下	60度 (約1:0.6) 以下
風化の著しい岩	50度 (約1:0.9) 以下	40度 (約1:1.2) 以下
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他 これらに類するもの	45度 (約1:1.0) 以下	35度 (約1:1.5) 以下

【盛土等防災マニュアル (VI・1) より】

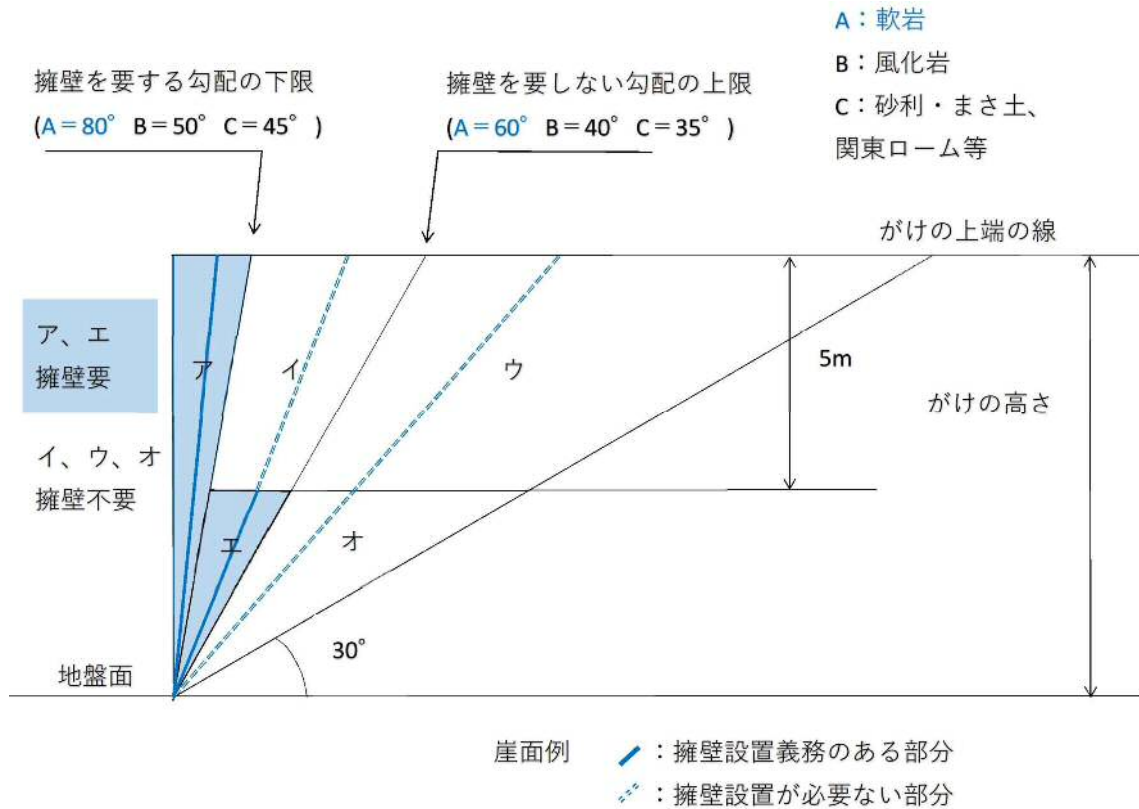


図-14 擁壁を要しない崖又は崖の部分（1）軟岩の場合

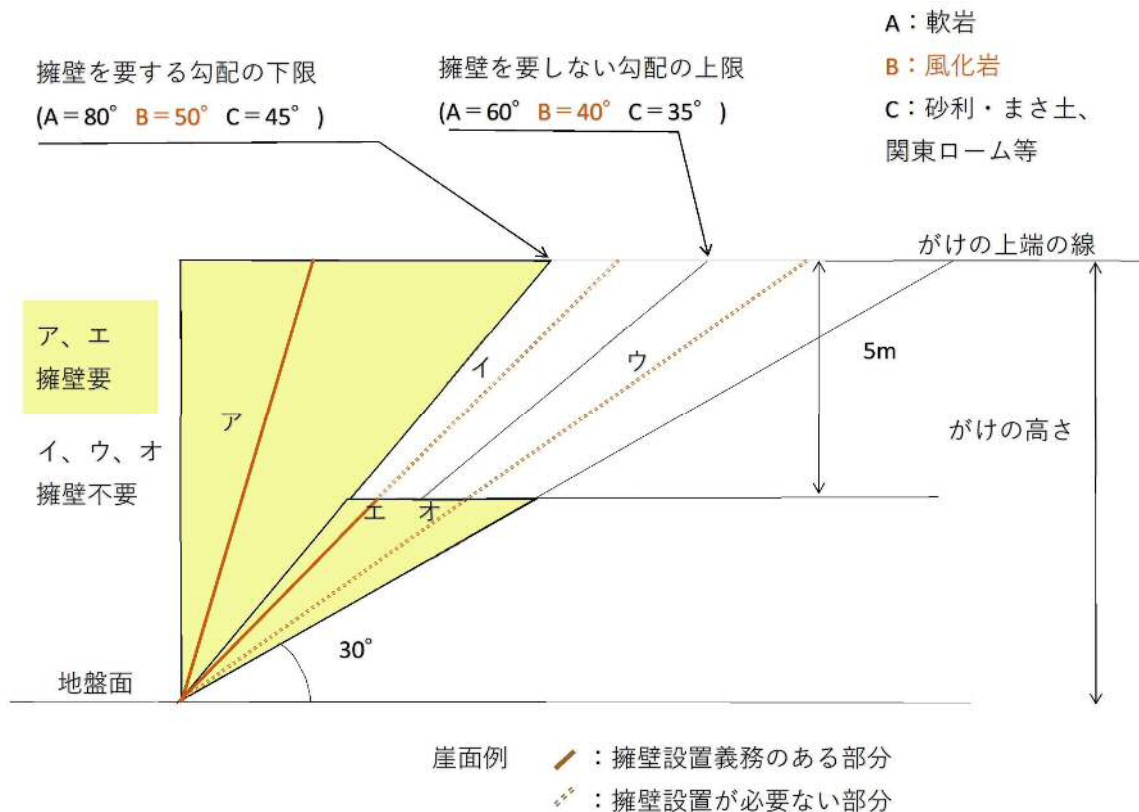


図-15 擁壁を要しない崖又は崖の部分（2）風化岩の場合

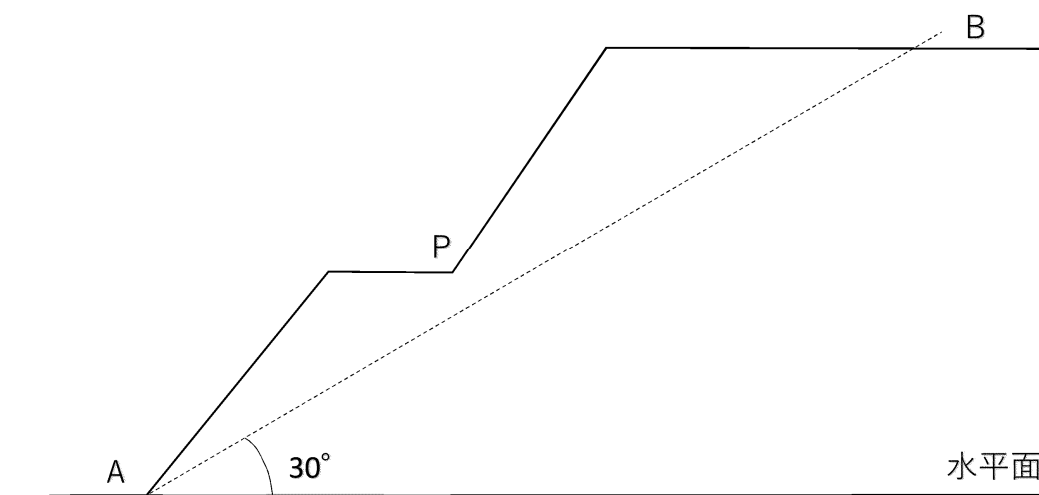


図-16 一体の崖とみなされる崖

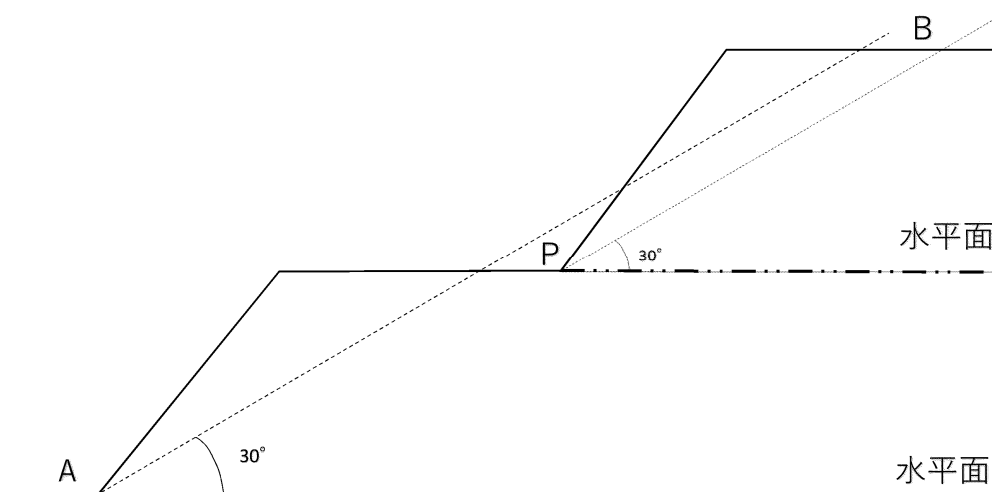


図-17 別の崖とみなされる崖

2 既存擁壁の改修の考え方

- (1) 改修によって擁壁高さ、位置関係及び構造が変わらない場合は、許可不要とする。ただし、不適切な構造である場合には、指導等の対象となる。

施工前



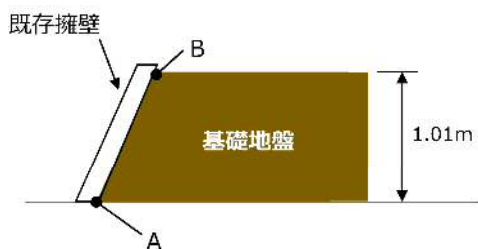
施工後



図-18 許可不要の擁壁改修のイメージ

- (2) 改修によって擁壁高さ、位置関係又は構造のいずれかが変わり、盛土又は切土が発生する場合は、許可等が必要となる。

施工前



施工後

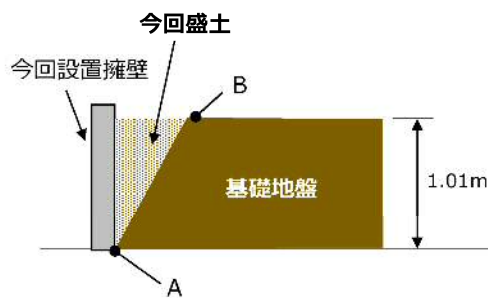


図-19 許可が必要となる擁壁改修のイメージ

3 擁壁の根入れ深さ

練積擁壁の根入れ深さは後述するが、一般的な留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 水路、河川に接している場合

水路、河川に接して擁壁を設ける場合の根入れ深さは河床からとる。ただし、河川改修計画等がある場合は、計画河床高からとる。

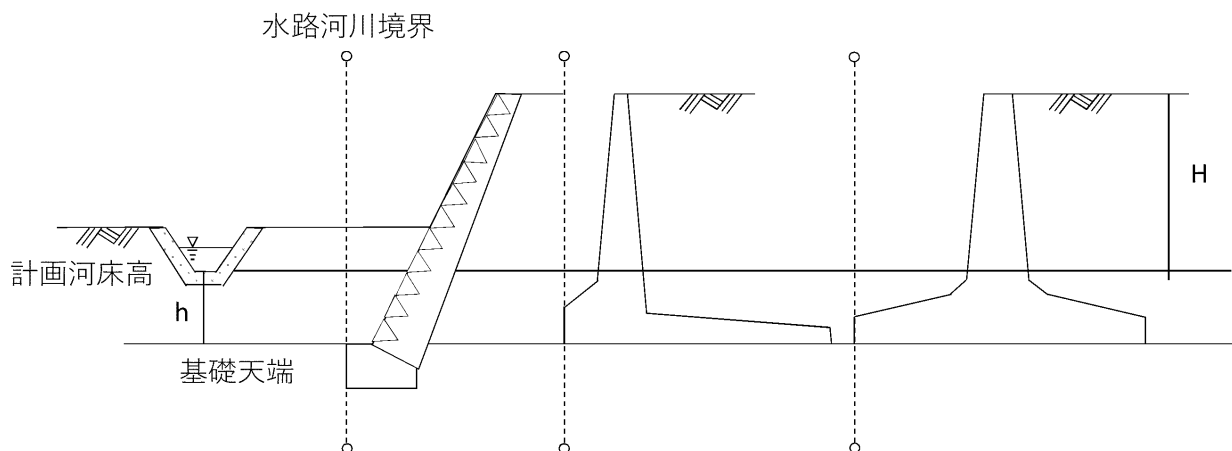


図-20 水路や河川に接する擁壁の根入れ深さのとりかた

- (2) 擁壁前面に側溝を設ける場合

擁壁前面に側溝を設ける場合は、地表面からの高さをとる。

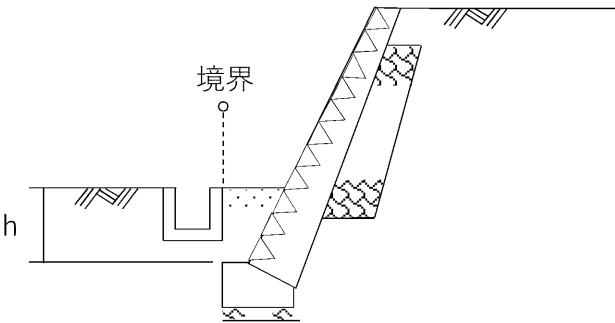


図-21 擁壁前面に側溝を設ける場合の根入れのとりかた

(3) 擁壁前面にL型側溝を設ける場合

擁壁前面にL型側溝を設ける場合は、エプロン天端高の低い箇所からとる。

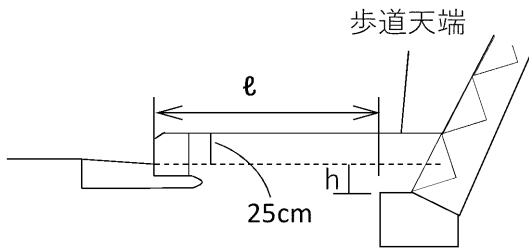


図-22 擁壁前面にL型側溝を設ける場合の根入れのとりかた

4 擁壁設置時の留意事項

(1) 斜面上に擁壁を設置する場合

斜面上に擁壁を設置する場合には、下表の土質に応じ、下図のと通りの離隔や保護工を検討する。

表 土質別角度

背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

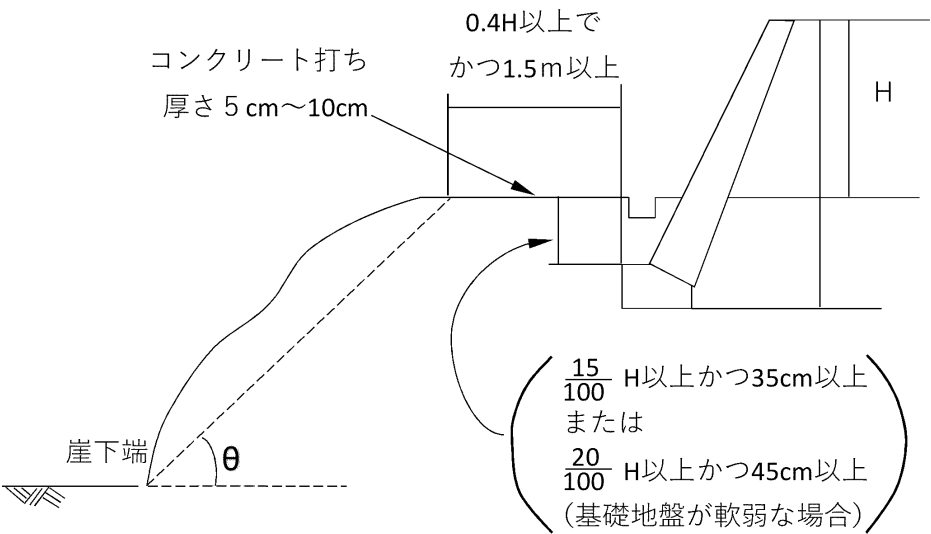


図-23 斜面上に擁壁を設置する場合

(2) 上部・下部擁壁を近接して設置する場合

上部・下部擁壁を近接して設置する場合には、下図のと通りの離隔及び根入れ深さを検討する。

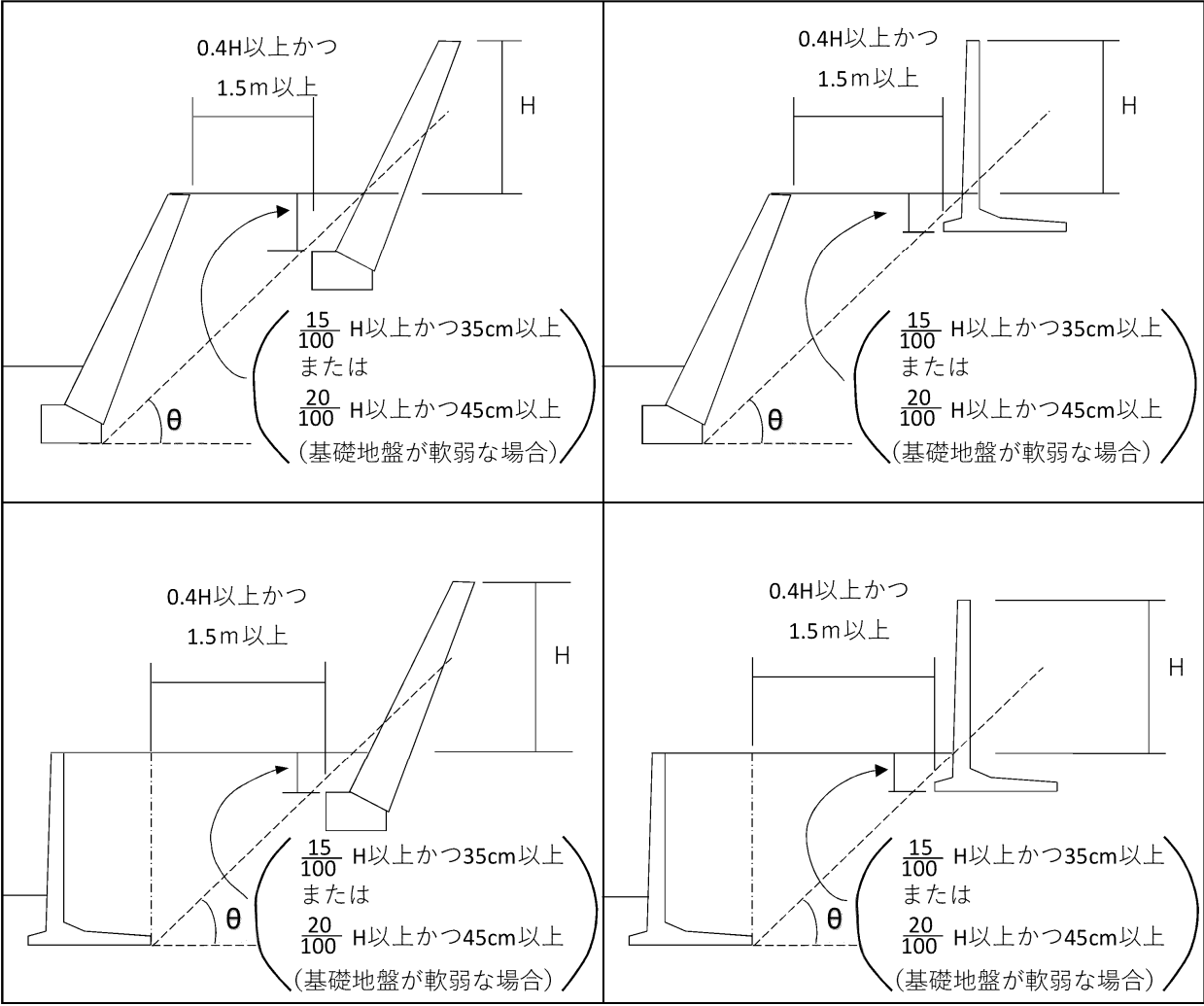


図-24 上部・下部擁壁を近接して設置する場合

第4項 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造（政令第9条）

政令第9条（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの2／3以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の2／3以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。

ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第2

土質	単位体積重量（1立法メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1. 8 t	0. 3 5
砂質土	1. 7 t	0. 4 0
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1. 6 t	0. 5 0

別表第3

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0. 5
砂質土	0. 4
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土 （擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0. 3

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

- 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。
 - 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
 - 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければならない。
 - 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。
- 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定するものとする。
- 設計に用いる地震時荷重は、1（3）で述べた地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。
- 擁壁底板と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次式により求める。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を超えないものとする。

なお、これによることが適当でない場合や、小規模な盛土等においては、施行令別表第2及び第3の値を用いることができる。

ただし、別表第2の土圧係数は背面土の勾配を 90° 以下、余盛等の勾配及び高さをそれぞれ 30° 以下及び1メートル以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面等には積載荷重がないものとして計算されているので、この条件に合致しないものについては、別表第2の土圧係数を用いることはできない。

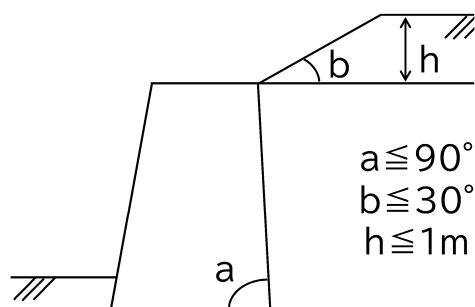


図-25 政令別表第2の土圧係数を適用する前提条件

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第4項 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

- 5 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とする。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則とするが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設ける。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮する。
- 6 伸縮継目は、原則として擁壁長さ 20m以内ごとに 1箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断すること。
- 7 擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を擁壁の高さ分だけ避けて設置し、隅角部は確実に補強すること。
- 8 政令で想定する設計条件下で、同法施行令第 17 条に基づきいわゆる「大臣認定擁壁」を使用する場合は、安定計算、応力計算を省略して良い。ただし、支持地盤に問題がないことを証する書面を添付すること。

＜工事施工に当たっての技術的助言＞

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1 地盤（地耐力等）
土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認する。
- 2 鉄筋の継手及び定着
主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行う。
- 3 伸縮継目及び隅角部の補強
伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強する。
- 4 コンクリート打設、打継ぎ、養生等
コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行う。
- 5 擁壁背面の埋め戻し
擁壁背面の裏込め土の埋め戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行う。また、沈下等が生じないように十分に締固める。
- 6 排水
擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。
- 7 その他
崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

第5項 練積み造の擁壁の構造（政令第10条）

政令第10条（練積み造の擁壁の構造）

第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4左欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの15/100（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの20/100（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第4

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70° を超え 75° 以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を超え 3m 以下	50cm 以上
		65° を超え 70° 以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を超え 3m 以下	45cm 以上
			3m を超え 4m 以下	50cm 以上
		65° 以下	3m 以下	40cm 以上
			3m を超え 4m 以下	45cm 以上
			4m を超え 5m 以下	60cm 以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70° を超え 75° 以下	2m 以下	50cm 以上
			2m を超え 3m 以下	70cm 以上
		65° を超え 70° 以下	2m 以下	45cm 以上
			2m を超え 3m 以下	60cm 以上
			3m を超え 4m 以下	75cm 以上
		65° 以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を超え 3m 以下	50cm 以上
			3m を超え 4m 以下	65cm 以上
			4m を超え 5m 以下	80cm 以上

（別表第4は次ページにつづく）

第三種	その他の土質	70° を超え 75° 以下	2 m 以下	85cm 以上
			2 m を超え 3 m 以下	90cm 以上
		65° を超え 70° 以下	2 m 以下	75cm 以上
			2 m を超え 3 m 以下	85cm 以上
			3 m を超え 4 m 以下	105cm 以上
		65° 以下	2 m 以下	70cm 以上
			2 m を超え 3 m 以下	80cm 以上
			3 m を超え 4 m 以下	95cm 以上
			4 m を超え 5 m 以下	120cm 以上

政令第 18 条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第 13 条第 1 項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第 7 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 15 条第 2 項第 2 号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第 2 条第 1 号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第 30 条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第 31 条第 1 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第 7 条から第 17 条まで及び第 20 条の規定を準用する。この場合において、第 13 条中「第 12 条第 1 項又は第 16 条第 1 項」とあるのは「第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項」と、第 15 条第 2 項第 2 号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第 2 条第 1 号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

- 練積み造擁壁は、擁壁の勾配、高さ、下端部分の厚さが崖の土質に応じて政令第 10 条別表第 4 に示す基準に適合していなければならないと同時に、擁壁上端の厚さは地盤の土質が別表第 4 における第一種・第二種の土質に該当する場合は 40cm、第三種の土質に該当する場合は 70cm を最小とし、それ以上の値でなければならない。

図示すると下図のとおりである。

別表第 4 の土質の区分は土の力学的性質によって分類されたもので、例示されていない土質については、その内部摩擦角、粘着力等を例示されている土質と比較し、それが第何種の土質に該当するかを判別しなければならない。

なお、切土の場合に限り、N 値から内部摩擦角や粘着力を推定して良いものとする。なお第何種の土質に該当するか判別する際は、背面盛土または基礎地盤の弱い方を採用する。

- 石材その他の組積材は、控え長さを 30 センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。裏込め工の形状は以下を参考とすること。

表－6 透水層の厚さ

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
2 m 以下	30cm	60cm
2 m を超え 3 m 以下	30cm	60cm
3 m を超え 4 m 以下	30cm	80cm
4 m を超え 5 m 以下	30cm	100cm

※ 切土の場合は 30cm 均一で良い

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第5項 練積み造の擁壁の構造

- 3 政令第 10 条別表第 4 において想定したがけの状況は、擁壁上端に続く地表面が水平で、当該擁壁に作用する載荷重は 1 平方メートルにつき 0.5 トン程度のものである。したがって載荷重がこれをこえるような場合には、土圧等の外力を十分調査のうえ構造の安全性を検討して構法を決めなければならない。

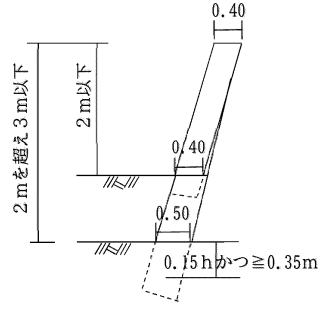
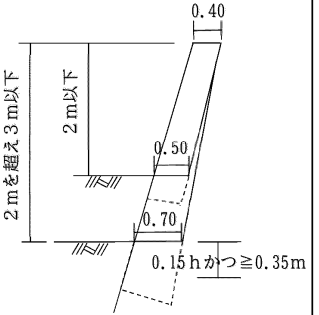
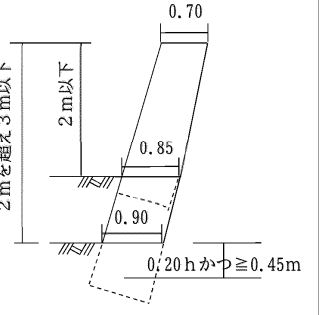
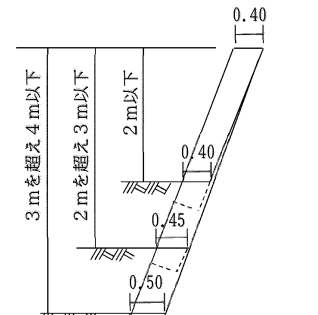
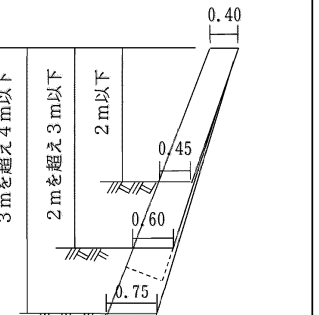
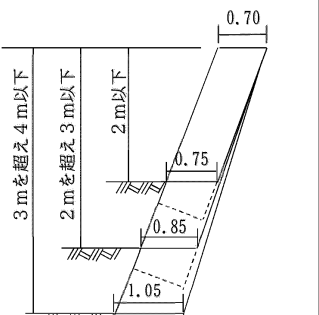
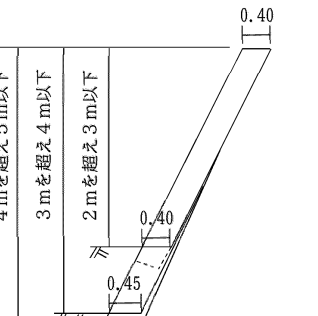
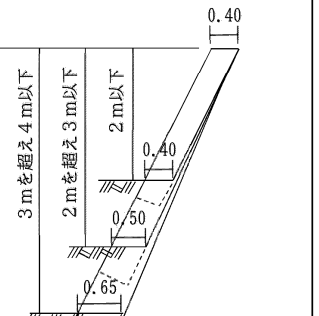
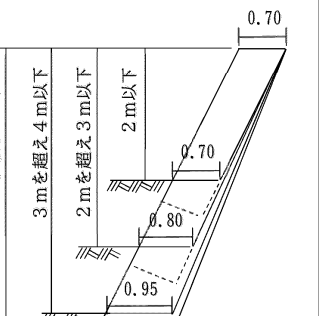
また、擁壁が長く連続して設置される場合には擁壁端部、伸縮継目を設けるなどして構造上の連続性を断った部分、あるいは曲面又は折れ面をなす部分、そのほか擁壁背面の土質が粘着性、膨張性の大きい土質である場合、土質が著しく変化する箇所等にも構造上適切な措置が必要とされる。

- 4 擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、政令第 10 条別表第 4 左欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの 15/100（その値が 35 センチメートルに満たないときは、35 センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの 20/100（その値が 45 センチメートルに満たないときは、45 センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

図示すると下図のとおりである。

この場合、根入れ深さとは擁壁の下端（擁壁前面の地盤面と按ずる部分）以下基礎の前面の上面までの部分をいう。

- 5 伸縮継目は、原則として擁壁長さ 20m 以内ごとに 1 箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断すること。
- 6 擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を擁壁の高さ分だけ避けて設置し、隅角部は確実に補強すること。

がけの土質 擁壁の勾配	第1種	第2種	第1種
	岩、岩屑、砂利又は砂利混り砂	真砂土、関東ローム硬質粘土その他これらに類するもの	その他の土質
70°を超え75°以下 (約3分)	 h: 擁壁の地上高さ		
65°を超え70°以下 (約4分)	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ
65°以下 (約5分)	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ

(盛土等防災マニュアル Ⅷ・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項 より引用)

＜工事施工に当たっての技術的助言＞

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1 丁張り

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置する。

2 裏込めコンクリート及び透水層

裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成する。

3 抜型枠

裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用する。

4 組積み

組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。

5 施工積高

1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめる。

6 水抜き穴の保護

コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにする。

7 コンクリート打設

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固める。

8 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の埋め戻し土は胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工する。

9 養生

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生する。

10 その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

第6項 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用（政令第11条）

政令第11条（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

建築基準法施行令第36条の3（構造設計の原則）

建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

- 2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。
- 3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

建築基準法施行令第37条（構造部材の耐久）

構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

建築基準法施行令第38条（基礎）

建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

- 2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
- 3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13メートル又は延べ面積3,000平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1平方メートルにつき100キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。
- 4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

- 5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。
- 6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

建築基準法施行令第39条（屋根ふき材等）

屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

- 2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。
- 3 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
- 4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

建築基準法施行令第52条（組積造の施工）

組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たって十分に水洗いをしなければならない。

- 2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。
- 3 （除く）
- 4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

建築基準法施行令第72条（コンクリートの材料）

鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

建築基準法施行令第73条（鉄筋の継手及び定着）

鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
- 二 煙突
- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国

土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

建築基準法施行令第74条（コンクリートの強度）

鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、9ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

建築基準法施行令第75条（コンクリートの養生）

コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第79条（鉄筋のかぶり厚さ）

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

<法令の解説>

義務設置の擁壁の構造は、本法の技術的基準のほか、この条で準用されている建築基準法施行令の技術的基準に適合したものでなければならない。

この「準用する」とは、類似内容の条文を改めて書かずに、その条文に必要な読替え上の変更を加えて適用する意である。従って、建築基準法中「建築物」とあるのをこの条項では義務設置の「擁壁」と、また建築基準法施行令第52条において「組積造」とあるのを「間知石練積み造その他の練積み造」と読替えをする。

【社団法人日本建築士会連合会「宅地造成等規制法の解説」p.156より】

＜審査基準＞

本条は、いわゆる大臣認定擁壁や練積擁壁を使用しない場合に主に適用される。

詳細は建築基準法施行令各条文に記載のとおりであるが、代表的なものを以下に抜粋する。

1 コンクリートの材料

(1) 骨材、水及び混和剤は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

(2) 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさとし、かつ、必要な強度を有すること。

2 鉄筋の継手及び定着

(1) 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げ（フック）で、コンクリートから抜け出ないように着手しなければならない。ただし、異形鉄筋はこの限りでない。

(2) 主筋の継手は、構造物材における引張り力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは、溶接する場合を除き主筋の径（径の異なる主筋をつなぐ場合は、細い主筋の径。以下この項において同じ。）の 25 倍以上としなければならない。ただし主筋の継手を引張り力の最も小さい部分に設けることができない場合は、その重ね長さを主筋の径の 40 倍以上としなければならない。

(3) 引張り鉄筋の定着される部分の長さは、主筋に溶接する場合を除き、その径の 40 倍以上としなければならない。

(4) 軽量骨材を使用する場合、前2項の適用に関してはこれらの項中「25 倍」とあるのは「30 倍」と、「40 倍」とあるのは「50 倍」とする。

3 コンクリートの強度

コンクリートの4週圧縮強度は、1平方ミリメートルについて 12 ニュートン（軽量骨材を使用する場合は、9 ニュートン）以上でなければならない。

4 鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

第7項 擁壁の水抜穴（政令第12条）

政令第12条（擁壁の水抜穴）

第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

<審査基準>

- 1 壁面の面積3平方メートル以内ごとに、少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設けなければならない。ここにいう壁面は、擁壁の表面であり、かつ、地盤面下に埋没している部分は含まれない。壁面のどの3平方メートル以内についても水抜穴がなければならないということではない。
- 2 水抜穴は擁壁の下部、擁壁の裏面での湧水等のある箇所に重点的に配置されなければならない。地盤面下の壁面には一般に設ける必要はないが地下水等の流路に当たっている壁面がある場合においては、その部分に、水抜穴を設けて地下水等を排出するようにしなければならない。
- 3 水抜穴の配置の仕方は一般に平行にするのではなく千鳥式にするのが排水上有効である。
- 4 水抜穴の材料は陶製、コンクリート製の耐水性のものに限られ、土砂等がたまらないように排水方向に相当の勾配をとって設置する必要がある。
- 5 また水抜穴は擁壁の裏面の周辺に砂利による透水層（排水層）を面的に設け、かつ、水抜穴の入口には、吸出防止材を設置し、砂利等が流出しないような構造のものとしなければならない。

第8項 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用（政令第13条）

政令第13条（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

建築基準法施行令第142条（擁壁）

第138条第1項に規定する工作物のうち同項第5号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

- 2 擁壁については、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2並びに第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

平成12年5月31日建設省告示第1449号（煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を改める件）

第3 令第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算に基準は、宅地造成等規制法施行令第7条（注：現行第9条）に定めるとおりとする。（略）

<法令の解説>

本条は、政令第8条による擁壁（いわゆる義務設置擁壁）に該当しない任意に設置する擁壁に関する規定である。

具体的には、地表面が水平面に対し 30° 以下である斜面（政令第1条）や、硬岩盤の崖面（政令第1条）などであり擁壁設置の義務は無いものの、安全対策や利便性のため擁壁の計画をしている案件が対象となる。

<審査基準>

高さが2mを超える任意に設置する擁壁は、政令第9条の基準を満たしていること。

第9項 崖面崩壊防止施設の設置（政令第14条、省令第31条）

政令第14条（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

省令第31条（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

令第14条第1号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

＜審査基準＞

1 崖面崩壊防止施設の設置

（1） 以下のような場合には、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置すること。

- ア 基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じる場合
- イ 地下水や浸透水等を排除する必要がある場合

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第9項 崖面崩壊防止施設の設置

- ウ その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう場合
- (2) 崖面崩壊防止施設は、以下の構造等を有するものとする。
 - ア 地盤の変動等が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができること。
 - イ 地下水を有効に排除することが可能な構造を有すること。
 - ウ 土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とすること。
- 2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定
 - (1) 崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査すること。
 - (2) 関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定すること。
 - (3) 設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討を行うこと。
- 3 崖面崩壊防止施設の設計
 - (1) 崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討すること。
 - ア 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
 - イ 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
 - ウ 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
 - エ 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

＜工事施工に当たっての技術的助言＞

- 1 崖面崩壊防止施設の設置
 - (1) 大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合は、適用性を慎重に判断すること。
 - (2) 保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合は、適用性を慎重に判断すること。
- 2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定
 - (1) 関係する技術基準に準拠の上、適切な工種選定や施設の構造検討を行うこと。
 - (2) 住宅地等の変形が許容されない土地利用のための造成では、擁壁の代替施設として適用できないことに留意すること。
 - (3) 地盤の変形量が大きい場合、想定される土圧や変形に応じた適切な構造を選定すること。
 - (4) ジオテキスタイル補強土壁工は、必要な透水性や土地利用等の条件のほか、発生する土圧、水圧及び自重等により適切な工種を選定すること。
 - (5) 想定される湧水等の流量に対して適切な透水性を有する工種の選定を行うこと。
- 3 設計上の留意事項
 - (1) 崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討を行うこと。
 - (2) 崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討すること。
 - (3) 山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計を行うこと。

第10項 崖面及びその他の地表面について講ずる措置（政令第15条）

政令第15条（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

＜審査基準＞

1 崖面及びその他の地表面について講ずる措置

- (1) 盛土又は切土によって生じる崖面について、擁壁等で覆わない場合には、風化その他の侵食に対する保護のために、芝張りなどののり面緑化工、又は石張り、モルタルの吹付けなどの構造物によるのり面保護工等で崖面を保護すること。
- (2) 盛土又は切土によって生じる崖面以外の地表面について、雨水その他の地表水による侵食に対する保護のため、植栽、芝張りなどののり面緑化工等により地表面を保護すること。

2 のり面保護工の選定

- (1) のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定すること。また、以下の事項に留意すること。
 - ア 植生可能なのり面では、のり面緑化工の選定を基本とすること。
 - イ 植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面では、構造物によるのり面保護工を選定すること。
 - ウ のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工を併設すること。
 - エ 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも様でない場合が多いため、それぞれの条件に適した工法を選定すること。

3 のり面緑化工の設計

- (1) のり面緑化工の設計に当たっては、次の各事項を行うこと。
 - ア のり面緑化工の完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
 - イ のり面の勾配は、なるべく40度（約1:1.2）より緩くすること
 - ウ のり面の土質は、植物の生育に適した土壌とすること
 - エ 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること

4 構造物によるのり面保護工の設計

- (1) 構造物によるのり面保護工の設計に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討すること。
- (2) 吹付工（モルタル、コンクリート）では、水抜き孔を2～4平方メートルに1箇所以上設け、直径は40～50ミリメートル程度とすること。
- (3) 石張工およびブロック張工では、のり高は5メートル程度以下とすること。

5 崖面以外の地表面に講ずる措置

- (1) 崖面以外の地表面について、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護すること。
- (2) 太陽光発電施設等の施設が設置される地盤について、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うこと。
- (3) 以下の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない。
 - ア 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
 - イ 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要があることが明らかなもの
 - ウ 農地等で植物の生育が確保される地表面

＜工事施工に当たっての技術的助言＞

1 のり面保護工の選定上の留意点

- (1) 通常ののり面勾配の場合は、のり面緑化工のみを基本とするが、これより急勾配の場合、現場打ちコンクリート枠工等の併用が必要となる。
- (2) 砂質土等の切土のり面で湧水が少ない場合には、一般にのり面緑化工のみを基本とする。
- (3) 湧水が多いのり面では、地下排水施設を積極的に導入するとともに、開放型ののり面保護工を適用。
- (4) 礫混じり土砂や風化した軟岩等からなるのり面では、のり面緑化工と併用して落石防護網や、落石防護柵を設置。
- (5) 寒冷地におけるシルト分の多い土質ののり面において、のり面勾配をできるだけ緩くしたり、地下水排除工を設置。
- (6) 密実な砂質土、硬い粘質土及び土丹のような硬いのり面に対して植物を導入する場合、導入植物に適した土壌成分を有する材料で安定した植生基盤を造成することが必要。
- (7) 酸性土壌からなるのり面の場合、客土による置換えや石灰による土壌の中和あるいは植生基材吹付工を地下水排除工と併用。もしくは、構造物によるのり面保護工を採用。
- (8) 土質や湧水の状態が一樣でないのり面の場合、それぞれの条件に適合した工種を選択する。

2 のり面緑化工の設計・施工上の留意点

- (1) のり面緑化工の設計・施工に当たっては、次の各事項を行うこと。
 - ア 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期とすること
 - イ 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
 - ウ 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること

3 構造物によるのり面保護工の設計上の留意点

- (1) かご工では、湧水の多い場合には、速やかに排水できるように留意すること。また、目詰まりを起こさないよう周囲を砂利等で保護すること。
- (2) 吹付工（モルタル、コンクリート）ののり尻では、吹付工表面の流水による侵食を防止するため、排水路と一体となるようにすること。また、施工面積が広く平滑な場合は、縦伸縮目地を設けるよう配慮すること。
- (3) 石張工およびブロック張工では、湧水量の多い場合は、十分な排水処理を施した後に石張り等を行うこと。

第11項 排水施設の設置（政令第16条）

政令第16条（排水施設の設置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜が設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第4号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

＜法令の解説＞

1 排水対策の基本的な考え方

開発事業等においては、開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないよう、当該地区内の雨水・地表水や地下水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施するものとする。

【盛土等防災マニュアル（ⅩⅡ・1・1）より】

（1）流出形態の変化

開発事業等においては、その規模・形状並びに周辺の状況によっては、土地の区画形質の変更に伴う地表水・地下水の流路の変化や土地利用形態の変更に伴う雨水の浸透面積の減少等の影響により、雨水の流出形態が大きく変化することがあり、降雨時において一般的に大量の雨水が流出して、下流域において溢水などの被害を発生させることがあるため、その対策が必要となる。

また、開発事業等実施地区内の造成工事に伴って生じるのり面・擁壁等を雨水の侵食等による災害から守るためにも、治水・排水施設の適切な設置が必要となる。

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅱ〕p.284、（株）ぎょうせい、2023年11月より一部変更して引用】

2 排水対策の種類

排水対策は、開発事業等実施地区内の雨水（当該地区外から流入する雨水・地下水も含む。）を適切に排出し、盛土のり面及び切土のり面の侵食、崩壊、地盤面の冠水等の被害を防止するための排水対策と開発事業等に伴う流出形態の変化等による開発事業等実施地区及び下流域の洪水被害を防止するための治水対策に大別される。

【盛土等防災マニュアル（ⅩⅡ・1・2）より】

（1）排水対策の概要

治水対策及び排水対策の概要及び種類を下表及び下図に示す。なお、両者は密接に関連しあっており、それぞれ別々に計画するのではなく全体として整合のとれた対策とする必要があるが、ここでは説明の便宜上両者を区分した。

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅱ〕p.285、（株）ぎょうせい、2023年11月より一部変更して引用】

表－7 治水・排水対策の概要

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅱ〕p.285、（株）ぎょうせい、2023年11月】

治水対策	宅地開発等の開発事業に伴い、流出形態の変化等による洪水被害を防止するため、河川改修などの積極的な対策とあわせて、その流域のもつ保水・遊水機能を適正に確保するための総合的な対策をいう。 その施設としては、調節池、調整池、校庭・公園・集合住宅の棟間などの公共公益施設用地等に設ける雨水貯留施設、浸透施設等がある。
排水対策	宅地造成等に関する工事について、降雨・湧水などによる崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するために設置される開渠、のり面等における縦排水溝、導水管、道路側溝、地下水・湧水等の排水暗渠、雨水管渠、集水ます、人孔等の施設による対策をいう。



注）排水対策は、流出抑制施設による効果を見込んで計画することができる場合がある。

図-26 治水・排水対策の種類

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅱ〕p.285、(株)ぎょうせい、2023年11月】

3 排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定する。

なお、開発事業等実施地区内に流出抑制施設として浸透施設等を設置した場合には、必要に応じて、その効果を見込んで、排水施設の規模を定めることができる。

【盛土等防災マニュアル（XⅡ・2・2）より】

（1）計画流出量の算定

開発事業等実施地区内の雨水排水施設の規模の決定に当たっては、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等を総合的に考慮するものとするが、下水道計画の計画規模を下回らないものとするとともに、下流水路・河川等の管理者と十分協議しておくことが望ましい。

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅱ〕p.292、(株)ぎょうせい、2023年11月より引用】

（2）浸透施設等を設置した場合の計画流出量

開発事業等実施地区内に浸透施設、オンサイト貯留施設等を設置した場合は、排水施設の計画流出量の算定に際して、その効果を見込んでよいものとする。この場合、浸透施設等の効果の算定は「オンサイト貯留施設」及び「浸透型施設」による。

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅱ〕p.295、(株)ぎょうせい、2023年11月より一部変更して引用】

4 排水施設の設計上の留意事項

排水施設の設計に当たっては、計画流出量を安全に排出する能力を有し、将来にわたりその機能が確保されるよう、構造上及び維持管理上十分な配慮をする必要がある。

なお、地表面が不透水性の材料で覆われるような太陽光発電施設の開発等においては、想定以上の排水により周辺斜面を不安定化させるおそれがあることから、排水施設の計画に係る流出係数の設定には注意が必要である。

【盛土等防災マニュアル（XⅡ・2・3）より】

5 盛土における排水施設等

排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画することを基本とする。

【盛土等防災マニュアル（Ⅴ・2）より】

（1）盛土における排水施設等

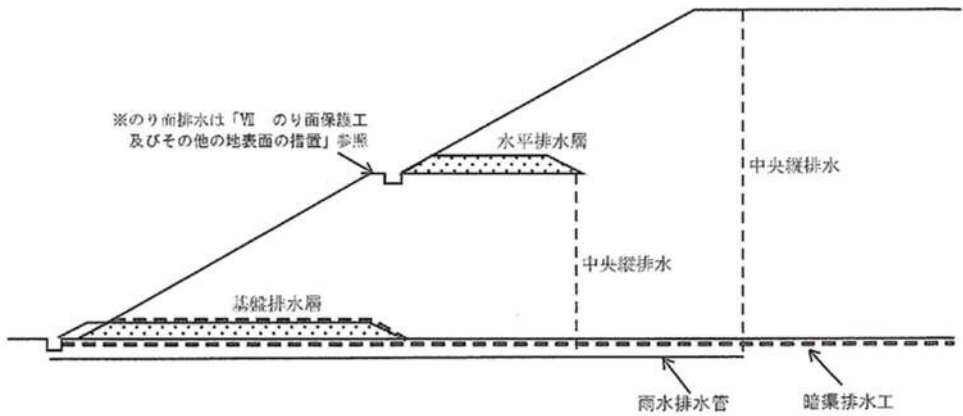
盛土の排水施設は、その機能により盛土内の地下水を完全に排除することができるよう計画するものであり、盛土施工前の基礎地盤に設置し盛土基礎地盤周辺の地下水排水を目的とする地下水排除工（暗渠排水工、基盤排水層）と、盛土本体に一定の高さごとに透水性が高い砕石や砂等を設置し盛土内の地下水の排水を目的とする水平排水層に区分される。なお、盛土に関連する排水施設のうち、のり面部分に設置する排水工の諸元については、盛土等防災マニュアルの「のり面保護工及びその他の地表面の措置」による。

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅰ〕p.137、（株）ぎょうせい、2023年11月より一部変更して引用】

表－8 主要な盛土の排水施設の諸元一覧

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅰ〕p.137、（株）ぎょうせい、2023年11月】

排水施設		基本諸元	
機能	施設名称		
地下水排除工	暗渠排水工	本管	：管径300ミリメートル以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討）
		補助管	：管径200ミリメートル以上
		補助管間隔	：40メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は20メートル以内
	基盤排水層	厚さ	：0.5メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は1.0メートル以上
		範囲	：のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲及び谷底部を包括して設置（地表面勾配 <i>i</i> ＜1:4）
盛土内排水層	水平排水層	厚さ	：0.3メートル以上（砕石や砂の場合）
		配置	：小段ごと
		範囲	：小段高さの1/2以上



図－27 盛土の排水施設の概要図

【盛土等防災研究会「盛土等防災マニュアルの解説」〔Ⅰ〕p.137、（株）ぎょうせい、2023年11月】

6 盛土における地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

① 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

② 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

③ 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

④ 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

【盛土等防災マニュアル（V・2・1）より】

7 盛土における盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とする。

【盛土等防災マニュアル（V・2・2）より】

8 溪流等における盛土の排水施設

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とする。

【盛土等防災マニュアル（V・5・3）より】

＜審査基準＞

1 排水施設の配置

(1) 次の箇所においては、排水施設の設置を検討すること。

- ア 盛土のり面及び切土のり面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。)の下端
- イ のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- ウ 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- エ 湧水又は湧水のおそれがある箇所
- オ 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- カ 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- キ 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- ク その他、地表水等を速やかに排除する必要がある箇所

2 排水施設の計画

排水施設は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定することとし、以下に基づき計画すること。

(1) 排水施設の計画

盛土等許可申請区域内の排水施設は、同区域及びその周辺の状況並びに土地の地形、地盤の性質、同区域の規模、予定建築物の用途及び降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出するとともに、その排出によって同区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められなければならない。

(2) 計画流量

下水道を対象とする合理式方法を用いる。

ア 雨水量の算出

(ア) 合理式

$$Q = \frac{1}{360} C I A \quad I = \frac{a}{t+b} \quad (\text{タルボット式})$$

Q：計画雨水量 (m³/sec)

C：流出係数

I：降雨強度 (mm/hr)

A：排水面積 (ha)

t：流達時間 (min)

なお、降雨強度算定式の定数 a、b の数値については、市町村で公共下水道基本計画のあるところにあつては、その数値を用いることを基本とするが、溪流等や集水地形である場合には、計画降雨強度を 30 年確率とする。さらに、特に大きな影響が見込まれる溪流等における高さ 15m を超える盛土の場合には、計画降雨強度を 100 年確率とする。

ただし、同時に森林法に係る許可を要する場合には、この規定によらず、森林法の規定による降雨強度を採用することが考えられるが、その場合には放流先の排水能力、その他の状況を勘案して、当該施設の管理者と協議して定めなければならない。

放流先へは、放流量が管理者から確認した流下能力内に収まるよう接続すること。

なお、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、計画区域内において雨水を一時貯留する調節池その他の適当な施設を設けなければならない。

(イ) 流出係数 C ピーク流出係数が用いられているが、合理式の中で最も不明確な値である。

わが国における流出係数値と地域の用途別平均流出係数を下図に示す。

表－9 地表面の工種別基礎流出係数

地 表 面 の 種 類		流出係数
路 面	舗 装	0.70～0.95
	砂 利 道	0.30～0.70
路肩、のり面 等	細 粒 土	0.40～0.65
	粗 粒 土	0.10～0.30
	硬 岩	0.70～0.85
	軟 岩	0.50～0.75
砂質土の芝生	勾 配 0～2%	0.05～0.10
	〃 2～7%	0.10～0.15
	〃 7%以上	0.15～0.20
粘性土の芝生	勾 配 0～2%	0.13～0.17
	〃 2～7%	0.18～0.22
	〃 7%以上	0.25～0.35
屋 根		0.75～0.95
間 地		0.20～0.40
芝、樹林の多い公園		0.10～0.25
勾配の緩い山地		0.20～0.40
勾配の急な山地		0.40～0.60
田、水面		0.70～0.80
畑		0.10～0.30

表－10 用途地域別平均流出係数

敷地内に間地が非常に少ない商業地域及び類似の住宅地域	0.80
浸透面の屋外作業場等の間地を若干もつ工場地域及び若干庭がある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地及び1戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ高級住宅地域及び畑地等が割合残っている郊外地域	0.35

(出典：(公社)日本道路協会「道路土工要綱(平成21年度版)」p.134)

(ウ) 流達時間 t

下水道計画においては、流達時間は管渠上流端に排水区域最遠点から流集してくる流入時間 t₁ と管渠内流下時間 t₂ とを合計したものとして考える。

a 流入時間 t₁

流入時間は排水区域の形状や面積の大小、地表面こう配、地被の状態、地表面流下距離、不浸透面の割合と組度、凹み貯留容積、先行降雨量、降雨強度の大小など、多くの要因によって定まるものであり、今後の研究に待つべきものが多い。一般にわが国で用いられている流入時間は下表のとおりである。

表－11 流入時間の標準値

人口密度が大きい地区	5分	幹 線	5分
人口密度が小さい地区	10分	枝 線	7～10分
平 均	7分		

(出典：(公社)日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説 前編－2019年版－」p.223)

b 流下時間 t₂

雨水流出量を求めようとする地点で、それから上流の側溝、管渠などの最長延長をそれらの平均流速で割ったもので近似される。

平均流速はマンニング式で求める。

$$v = \frac{1}{n} R^{\frac{2}{3}} i^{\frac{1}{2}} \quad R = \frac{A}{P}$$

v：平均流速 (m/sec)

R：径深 (m)

A：排水断面積

P：潤辺長

i：水面勾配

n：粗度係数（sec／m^{1/3}）

表－12 マニングの粗度係数

水路の形式	水路の状況	n の範囲	n の標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管（1形）		0.024
	〃（2形）		0.033
	〃（ペーピングあり）		0.012
	塩化ビニル管		0.010
	コンクリート2次製品		0.013
ライニングした水路	鋼、塗装なし、平滑	0.011～0.014	0.012
	モルタル	0.011～0.015	0.013
	木、かんな仕上げ	0.012～0.018	0.015
	コンクリート、コテ仕上げ	0.011～0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015～0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017～0.030	0.025
	空石積み	0.023～0.035	0.032
	アスファルト、平滑	0.013	0.013
ライニングなし水路	土、直線、等断面水路	0.016～0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022～0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022～0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025～0.040	0.035
自然水路	整正断面水路	0.025～0.033	0.030
	非常に不整形な断面、雑草、立木多し	0.075～0.150	0.100

（出典：（公社）日本道路協会「道路土工要綱（平成21年度版）」p.137）

流下時間 t_2 は

$$t_2 = \frac{L}{\alpha v}$$

ここで、 t_2 は流下時間（sec）、 L は管渠の延長（m）、 v はマニング式による平均流速（m／s）、 α はピーク流量の伝播速度の補正係数である。（下表参照）

表－13 補正係数一覧表

断面形状	水 深	補正係数	備 考
正 方 形	8割	1.25	マニングの式を用い、 クライツ・セドンの理 論式より横流入がない ものとして数値計算を したもの（n＝一定）
	5割	1.33	
	2割	1.48	
円 形	8割	1.03	
	5割	1.33	
	2割	1.42	

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第11項 排水施設の設置

(エ) 降雨強度 I

本県各市町村における下水道計画等のための標準降雨強度式は次のとおりである。

表－14 降雨強度式

市町村名	降雨強度式	確率年	観測所名	備 考
盛岡市	$I = 2775 / (t + 15)$	8	盛岡気象台	
宮古市	$I = 4881 / (t + 36)$	10	宮古観測所	S16～H25年資料
大船渡市	$I = 4650 / (t + 30)$	10	大船渡観測所	S62～H7年資料
花巻市	$I = 3880 / (t + 32)$	10	盛岡気象台	
北上市	$I = 3880 / (t + 32)$	10	北上観測所	
久慈市	$I = 5420 / (t + 54)$	10	久慈観測所	
遠野市	$I = 3880 / (t + 32)$	10	足ヶ瀬観測所	
一関市	$I = 3830 / (t + 23)$	10	市野々乙種雨量観測所	
陸前高田市	$I = 4650 / (t + 30)$	10	大船渡観測所	
釜石市	$I = 548.13 / (t^{0.55} + 1.286)$	10		
二戸市	$I = 3254 / (t + 18)$	10	盛岡気象台	※
八幡平市	$I = 3526 / (t + 26)$	10	盛岡気象台	
奥州市	$I = 3500 / (t + 25)$	10	国立天文台水沢観測センター	
滝沢市	$I = 2775 / (t + 15)$	8	盛岡気象台	
雫石町	$I = 3139 / (t + 27)$	10	雫石町観測所	
岩手町	$I = 3526 / (t + 26)$	10	盛岡気象台	
紫波町	$I = 3440 / (t + 26)$	10	盛岡気象台	
矢巾町	$I = 2775 / (t + 15)$	8	盛岡気象台	
金ヶ崎町	$I = 3740 / (t + 27)$	10	丙種農業気象観測所（北上）、 地域気象観測所（北上）	S26～S51年資料
平泉町	$I = 3830 / (t + 23)$	10	市野々乙種雨量観測所	
大槌町	$I = 4830 / (t + 40)$	10	宮古観測所	H25年資料
山田町	$I = 4555 / (t + 38)$	10	宮古観測所	
岩泉町	$I = 4555 / (t + 38)$	10	宮古観測所	
普代村	$I = 4600 / (t + 39)$	10	普代観測所	
野田村	$I = 4850 / (t + 44)$	10	久慈地域気象観測所	S37～H24年資料

※ 雨水施設整備基本計画（二戸市以外は下水道計画）

【参考】

河川を対象とする合理式は、一般に次式で示される。

$$Q = \frac{1}{3.6} f r A$$

ここでQ：ピーク流量（m³/sec）、f：流出係数、r：洪水到達時間中の平均雨量強度（mm/hr）、A：流域面積（km²）。

1 流出係数 f

一般河川では次式が用いられる。

$$f_2 = \frac{\text{総流出量}}{\text{総雨量}}$$

一般に日本河川の流出係数は、下表などが提案されており、将来の流域開発などを考慮して、0.7以上が用いられ、0.5以下は採用されないのが通常である。なお、盛土等許可申請区域については0.9を標準とする。

表－15 物部による日本河川の流出係数 f の値（物部、1933）

急しゅんな山地	0.75～0.90
三紀層山地	0.70～0.80
起伏のある土地および樹林地	0.50～0.75
平らな耕地	0.45～0.60
灌漑中の水田	0.70～0.80
山地河川	0.75～0.85
平地小河川	0.45～0.75
流域の半ば以上が平地である大河川	0.50～0.75

2 洪水到達時間 t

河川の場合は、この到達時間は下水道の場合に比べて厳密性を欠いているが、一般にわが国では次の2式が用いられている。

(1) ルチーハの式（ドイツのバイエルン（Bayern）地方で使いならされている、山地河川の式）

$$t = L / w$$

$$w1 = 72 / (H / L)^{0.6} \quad (\text{km/hr})$$

$$w2 = 20 / (h / l)^{0.6} \quad (\text{m/sec})$$

ここでt：洪水到達時間（hr）、w：洪水到達速度（km/hr、m/sec）、L、I：常時河谷をなす最上流点より推定しようとする水平距離（km、m）、H、hは同上の落差（km、m）である。

(2) クラーヘンの式 $t = L / W$

ここでW：洪水到達速度は下表による。

表－16 洪水到達速度

H/L	1/100以上	1/100～1/200	1/200以下
w (m/s)	3.5	3.1	2.1

この方法を用いる場合の注意事項としては、L、Hを計算する場合は分水嶺でなく、常時河谷をなす最上流点である。また、こう配急変点で上下流にわけて、到達時間を合算する方法がとられる。

(3) 降雨強度

本県の降雨強度曲線は次のとおりであり、リターンピリオドは協議により決定する。
なお、各強度式の適用区域は次のとおり。

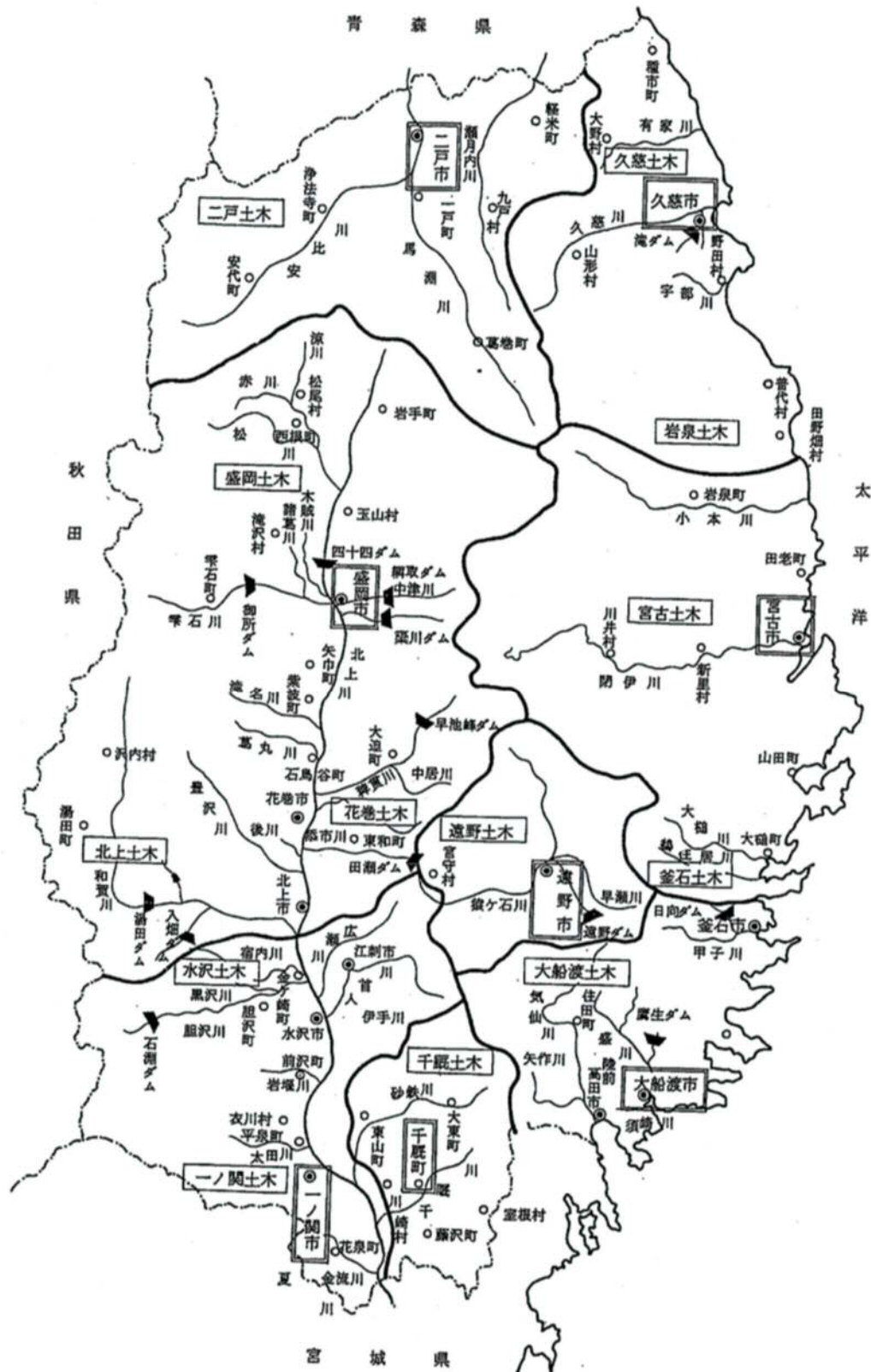


図-28 降雨強度式適用区域

(出典：岩手県県土整備部河川課「岩手県雨量統計解析報告書 令和7年4月」 p.3)

表-17 確率降雨強度式 (クリーブランド式)

単位：mm/hr

観測所		再現期間	降雨強度式(Cleveland式)	標準自乗誤差	降雨継続時間（t）						
番号	名称				10分	30分	60分	120分	180分	240分	300分
33911	一関	3年	$I3 = 667.88/(t^{**0.69} + 4.181)$	0.1	73.6	45.6	31.7	21.3	16.6	13.9	12.1
		5年	$I5 = 758.01/(t^{**0.69} + 3.928)$	0.2	85.9	52.7	36.5	24.3	19.0	15.9	13.8
		10年	$I10 = 774.61/(t^{**0.67} + 2.910)$	0.4	102.1	61.1	42.0	28.0	21.9	18.3	15.9
		20年	$I20 = 820.78/(t^{**0.66} + 2.425)$	0.6	117.3	69.2	47.3	31.6	24.7	20.7	18.0
		30年	$I30 = 824.78/(t^{**0.65} + 2.071)$	0.8	126.1	73.7	50.3	33.6	26.3	22.1	19.3
		50年	$I50 = 837.95/(t^{**0.64} + 1.746)$	1.1	137.1	79.3	54.1	36.2	28.4	23.9	20.8
		100年	$I100 = 816.18/(t^{**0.62} + 1.177)$	1.4	152.7	86.7	59.0	39.6	31.2	26.3	23.0
33146	久慈	3年	$I3 = 631.95/(t^{**0.64} + 5.494)$	0.3	64.1	44.2	32.9	23.5	19.0	16.3	14.4
		5年	$I5 = 676.81/(t^{**0.61} + 5.047)$	0.3	74.2	52.0	39.4	28.7	23.5	20.3	18.1
		10年	$I10 = 814.65/(t^{**0.59} + 5.548)$	0.5	86.3	62.7	48.7	36.4	30.2	26.3	23.6
		20年	$I20 = 1089.16/(t^{**0.59} + 7.315)$	1.2	97.2	73.8	58.8	45.1	37.9	33.3	30.0
		30年	$I30 = 1292.14/(t^{**0.59} + 8.595)$	1.7	103.5	80.6	65.3	50.8	43.1	38.0	34.4
		50年	$I50 = 1919.20/(t^{**0.62} + 13.181)$	2.5	110.6	89.6	74.3	58.8	50.2	44.5	40.4
		100年	$I100 = 4671.95/(t^{**0.72} + 33.809)$	3.8	119.6	102.9	88.4	71.6	61.6	54.6	49.4
33472	宮古	3年	$I3 = 354.04/(t^{**0.52} + 1.445)$	0.2	74.4	48.4	35.9	26.2	21.7	18.9	17.0
		5年	$I5 = 353.10/(t^{**0.49} + 0.877)$	0.4	89.0	57.2	42.5	31.2	25.9	22.7	20.5
		10年	$I10 = 363.57/(t^{**0.46} + 0.505)$	0.7	107.3	68.8	51.3	38.1	31.9	28.1	25.4
		20年	$I20 = 342.05/(t^{**0.42} + 0.096)$	1.2	125.5	80.1	60.2	45.2	38.2	33.9	30.9
		30年	$I30 = 313.17/(t^{**0.39} - 0.155)$	1.6	136.2	86.7	65.5	49.6	42.2	37.6	34.4
		50年	$I50 = 292.40/(t^{**0.36} - 0.337)$	2.1	149.6	95.4	72.6	55.5	47.6	42.6	39.2
		100年	$I100 = 262.37/(t^{**0.32} - 0.527)$	2.9	168.0	107.4	82.5	64.0	55.3	50.0	46.2
33431	盛岡	3年	$I3 = 453.07/(t^{**0.63} + 1.559)$	0.1	77.8	44.9	30.7	20.6	16.2	13.7	11.9
		5年	$I5 = 474.14/(t^{**0.61} + 1.117)$	0.2	91.3	52.2	35.7	24.1	19.1	16.1	14.1
		10年	$I10 = 507.32/(t^{**0.59} + 0.774)$	0.4	108.8	61.8	42.4	28.8	22.9	19.4	17.1
		20年	$I20 = 561.40/(t^{**0.58} + 0.661)$	0.7	125.8	71.5	49.2	33.6	26.7	22.7	20.1
		30年	$I30 = 578.15/(t^{**0.57} + 0.545)$	0.8	135.7	77.1	53.2	36.5	29.1	24.8	21.9
		50年	$I50 = 605.34/(t^{**0.56} + 0.451)$	1.1	148.3	84.4	58.5	40.2	32.2	27.5	24.4
		100年	$I100 = 651.22/(t^{**0.55} + 0.382)$	1.4	165.7	94.7	65.9	45.5	36.6	31.4	27.8
33071	二戸	3年	$I3 = 579.42/(t^{**0.68} + 4.133)$	0.1	65.0	40.7	28.5	19.3	15.1	12.7	11.0
		5年	$I5 = 608.38/(t^{**0.66} + 3.454)$	0.1	75.8	47.2	33.1	22.5	17.8	15.0	13.1
		10年	$I10 = 611.81/(t^{**0.63} + 2.496)$	0.2	90.5	55.5	39.0	26.7	21.2	17.9	15.7
		20年	$I20 = 536.68/(t^{**0.58} + 1.283)$	0.4	105.5	63.3	44.6	30.9	24.8	21.2	18.8
		30年	$I30 = 488.71/(t^{**0.55} + 0.712)$	0.4	114.7	67.8	47.8	33.4	27.0	23.2	20.6
		50年	$I50 = 424.74/(t^{**0.51} + 0.116)$	0.5	126.7	73.5	51.9	36.6	29.8	25.8	23.0
		100年	$I100 = 333.66/(t^{**0.45} - 0.499)$	0.7	143.9	81.0	57.4	41.1	33.9	29.6	26.6
33877	大船渡	3年	$I3 = 406.70/(t^{**0.54} + 1.407)$	0.3	83.4	52.9	38.6	27.7	22.7	19.7	17.6
		5年	$I5 = 456.31/(t^{**0.54} + 1.185)$	0.4	98.1	61.2	44.3	31.6	25.8	22.3	19.9
		10年	$I10 = 550.49/(t^{**0.55} + 1.187)$	0.5	116.3	71.7	51.5	36.4	29.6	25.5	22.7
		20年	$I20 = 615.70/(t^{**0.55} + 1.054)$	0.7	133.8	81.6	58.3	41.1	33.4	28.7	25.6
		30年	$I30 = 652.17/(t^{**0.55} + 0.980)$	0.8	144.0	87.3	62.2	43.8	35.5	30.5	27.2
		50年	$I50 = 698.67/(t^{**0.55} + 0.908)$	0.9	156.8	94.4	67.1	47.1	38.2	32.8	29.2
		100年	$I100 = 761.28/(t^{**0.55} + 0.829)$	1.1	173.9	104.0	73.7	51.6	41.8	35.9	31.9
33921	千厩	3年	$I3 = 528.40/(t^{**0.63} + 3.175)$	2.0	71.0	45.2	32.3	22.4	17.9	15.2	13.4
		5年	$I5 = 710.91/(t^{**0.66} + 4.101)$	2.3	82.0	52.5	37.4	25.7	20.4	17.2	15.0
		10年	$I10 = 968.04/(t^{**0.69} + 5.212)$	2.7	95.8	61.8	43.9	29.9	23.5	19.7	17.2
		20年	$I20 = 1288.55/(t^{**0.72} + 6.602)$	3.0	108.7	70.9	50.2	33.9	26.5	22.1	19.1
		30年	$I30 = 1451.76/(t^{**0.73} + 7.126)$	3.2	116.2	76.0	53.8	36.2	28.2	23.5	20.3
		50年	$I50 = 1645.34/(t^{**0.74} + 7.592)$	3.5	125.7	82.3	58.2	39.0	30.3	25.2	21.7
		100年	$I100 = 1903.33/(t^{**0.75} + 8.110)$	3.8	138.6	90.9	64.2	42.9	33.2	27.6	23.7
33671	遠野	3年	$I3 = 524.62/(t^{**0.65} + 2.805)$	0.4	72.1	44.0	30.6	20.8	16.4	13.8	12.0
		5年	$I5 = 820.50/(t^{**0.70} + 5.094)$	0.4	81.2	51.6	36.2	24.4	19.1	15.9	13.8
		10年	$I10 = 1547.46/(t^{**0.78} + 10.847)$	0.4	91.7	61.8	43.9	29.4	22.7	18.7	16.1
		20年	$I20 = 3352.92/(t^{**0.89} + 25.599)$	0.5	100.5	72.5	52.5	34.8	26.3	21.4	18.0
		30年	$I30 = 5386.05/(t^{**0.96} + 42.046)$	0.7	105.3	78.9	57.9	38.2	28.6	22.9	19.2
		50年	$I50 = 10335.85/(t^{**1.06} + 81.726)$	1.1	110.9	87.2	65.2	42.8	31.6	24.9	20.5
		100年	$I100 = 28185.01/(t^{**1.22} + 221.846)$	2.0	118.2	98.8	76.3	49.8	35.9	27.5	22.1

注: **はべき乗を表す。

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第11項 排水施設の設置

イ 計画汚水量の算出（宅地開発等の場合で、盛土前の原地盤に設置する場合のみ審査対象）

汚水量の算出の考え方は次によることとする。

基礎家庭汚水量 300 L／人・日

$$\text{家庭分の} \frac{\text{日平均汚水量}}{\text{日最大汚水量}} = 0.75$$

$$\text{家庭分の} \frac{\text{時間最大汚水量}}{\text{日最大汚水量}} = 1.50$$

地下水量 日最大汚水量の10％～20％

営業排水は0～150 L／日の範囲とし、工業排水の $\frac{\text{時間最大汚水量}}{\text{日最大汚水量}}$ は地域特性に応じ、対応するものとする。

なお、参考として、次の表に計画汚水量を掲げる。

（L／人・日）

予定建築物 計画汚水量	住宅地の場合			営業排水100 L／日を含む場合		
	汚水量	地下水（10％の場合）	計画汚水量	汚水量	地下水（10％の場合）	計画汚水量
日平均汚水量	300	40	340	400	50	450
日最大汚水量	400	40	440	530	50	580
時間最大汚水量	600	40	640	800	50	850

（3）排水施設の流下量

流下量の計算は、次の Manning 式を使用するものとする。

$$V = \frac{1}{n} R^{\frac{2}{3}} I^{\frac{1}{2}}$$

$$Q = A \cdot V$$

V：流速（m／sec）

I：勾配

n：粗度係数

Q：流下量（m³／sec）

R：径深

A：流水の断面積

（4）排水施設等の断面積

管渠等の断面積は、管渠等の流下量が計画流出量より大となるように定めなければならない。

なお、開渠の断面の決定においては土砂、堆積等を考慮し、水深に対して20％の余裕をみること。

道路の横断箇所にあつては、道路の維持管理の面から管径を45cm以上とするのが望ましい。

（5）管渠の流速及び勾配

流速は、原則として、雨水管の場合は0.8m／sec以上3.0m／sec以下とし、污水管の場合は0.6m／sec以上、3.0m／sec以下とするが、両者ともできる限り1.0～1.8m／secが望ましい。地表勾配がきつく管渠の勾配が急になり、最大流速が3.0m／secを越すような結果になるときは適当な間隔に段差を設けて勾配を緩くし、流速を3.0m／sec以下とする。

（6）放流先

開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況、その他の状況を勘案して、河川その他公共の用に供している排水施設に接続することとし、これについては当該施設の管理者と協議して定めなければならない。

放流先へは、開発区域内の放流量が管理者から確認した流下能力内に収まるよう接続すること。

なお、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する調節池その他の適当な施設を設けることができる。

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第11項 排水施設の設置

(注) 予定建築物が小規模な自己の居住用である等、放流先に対する影響が小さい開発以外の開発で一次放流先が法定河川以外の場合には、開発許可手続とは別に流末の法定河川管理者とも十分に協議することが望ましい。

(7) 防災調節池等

宅地開発に伴い、恒久的な施設として堤高の低いダム（高さ15m未満）による調節池を築造する場合は、「防災 調節池技術基準（案）」（公益社団法人日本河川協会）により設計すること。

大規模な宅地開発に伴い、ダムによる調整池を築造する場合で、調整池の存置を暫定的な期間にわたるものとする場合は、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」（公益社団法人日本河川協会）により設計すること。

(8) 浸透施設

宅地開発に伴い、浸透施設を設置する場合は、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」（社団法人日本宅地開発協会）又は「雨水浸透施設技術指針（案）」（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）により設計すること。

(9) 排出方法

排水は自然流下とし、雨水（処理された汚水その他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として暗渠によって排水できるように定めなければならない。

(10) 管渠の種類

下水管渠は、厚肉陶管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、下水道用硬質塩ビ管 及びボックスカルバート等とし、将来の維持管理等を充分考慮して、それぞれの特徴を生かして合理的に選択しなければならない。

また、コンクリート基礎については、道路土工指針によること。

(11) 設置場所

公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されなければならない。

(12) 暗渠の埋設深さ及び位置

暗渠を道路となるべき部分に埋設する場合は、その埋設位置および深さは道路管理予定者との協議により決定しなければならない。

(13) 柵又はマンホールの位置及び配置

柵又はマンホールは、次の各項を考慮して定めなければならない。

ア 柵又はマンホールは、管渠の方向、管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管渠の合流・会合する箇所に必ず設けなければならない。

イ 管渠の直線部においても、管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所に設けなければならない。

(14) 柵又はマンホールの構造

雨水柵の底部には深さ15cm以上の泥だめを、また、汚水柵の底部にはインバートをつけなければならない。

3 盛土における排水施設等

(1) 盛土における排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画すること。

4 盛土における地下水排除工

- (1) 盛土における地下水排除工は、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。

ア 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

イ 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

ウ 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

エ 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

5 盛土における盛土内排水層

- (1) 盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ること。
- (2) 水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置すること。

6 溪流等における盛土の排水施設

- (1) 盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理すること。
- (2) 溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けること。

7 切土における排水対策

- (1) 砂質土などののり面が侵食に弱い土質である場合は、表面流水による侵食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮すること。
- (2) のり面に湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためののり面排水工を検討すること。

<工事施工に当たっての技術的助言>

1 排水施設の設計・施工上の留意事項

- (1) 排水施設の設計・施工に当たっては、構造上及び維持管理上十分な配慮をすること。
- (2) 太陽光発電施設の開発等において、排水施設の計画に係る流出係数の設定には注意すること。

第12項 特殊の材料又は構法による擁壁（政令第17条）

政令第17条（特殊の材料又は構法による擁壁）

構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 [略]

昭和40年6月14日建設省告示第1485号（宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定）

宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第15条〔現行：第17条〕の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第8条〔現行：第10条〕の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの4週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき180キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき150キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、2.3以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面1平方メートルにつき350キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、1平方センチメートルにつき15キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾こう配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、1平方メートルにつき500キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの20/100（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著し

く変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。

九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

擁壁の背面土の 内部摩擦角 (単位：度)	コンクリートブロックの 控え長さ (単位：cm)	擁壁	
		勾配 (単位：度)	高さ (単位：m)
20以上30未満	30以上35未満	65以上75未満	1.0以下
		65未満	1.5以下
	35以上45未満	70以上75未満	1.0以下
		65以上70未満	1.5以下
		65未満	2.0以下
	45以上	70以上75未満	1.5以下
		65以上70未満	2.0以下
		65未満	2.5以下
30以上40未満	30以上35未満	70以上75未満	1.5以下
		65以上70未満	2.0以下
		65未満	3.0以下
	35以上40未満	70以上75未満	1.5以下
		65以上70未満	2.5以下
		65未満	3.5以下
	40以上45未満	70以上75未満	2.0以下
		65以上70未満	3.0以下
		65未満	4.0以下
	45以上	70以上75未満	2.0以下
		65以上70未満	3.0以下
		65未満	4.5以下
40以上	30以上35未満	70以上75未満	2.0以下
		65以上70未満	3.5以下
		65未満	5.0以下
	35以上40未満	70以上75未満	2.5以下
		65以上70未満	4.5以下
		65未満	5.0以下
	40以上45未満	70以上75未満	3.0以下
		70未満	5.0以下
	45以上	70以上75未満	3.5以下
		70未満	5.0以下

＜審査基準＞

- 1 政令第17条の規定により認定を受けた擁壁（いわゆる大臣認定擁壁）については、安定計算、応力計算を省略してよい。ただし、支持地盤に問題がないことを証する書面を添付するものとし、認定時に付された条件等を確認する。
- 2 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁については、昭和40年6月14日建設省告示第1485号（以下「昭和40年告示」という。）において仕様規定として明示されているところであるが、審査に当たっては、以下の点に留意する。
 - （1） 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁が昭和40年告示の各号に適合するものであるかどうかについて審査する。
 - （2） 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁とは、昭和40年告示の別表に規定する控え長さ一杯までコンクリートを充填し、胴込めに用いたコンクリートが連続して一体の構造となる擁壁であること。
 - （3） 昭和40年告示第3号のコンクリートブロックの重量は、胴込めコンクリートを充填せずに、当該コンクリートブロックを積み上げたときと仮定した場合の壁面一平方メートル当たりの重量であること。
 - （4） 昭和40年告示第4号の使用実績は施工が終了し1年を経過した当該特殊擁壁の施工実績が施工件数で50件以上かつ擁壁前面の面積で1万平方メートル以上あり、倒壊等の重大な支障を生じたことがないこと。
 - （5） 昭和40年告示第5号の壁体の曲げ強度はコンクリートブロック3×3個以上を組み合わせ、縦横の長さがともに2メートル以上かつ表面積が5平方メートル以上の試験体3体以上について試験しその結果によること。
 - （6） 昭和40年告示第6号の載荷重は、擁壁の上端からの水平距離が擁壁の高さ以内の部分の載荷重とすること。

第13項 土石の堆積に関する工事（政令第19条、省令第32条、第33条、第34条）

政令第19条（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が1/10以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が1/10以下であるものに限る。）を設けること。
イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第3号及び第4号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

〔略〕

- 2 法第31条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第19条及び第20条第2項の規定を準用する。

省令第32条（堆積した土石の崩壊を防止するための措置）

令第19条第1項第1号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が1/10以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

省令第33条（柵その他これに類するものの設置）

令第19条第1項第4号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

省令第34条（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）

令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
- 二 次に掲げる全ての措置
イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸

入することを防ぐための措置

- ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

＜法令の解説＞

土石の堆積とは、本法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適當ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とする。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要がある。

【盛土等防災マニュアル（XVI・1、XVI・2）より】

＜審査基準＞

- 1 土石の堆積の許可期間は最大5年とする。
- 2 土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないように設計する場合はこの限りではない。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要である。
土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要である。
（1） 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
（2） 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置
なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができる。
- 3 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、地盤の改良を行う必要がある。
- 4 土石を堆積する土地（空地を含む）の区域内に人がみだりに立ち入らないように、見えやすい箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止する旨の表示を掲示すること。
- 5 雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置するなど、適切な排水措置等が必要である。
- 6 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置である。
- 7 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられる。
（1） 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置
土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。
措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。
（2） 空地を設けない場合の措置
ア 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。
イ 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。

第14項 盛土法面の安定計算を要する条件（政令第7条、省令第12条）

政令第7条（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

政令第18条（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

政令第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

省令第12条（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

＜法令の解説＞

1 災害が生ずるおそれが特に大きい土地に盛土をする場合の検討事項は以下のとおりである。

（1）盛土法面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- ア のり高が特に大きい場合
- イ 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- ウ 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- エ 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- オ 腹付け盛土となる場合
- カ 締固め難い材料を盛土に用いる場合

【盛土等防災マニュアル（V・3・1）より】

（2）盛土法面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

ア 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

イ 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

ウ 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。

また、溪流等においては、高さ15メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

第Ⅲ章 技術基準 第1節 技術的基準 第14項 盛土法面の安定計算を要する条件

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ 15 メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

エ 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率 (F_s) は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

【盛土等防災マニュアル (V・3・2) より】

(3) 盛土全体の安定性の検討

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

ア 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

イ 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上となるもの。

検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照することが大切である。

(ア) 安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。

腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

(イ) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力 (c) 及び内部摩擦角 (ϕ) の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

(ウ) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧 (u) とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ 15 メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

(エ) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率 (F_s) は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、

大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

【盛土等防災マニュアル（V・4）より】

（４） 溪流等における盛土の基本的な考え方

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とする。なお、自治体は地形・地質条件に応じて溪流等の範囲を拡大・縮小することが可能である。また、自治体は開発事業者等に対し、範囲設定の考え方を明確にする必要がある。

ア 盛土高

盛土の高さは 15 メートル以下を基本とし、「V・3 盛土のり面の検討」に示す安定計算等の措置を行う。

ただし、盛土の高さが 15 メートルを超える場合は、次のとおりとする。

- （ア） より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
- （イ） 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- （ウ） 液状化判定等を実施する。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- （エ） 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

イ のり面処理

- （ア） のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- （イ） のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- （ウ） のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

ウ 排水施設

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川をとわず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。

エ 工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

【盛土等防災マニュアル（V・5）より】

2 前述の「盛土等防災マニュアル」の記載内容を踏まえ、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある条件を場合分けし、条件毎に代表的な安定計算手法を明示した選定フローを参考資料として整理した。

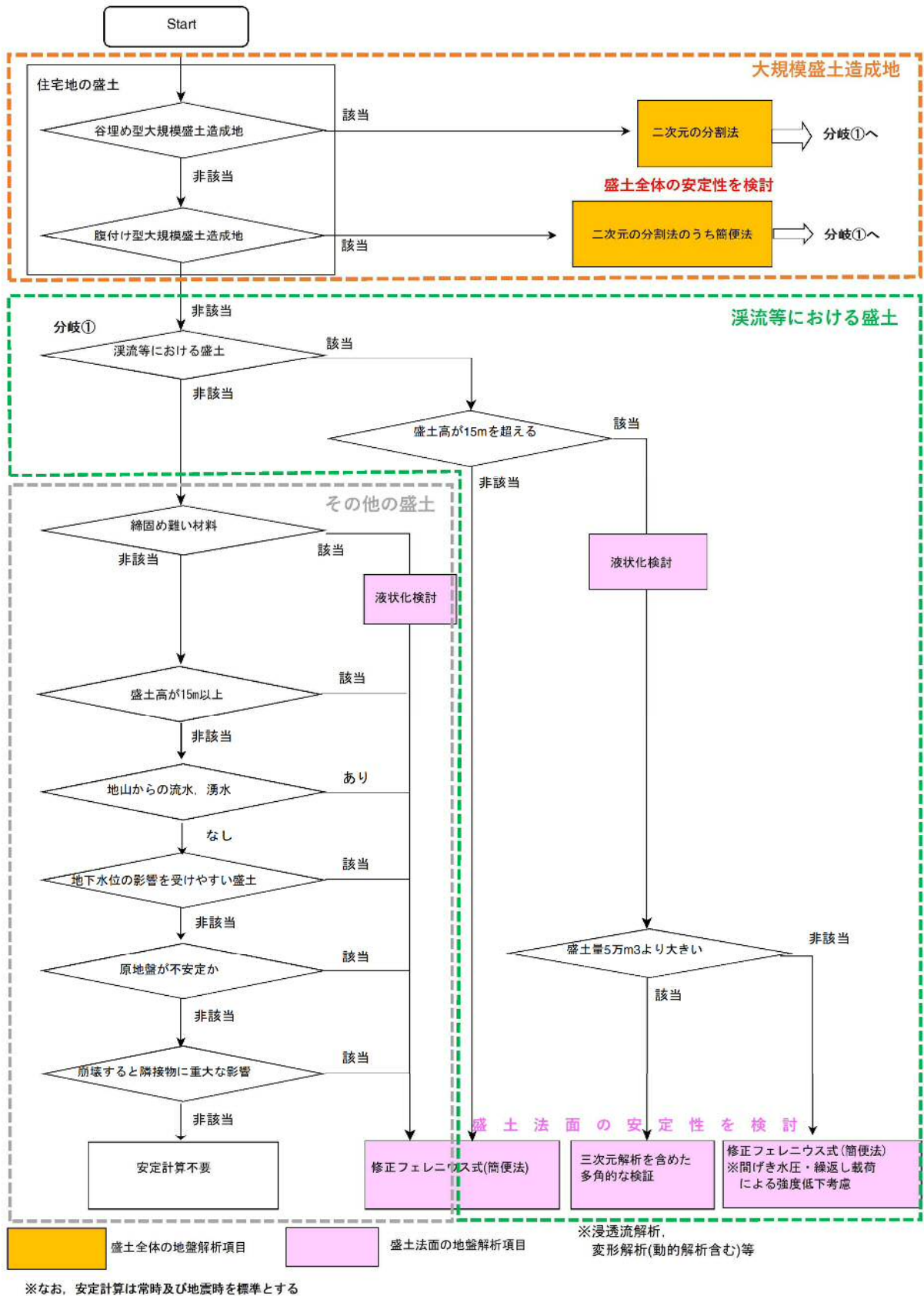


図-29 安定計算選定フロー

3 前記フローチャートを表形式で表現すると以下のように整理できる。

表－18 安定計算選定表

検討ケース		三次元解析	二次元の 分割法	液状化検討	修正フェレニウス式（簡便式）		
					地震時	間げき水圧考慮	繰返し載荷による 強度低下考慮
渓流等に該当する盛土 のみ対象	盛土量5万m3より大きい	◎		◎		◎	◎
	盛土量5万m3以下			◎		◎	◎
宅地盛土のみ対象	谷埋め型大規模盛土造成地		◎		◎	△	△
	腹付け型大規模盛土造成地				◎	△	△
全盛土対象	盛土高15m以上				◎	△	△
	締固め難い材料(火山灰質土)					◎	◎
	締固め難い材料(火山灰質土以外)					◎	△
	地山からの流水・湧水					◎	△
	地下水位の影響を受けやすい					◎	△
	原地盤が不安定				◎	△	△
	崩壊時隣接物への影響				◎	△	△

◎：必須項目

△：条件によって実施

注意：大規模盛土造成地に該当した場合でも、全盛土対象の項目に該当する場合は
 上記に従い間げき水圧や繰返し載荷による強度低下を考慮した検討を実施する

＜審査基準＞

- 1 現場条件が下表のどの場合に該当するか、根拠資料を基に判定していること。
- 2 下表に該当する場合に、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定していること。

表－19 安定計算選定フローにおける判定条件一覧表

判断項目	判定条件	詳細説明
谷埋め型大規模盛土造成地	宅地盛土であるか（★）	－
	3,000 m ² 以上の盛土であるか（★）	－
腹付け型大規模盛土造成地	宅地盛土であるか（★）	－
	原地盤の傾斜が20度以上であるか（★）	傾斜地マップを参照
	盛土高5m以上であるか（★）	－
溪流等	湧水やその痕跡があるか	現況写真にて判定
	溪床勾配10度以上の谷底部の中心から25m以内であるか	溪流マップを参照
	崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形か	位置図・平面図にて判定
締固め難しい材料	高含水細粒土であるか	火山灰質土に分類されるか
	締固め度による密度管理が難しい材料であるか	発生土利用基準第4b種に相当するか
盛土高が15m以上	盛土高が15m以上か	－
地山からの流水、湧水	地山に流水があるか	－
	地山からの湧水があるか	－
地下水位の影響を受けやすい	片盛り、片切りであるか	－
	腹付け型盛土（原地盤の傾斜が20度以上かつ盛土高5m）であるか	傾斜地マップを参照
	傾斜地地盤（1/10以上）上の盛土であるか	傾斜地マップを参照
	谷間を埋める盛土であるか	－
不安定な原地盤	軟弱地盤であるか	次のいずれかの場合（有機質土、N値2以下の粘性土、N値10以下の砂質土）
	地すべり地であるか	地すべりマップを参照
重大な影響を与える隣接物	住宅に隣接しているか	隣接とは表－20において「保全対象との離隔が不十分」とみなされるもの

注：判定条件欄に★印がある条件は「かつ（and）」であり、無印の条件は「または（or）」である。

表-20 隣接とみなされるもの

分類※	保全対象との離隔が不十分		土砂流出のイメージ
	断面図	平面図	
平地盛土	$L \leq 2H$ 程度		
谷埋め盛土	溪床勾配 ≥ 2 度の区間		
腹付け盛土	$L \leq 5h$ 程度 保全対象との離隔 (保全対象から盛土のり面までの水平距離) 約11度 保全対象から盛土のり面までの高さ h $L \leq 5h$ 程度 (L の範囲に溪床が存在する場合は、溪床勾配 ≥ 2 度の区間) 保全対象との離隔 (保全対象から盛土のり面までの水平距離) 保全対象から盛土のり面までの高さ h		
切土	$L \leq 2H$ 程度 保全対象との離隔 L H 切土高		

※ 平地盛土は勾配が 1/10 以下の土地において行われた盛土とし、谷埋め盛土は谷や沢を埋めて行われた盛土、腹付け盛土は傾斜地（勾配が 1/10 より大きい土地）において行われた盛土とする。なお、谷や沢を埋めてはいないが、溪流等で谷壁斜面において行われた盛土の離隔は、谷埋め盛土と同様とする。

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（R5.5）

第2節 資力・信用・能力の審査（法第12条、第30条、省令第7条、第63条）

法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 [略]

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

3・4 [略]

法第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第2号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 [略]

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

3～5 [略]

省令第7条（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～六 [略]

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第3の資金計画書

十・十一 [略]

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 [略]

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第5の資金計画書

八・九 [略]

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

省令第63条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第3条（宅地造成等に関する工事の安全性を確かめるための書類等）

省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

（1） 工事をしようとする土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し

（2） 工事をしようとする土地の登記事項証明書

（3） 許可を受けようとする者が、個人である場合にあっては最近3年間の所得税に係る納税証明書及び事業の経歴を記載した書類（以下「事業経歴書」という。）、法人である場合にあっては最近3年間の法人税に係る納税証明書及び事業経歴書

（4） 工事施行者（請負契約によらないで自らその工事をする者を除く。）が、個人である場合にあっては事業経歴書、法人である場合にあっては登記事項証明書及び事業経歴書

（5） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 12 条（届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるための書類等）

省令第 58 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、第 3 条第 1 項各号に掲げるものとする。

この場合において、同項第 3 号中「許可を受けようと」とあるのは、「届出を」とする。

- 2 法第 27 条第 5 項の規定により同条第 1 項の規定による届出とみなされる都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を申請しようとする者は、当該申請と同時に、同法第 30 条第 1 項の申請書の写しに、省令第 58 条第 1 項各号に掲げる書類を添付して知事等に提出しなければならない。

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条（許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるための書類等）

省令第 63 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、第 3 条第 1 項各号に掲げるものとする。

- 2 法第 34 条第 2 項の規定により法第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、都市計画法第 30 条第 1 項の申請書及び当該工事に係る同項に規定する開発許可を受けたことを証する書類の写しに、省令第 63 条第 1 項各号に掲げる書類を添付して知事等に提出しなければならない。

<審査基準>

工事主の資力及び信用の有無の判断は、資金計画に基づいて行うほか、必要に応じて過去の事業実績等を勘案して行う。特に資金計画については、収入等が過当に見積られていないか審査する。このほか、次に掲げる資料等の提出を求める。

1 工事主が個人である場合

- (1) 直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- (2) 次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（都道府県知事等が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）

ウ 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から 5 年を経過しないものを含む。）

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

- (3) 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

- (4) 様式第 2 号又は第 4 号の資金計画書

- (5) 工事を施行する土地の公図と登記事項証明書

- (6) 暴力団員等ではないことを誓約する旨、住所、氏名、生年月日等を記載した別途基準で定める様式

- (7) 資産状況等を示す書類（残高証明書又は融資証明書）

- (8) 工事施工者の事業経歴書

- (9) 工事施工者の登記事項証明書

- (10) 工事施工者の建設業許可証の写し

2 工事主が法人である場合

第Ⅲ章 技術基準 第2節 資力・信用・能力の審査

- (1) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類
- ア これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- イ 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- (2) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (3) 当該法人の事業経歴書
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（知事が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- ウ 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- (5) 登記事項証明書
- (6) 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (7) 様式第2号又は第4号の資金計画書
- (8) 工事を施行する土地の公図と登記事項証明書
- (9) 暴力団員等ではないことを誓約する旨、住所、氏名、生年月日等を記載した別途基準で定める様式
- (10) 資産状況等を示す書類（残高証明書又は融資証明書）
- (11) 工事施工者の事業経歴書
- (12) 工事施工者の登記事項証明書
- (13) 工事施工者の建設業許可証の写し

本法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力の有無の判断は、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して行う。このほか、法人の登記簿謄本、事業経歴書及び建設業の許可証明書の提出を求める。

資力・信用・能力の審査に必要な提出書類

工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
☐ 所得税の納税証明書（直前3年分）（1（1））	☐ 株主等の住民票等（2（1）ア）
☐ 欠格事由に該当しないことの誓約書（1（2））	☐ 株主等の出資額が分かる書類（実質的支配者リスト等）（2（1）イ）
☐ 住民票等（1（3））	☐ 財務諸表（直前3年分）（2（2））
☐ 資金計画書（1（4））	☐ 法人税の納税証明書（直前3年分）（2（2））
☐ 公図（1（5））	☐ 事業経歴書（2（3））
☐ 土地の登記事項証明書（1（5））	☐ 欠格事由に該当しないことの誓約書（2（4））
☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書（1（6））	☐ 法人の登記事項証明書（2（5））
☐ 残高証明書又は融資証明書（1（7））	☐ 役員等の住民票（2（6））
☐ 工事施工者の事業経歴書（1（8））	☐ 資金計画書（2（7））
☐ 工事施工者の登記事項証明書（1（9））	

第Ⅲ章 技術基準 第2節 資力・信用・能力の審査

☐ 工事施工者の建設業許可証の写し（1（10））	☐ 公図（2（8）） ☐ 土地の登記事項証明書（2（8）） ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書（2（9）） ☐ 残高証明書又は融資証明書（2（10）） ☐ 工事施工者の事業経歴書（2（11）） ☐ 工事施工者の登記事項証明書（2（12）） ☐ 工事施工者の建設業許可証の写し（2（13））
---	--

第3節 権利者の同意（法第12条、第30条）

法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）

1 〔略〕

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 〔略〕

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3、4 〔略〕

法第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

1 〔略〕

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 〔略〕

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3、4 〔略〕

<審査基準>

1 当該宅地造成等に関する工事または当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

なお、権利を有する者の同意の有無を確認するために、同意書のほか各権利者の印鑑証明書を提出する必要がある。

2 本法第12条第2項第4号及び第30条第2項第4号に規定する同意の取得については、当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付することで差し支えない。ただし、許可の際には、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後、速やかにそのことがわかる書類等の写しの提出を求めることとする。

3 提出が必要な書類は以下のとおり。

（1） 公図

（2） 土地の登記事項証明書

（3） 該当する権利者を記載した一覧表

（4） 全ての権利者の同意書

（5） 全ての同意者の印鑑証明書

（6） 公共機関との土地の貸付け等に係る契約書等の写し（公共機関が権利を有する土地に限る）

第Ⅲ章 技術基準 第3節 権利者の同意

4 同意書に記載が必要な事項は以下のとおり。

- (1) 所在地・地番
- (2) 地目又は建物用途
- (3) 地積又は述べ面積
- (4) 権利の種類
- (5) 同意年月日
- (6) 同意者住所・氏名

第4節 設計者の資格（法第13条、第31条、政令第21条、第22条、第31条、省令第35条）

法第13条（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

- 1 〔略〕
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

法第31条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

- 1 〔略〕
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

政令第21条（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

法第13条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

政令第22条（設計者の資格）

法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

政令第31条（資格を有する者の設計によらなければならない措置等）

法第31条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第21条各号に掲げるものとする。

- 2 法第31条第2項の政令で定める資格は、第22条各号に掲げるものとする。

省令第35条（設計者の資格）

令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

都市計画法省令第19条（設計者の資格）

法第31条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域の面積が1ヘクタール以上20ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
 - ト 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、次条から第19条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）がこの省令の定めるところにより行う講習（以下「講習」という。）を修了した者

＜審査基準＞

- 1 高さが5mを超える擁壁の設置に係る設計図書若しくは盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置に係る設計図書は、次に掲げる資格を有する者の作成したものでなければならない。

- (1) 大学（短期大学を除く。）又は旧制大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務経験者。
- (2) 短期大学で、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務経験者。
- (3) 短期大学、高等専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務経験者。
- (4) 高等学校又は旧制中学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務経験者。
- (5) 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

ア 大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧制大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術について1年以上の実務経験者。

イ 技術士法第二次試験のうち技術部門を「建設部門」、「農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）」、「森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）」又は「水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）」とするものに合格した者。

（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

ウ 1級建築士。

エ 土木又は建築の技術について10年以上の実務経験者で認定講習（※登録講習機関が主催する「宅地造成技術講習会」又は宅地造成等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験

第Ⅲ章 技術基準 第4節 設計者の資格

を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第1005号）第4号の国土交通大臣の認定を受けて昭和44年以前に行われた講習）を修了した者

※ 登録講習機関として（一財）全国建設研修センターが登録を受けている。

オ その他国土交通大臣の認めた者

表-21 設計者資格要件早見表

盛土又は切土をする 土地の面積	擁壁の高さ	対象設計図面	設計者の資格要件
1,500㎡以下	5m以下	全部	なし
	5mを超える	擁壁	必要
		擁壁以外	なし
1,500㎡を超える	5m以下	排水	必要
		排水以外	なし
	5mを超える	擁壁・排水	必要
		擁壁・排水以外	なし

2 それぞれの要件に応じて以下の書類を提出すること。

表-22 設計者の資格を証する書類

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
ア 大学卒業者等	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
イ 短期大学（3年制）卒業者等	
ウ 短期大学、高等専門学校卒業者等	
エ 高校卒業者等	
オ（ア）大学院1年以上専攻した者等	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
オ（イ）技術士（建設部門）	☐ 技術士の資格証明書
オ（ウ）一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書
オ（エ）10年以上の実務経験者等	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書

様式第1号（省令規定様式第2）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法				{ 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 }		の規定により、		※手数料欄	
許可を申請します。									
年 月 日									
広域振興局長 様									
申請者 氏名									
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()							
2 設計者住所氏名									
3 工事施行者住所氏名									
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)							
5 土地の面積		㎡							
6 工事着手前の土地利用状況									
7 工事完了後の土地利用									
8 盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土							
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無							
工事の概要	10 イ 盛土又は切土の高さ	m							
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	㎡							
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	m³						
		切 土	m³						
	ニ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長				
				m	m				
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長				
				m	m				
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長				
				cm	m				
ト 崖面の保護の方法									
チ 崖面以外の地表面の保護の方法									
リ 工事中の危害防止のための措置									
ヌ その他の措置									

(A4)

様式第1号（省令規定様式第2）

	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから変更許可手続きをしてください。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 7 欄は、主たる用途について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① 建築物（住家）	⑥ 駐車場・駐輪場
② 建築物（工業・事業用地）	⑦ 農地（田畑）・採草放牧地
③ 太陽光発電設備	⑧ 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）
④ レジャー施設（建築物を伴わない）	⑨ 残土処分場
⑤ 資材等置き場	⑩ その他（上記に含まれないもの）
- 8 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 9 9 欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 10 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

連絡先

様式第2号（省令規定様式第3）

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位：千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位：千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	借入償還金						
	計						
収入	自己資金						
	借入金						
	処分収入						
	補助負担金						
	計						
借入金の借入先							

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第12条第1項} \\ \text{第30条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 広域振興局長 様 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 （法人役員住所氏名） （		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度） （緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）		
5	土地の面積 m^2		
6	工事の目的		
7 工事の概要	イ	土石の堆積の最大堆積高さ m	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積 m^2	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量 m^3	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト	空地の設置	番 号 空地の幅 m
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ	堆積した土石の崩壊	

様式第3号（省令規定様式第4）

	に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他の必要な事項	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから変更許可手続きをしてください。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 6 欄は、工事の主たる目的について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① スtockヤード

④ 工事に付随する土石の堆積

② 廃棄物処理に伴う土石の堆積

⑤ その他（上記に含まれないもの）

③ 製品が土石に該当する工場における土石の堆積
- 7 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

連絡先

1 収支計画

（単位：千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位：千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	借入償還金						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金						
	処分収入						
	補助負担金						
	計						
借入金の借入先							

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

(A4)

様式第5号（省令規定様式第7）

	ための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他の必要な事項	
12	変更の理由	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから変更許可手続きをしてください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 7欄は、主たる用途について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① 建築物（住家）	⑥ 駐車場・駐輪場
② 建築物（工業・事業用地）	⑦ 農地（田畑）・採草放牧地
③ 太陽光発電設備	⑧ 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）
④ レジャー施設（建築物を伴わない）	⑨ 残土処分場
⑤ 資材等置き場	⑩ その他（上記に含まれないもの）
- 8 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 9 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 10 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

連絡先

様式第6号（省令規定様式第8）

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第16条第1項} \\ \text{第35条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、 変更の許可を申請します。 年 月 日 広域振興局長 様 申請者 氏名			※手数料欄	
当初許可番号		当初許可年月日		年 月 日
1	工事主住所氏名 （法人役員住所氏名） （ ）			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度） （緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）			
5	土地の面積 m^2			
6	工事の目的			
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	m^2		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	m^3		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			m	
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			

(A4)

様式第 6 号（省令規定様式第 8）

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他の必要な事項	
9	変更の理由	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから変更許可手続きをしてください。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 6 欄は、工事の主たる目的について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① スtockヤード

④ 工事に付随する土石の堆積

② 廃棄物処理に伴う土石の堆積

⑤ その他（上記に含まれないもの）

③ 製品が土石に該当する工場における土石の堆積
- 7 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

連絡先

変更届

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 第 6 条第 1 項 第 6 条第 2 項 第 10 条第 1 項 第 10 条第 2 項 第 17 条第 1 項 第 17 条第 2 項 第 21 条第 1 項 第 21 条第 2 項 の規定により、変更を	
届け出ます。 年 月 日 広域振興局長 様 申請者 住所 氏名	
1 従前の許可番号・許可年月日 （届出にあっては届出年月日）	年 月 日
2 変更に係る事項	
3 変更の理由	

廃止届

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 11 条（第 22 条）の規定により、工事の廃止を届け出ます。 年 月 日 広域振興局長 様 申請者 住所 氏名	
1 従前の許可番号・許可年月日 （届出にあっては届出年月日）	年 月 日
2 廃止の理由	

様式第 9 号（省令規定様式第 9）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項 }
{ 第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2	許 可 番 号	第 号
3	許 可 年 月 日	年 月 日
4	工事をした土地の所在地及び地番	
5	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6	備 考	

〔注意〕

申請者又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。
{ 第 36 条第 4 項 }

1	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2	許 可 番 号	第 号
3	許 可 年 月 日	年 月 日
4	工事をした土地の所在地及び地番	
5	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6	備 考	

〔注意〕

申請者又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項 } の規定により、 { 第 37 条第 1 項 } 中間検査を申請します。 年 月 日 広域振興局長 様 申請者 氏名		※手数料欄	
1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる 特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の 中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の 中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る 工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者又は 4 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6 及び 7 欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

部分検査申請書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 8 条（第 19 条）の規定による部分検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回部分検査の対象となる工区	検査実施回	第 回	
	工区名		
	本工区に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の部分検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	工区名		
	部分検査合格証		
	番号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の部分検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	工区名		
	当該工区に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- 1 申請者又は 4 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 本申請をする場合、許可時または変更許可時に工区分割している必要があります。
- 3 当該工区内の全部が完了している必要があります。
- 4 完了した部分の範囲、これまでの検査の履歴、今後の見込みを示した図面を添付してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について
{ 第 40 条第 1 項 }
届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
3	工事を行っている土地の面積	m ²
4	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	m
6	盛土又は切土する土地の面積	m ²
7	盛土又は切土の土量	盛土 m ³
		切土 m ³
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 申請者又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

連絡先

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について
{ 第 40 条第 1 項 }
届け出ます。

記

1 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
2 工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
3 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	m ²
4 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	m
5 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	m ²
6 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	m ³
7 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
8 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
9 工 事 の 進 捗 状 況	

〔注意〕

- 1 申請者又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

連絡先

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について
{ 第 40 条第 3 項 }
届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
4 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

〔注意〕

届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

連絡先

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。
{ 第 40 条第 4 項 }
記

1	転用した土地の所在地及び地番	
2	転用した土地の面積	m ²
3	転用前の用途	
4	転用後の用途	
5	転用年 月 日	年 月 日

〔注意〕
届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

連絡先

届出工事の完了届

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住所
氏名

岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 23 条の規定により、工事の完了を届け出ます。

1	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2	届 出 の 種 類	法第 21 条第 1 項 法第 21 条第 3 項 法第 27 条第 1 項 法第 40 条第 1 項 法第 40 条第 3 項
3	届 出 年 月 日	年 月 日
4	工事をした土地の所在地及び地番	
5	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6	備 考	

〔注意〕

届出者又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)				()			
2	設 計 者 住 所 氏 名							
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名							
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土 地 の 面 積				m ²			
6	工事着手前の土地利用状況							
7	工事完了後の土地利用							
8	盛 土 の タ イ プ				平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形				溪流等への該当 有・無			
10	工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ						m
		ロ 盛土又は切土をする 土地の面積						m ²
		ハ 盛土又は切土の土量	盛土					m ³
			切土					m ³
		ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長		
					m	m		
		ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長		
					m	m		
		ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
					cm	m		
		ト 崖面の保護の方法						
		チ 崖面以外の地表面の 保護の方法						
		リ 工事中の危害防止の ための措置						
		ヌ その他の措置						
		ル 工事着手予定年月日		年 月 日				
		ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日				

様式第 18 号（省令規定様式第 19）

	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7 欄は、主たる用途について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① 建築物（住家）	⑥ 駐車場・駐輪場
② 建築物（工業・事業用地）	⑦ 農地（田畑）・採草放牧地
③ 太陽光発電設備	⑧ 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）
④ レジャー施設（建築物を伴わない）	⑨ 残土処分場
⑤ 資材等置き場	⑩ その他（上記に含まれないもの）
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 7 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 8 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

連絡先

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)		()	
2	設 計 者 住 所 氏 名			
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土 地 の 面 積		m ²	
6	工 事 の 目 的			
7 工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト	空地の設置	番号	空地の幅
				m
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

様式第 19 号（省令規定様式第 20）

	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8 その他必要な事項		

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 6 欄は、工事の主たる目的について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① スtockヤード

② 廃棄物処理に伴う土石の堆積

③ 製品が土石に該当する工場における土石の堆積

④ 工事に付随する土石の堆積

⑤ その他（上記に含まれないもの）
- 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

連絡先

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

当初届出年月日		年 月 日				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積		m ²			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10 工事の概要	イ	盛土又は切土の高さ		m		
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積		m ²		
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	m ³		
			切土	m ³		
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					m	m
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
					m	m
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					cm	m
	ト	崖面の保護の方法				
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置					
ヌ	その他の措置					

様式第 20 号（省令規定様式第 21）

	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他の必要な事項	
12	変更の理由	

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7 欄は、主たる用途について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① 建築物（住家）	⑥ 駐車場・駐輪場
② 建築物（工業・事業用地）	⑦ 農地（田畑）・採草放牧地
③ 太陽光発電設備	⑧ 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）
④ レジャー施設（建築物を伴わない）	⑨ 残土処分場
⑤ 資材等置き場	⑩ その他（上記に含まれないもの）
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 7 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 8 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

当初届出年月日		年 月 日	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積 m ²		
6	工事の目的		
7 工事の概要	イ	土石の堆積の最大堆積高さ m	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積 m ²	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量 m ³	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト	空地の設置	番号 空地の幅 m
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ	堆積した土石の崩壊	

様式第 21 号（省令規定様式第 22）

	に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他の必要な事項	
9	変更の理由	

〔注意〕

- 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 6 欄は、工事の主たる目的について以下から選択し記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

① スtockヤード	④ 工事に付随する土石の堆積
② 廃棄物処理に伴う土石の堆積	⑤ その他（上記に含まれないもの）
③ 製品が土石に該当する工場における土石の堆積	
- 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条による適合証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法に適合していることを証する書面の交付を申請します。		※手数料欄
年 月 日 広域振興局長 様 申請者 住所 氏名		
1 土地の所在地及び地番		
2 該当条項	宅地造成及び特定盛土等規制法	第 12 条第 1 項 第 16 条第 1 項 第 30 条第 1 項 第 35 条第 1 項
3 適合する理由		
4 工事概要	盛土等の高さ	m
	盛土等の面積	m ²

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 添付書類
 - （1）位置図
 - （2）現況図（平面、断面）
 - （3）盛土等計画図（平面、断面）
 - （4）その他法に適合する理由を説明する書類

連絡先

盛土等に関する事前指導申出書

次の盛土等計画について事前指導を受けたく、申出します。

年 月 日

広域振興局長 様

住 所
氏 名

- 1 土地の所在地及び地番
- 2 盛土等の高さ
- 3 盛土等の面積
- 4 添付資料
 - (1) 位置図
 - (2) 現況図（平面、断面）
 - (3) 盛土等計画図（平面、断面）
 - (4) 排水施設配置方針計画図
 - (5) 擁壁等設置方針計画図
 - (6) 現況写真

※ 注意事項

- ア 土地の所在地及び地番は、盛土等を行う土地の全てについて、市町村名、字名、地番を記入すること。
- イ 盛土等の高さは、現況地盤面からの高さが最大となる数値を記入すること。
- ウ 盛土等の面積は、図上測定値でよい。
- エ 位置図は、縮尺 1/25,000 以上とし、工事区域を朱書き表示すること。
- オ 現況図は、縮尺 1/1,000 以上の地形図を用いて、計画図と同じ範囲を示すこと。
- カ 計画図は、縮尺 1/1,000 以上の地形図を用いて、工事区域の境界、盛土等の位置及び形状並びに寸法、排水施設、擁壁等の概略位置を示すこと。
- キ 排水施設配置方針計画図は、排水施設の種別（表面排水、盛土内排水、基盤排水、調整池等）毎に設計方針・配置方針を記載すること。図面と設計概要書とを別冊にしても良い。
- ク 擁壁等設置方針計画図は、擁壁の種別（大臣認定擁壁か否か）と擁壁規模を記載すること。図面と設計概要書とを別冊にしても良い。
- ケ 現況写真は、対象箇所を各方角から網羅できるように撮影し、写真撮影方向図も添付すること。
- コ なお、許可申請に必要な全ての図書を添付することもできる。その場合は添付書類全てを事前指導の対象とする。

連絡先

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

		90センチメートル以上			
70センチメートル以上	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }				
	1	工事主の住所氏名			見取図
	2	許可番号	第	号	
	3	許可又は届出年月日	年	月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年	月 日	
	10	工事完了予定年月日	年	月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出先の県の部局の 名称及び連絡先				
		↑ 50センチメートル以上 ↓			

[注意]

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9、及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

70センチメートル以上		90センチメートル以上			
		土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
		1	工事主の住所氏名		見取図
		2	許可番号	第 号	
		3	許可又は届出年月日	年 月 日	
		4	工事施行者の氏名		
		5	現場管理者の氏名		
		6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
		7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
		8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
		9	工事着手予定年月日	年 月 日	
		10	工事完了予定年月日	年 月 日	
		11	工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出先の県の部局の 名称及び連絡先				
		50センチメートル以上			

[注意]

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9、及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

周知措置報告書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

記

1 土地の所在地及び地番	
2 周知措置の方法	1. 説明会の開催 2. 書面の配布 3. 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3 周知期間・日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分 まで)
4 説明会開催場所	名称 所在地
5 説明会参加者数	人
6 書面配布範囲	
7 工事内容掲示場所	
8 住民からの意見など	

注意事項

- 1 申請者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 説明会を開催した場合は、開催日時を 3 のカッコ内に、開催場所を 4 に、参加者数を 5 に記入してください。
- 3 書面の配布をした場合は、配布日を 3 に、配布範囲を 6 に記入してください。
- 4 工事内容の掲示をした場合は、掲示期間を 3 に、掲示場所を 7 に記入してください。
- 5 周知した資料、書面、掲示物、WEB ページなどの写しを添付してください。
- 6 説明会開催状況写真、書面配布状況写真、工事内容掲示状況写真などを添付してください。

地権者一覧表

物件の種類	所在・地番	面積	権利の種類別	権利者氏名	同意の有無	摘要	同意書との 対照番号

注意事項

- 1 物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。
- 2 権利の種類別欄は、登記事項証明書に記載された権利の別を記入してください。
- 3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

同意書

（工事主）が、（工事場所）で施行する宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事について、別冊の設計図により施工することに同意します。

整理番号	土地の所在地・地番	地目	地積	権利の種別	権利者氏名	印	権利者住所	同意年月日	摘要

注意事項

- 1 原則として、権利者 1 名毎に作成してください。
- 2 権利の種別欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の別を記入してください。
- 3 当該権利に係る土地が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入してください。
- 4 同意者全員の印鑑証明書を添付してください。印鑑証明書が無い場合は、本人確認資料を添付してください。

連絡先（書類取扱責任者）

誓約書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住 所
氏 名

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないことを誓約します。	
宅地造成及び特定盛土等規制法又は同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ではないことを誓約します。	
宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）ではないことを誓約します。	
その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないことを誓約します。	
	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではないことを誓約します。 また、この誓約に違反又は相違があり、監督処分を受けた場合は、これに異議なく応じることを誓約します。 あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察本部等へ照会がなされることに同意します。
	役員のうちに暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がいないことを誓約します。 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配していないことを誓約します。 また、この誓約に違反又は相違があり、監督処分を受けた場合は、これに異議なく応じることを誓約します。 あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察本部等へ照会がなされることに同意します。

注意事項

- 1 申請者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 申請者が個人の場合は表の空欄の上段に、法人の場合は表の空欄の下段に○を記入してください。

役員等一覧表

年 月 日

法人名 _____

役員等の氏名等				
役職名等	氏名（ふりがな）	性別	生年月日	住所

注意事項

- 1 法人に対し、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者について記載すること。
- 2 「岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱」に則り、岩手県警察本部に照会する場合があります。

参考様式 6

岩手県収入証紙貼付様式

- 注 1 収入証紙は、この様式の枠に合わせて貼り付けること。
- 2 1枚では貼り切れない場合は、2枚以上とすること。

事務手続きフロー

手続	申請者	市町村（※）	広域振興局
事前相談	許可要件規模チェックリスト（1部） または 住所（地番）、盛土の高さ、 盛土の面積が分かるもの		事前相談は県の相談窓口へ
	インターネットで相談できる「いわて盛土情報システム」も御利用ください		
事前指導	事前指導申出書（1部） 設計図等を添付		事前指導は、事前相談で許可事務公所を確定してから、県の許可事務公所へ
	インターネットで相談できる「いわて盛土情報システム」も御利用ください		
許可申請	許可申請書（2部）	許可申請書は市町村窓口へ	※花巻市、北上市、一関市、住田町の場合は、県の許可事務公所へ
届出	届出書（1部）		届出は、県の許可事務公所へ
変更許可	変更許可申請書（2部）	変更許可申請書は市町村窓口へ	※花巻市、北上市、一関市、住田町の場合は、県の許可事務公所へ
変更届	変更届（1部）		変更届は、県の許可事務公所へ
定期報告	「いわて盛土情報システム」を御利用ください		
中間検査	中間検査申請書（1部）		中間検査申請書は、県の許可事務公所へ
完了検査	完了検査申請書（1部）		完了検査申請書は、県の許可事務公所へ
88条証明交付申請	88条証明交付申請書（1部）		88条証明交付申請書は、県の許可事務公所へ

盛土規制法 許可要件・規模チェックリスト

(分かる範囲で御記入のうえ相談窓口へお持ちください)

土地の所在地	地番まで御記入ください		
盛土・切土の高さ	最大値で御記入ください	盛土・切土の面積	
盛土・切土の目的			

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

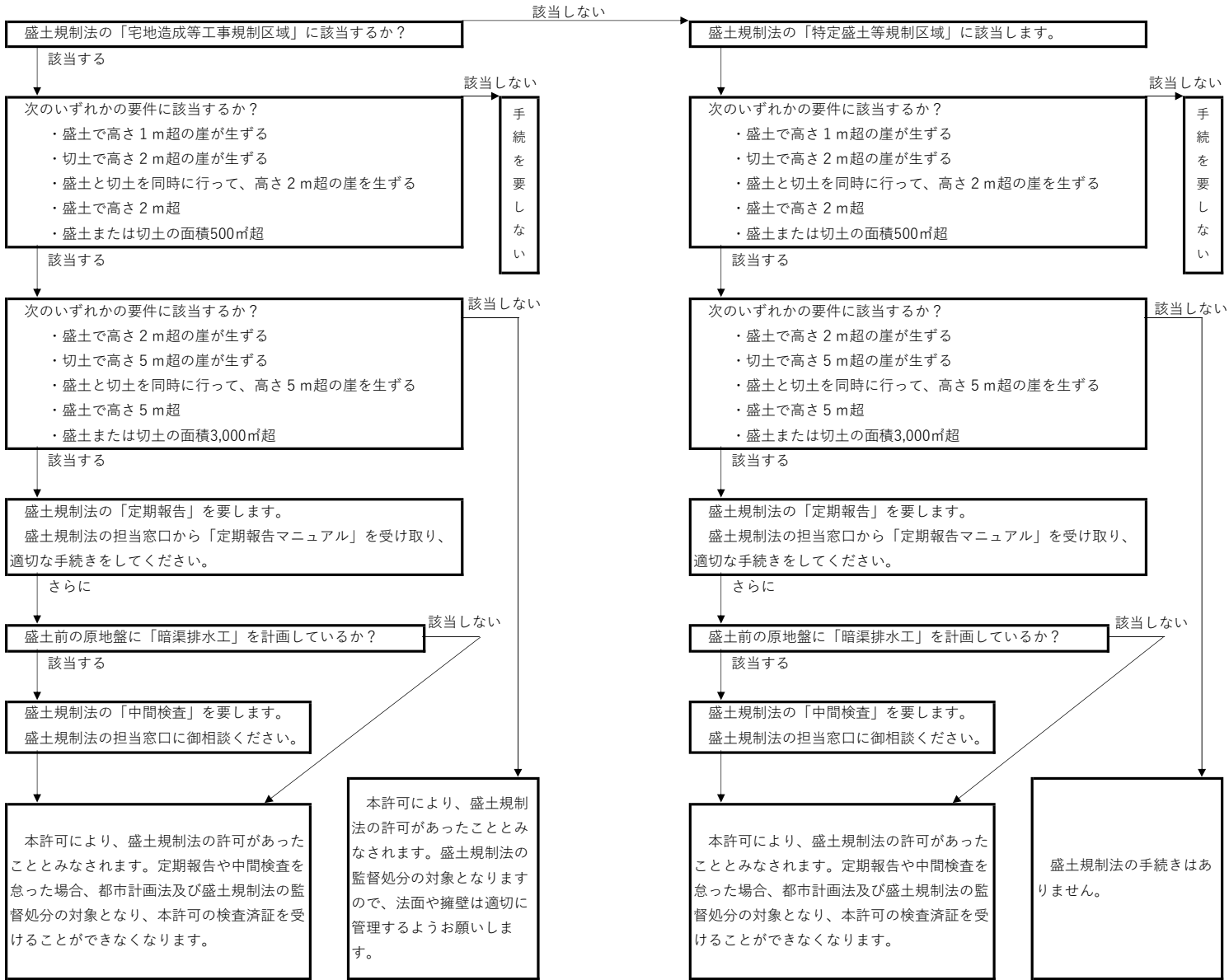
※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

許可事務公所判定チェックリスト

- ☐ 都市計画法第29条(開発許可)の許可を要する
- ☐ 自然環境保全法第25条第4項の許可又は第28条第1項の届出を要する
- ☐ 岩手県自然環境保全条例第15条第4項の許可又は第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の届出を要する
- ☐ 自然公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する
- ☐ 県立自然公園条例第10条第4項の許可又は第12条第1項の届出を要する
- ☐ 森林法第10条の2の許可若しくは協議又は第10条の8の届出を要する
- ☐ 森林法第26条又は第26条の2の保安林解除申請を要する
- ☐ 森林法第34条の許可又は届出を要する
- ☐ 国有林野管理経営法第7条の貸付手続を要する
- ☐ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の許可を要する
- ☐ 農地法第4条又は第5条の許可を要する

いわて盛土情報システムの担当課区分図の判定結果 →

都市計画法開発許可手続きにおける盛土規制法みなしチェックフロー



設計図書作成要領

【事前指導、当初許可申請、当初届出】

添付 順序	図書の名称	宅地造成等	土石の堆積	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	○	○	1 方位 2 道路 3 目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	○	○	1 方位 2 土地の境界線（施行範囲の外周を赤枠で囲む）	1/2,500以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	○		1 方位 2 土地の境界線（施行範囲の外周を赤枠で囲む） 3 盛土（青色で着色）又は切土（赤色で着色）をする土地の部分 4 壁、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
			○	1 方位 2 土地の境界線（施行範囲の外周を赤枠で囲む） 3 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 4 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 5 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	○		1 盛土又は切土をする前後の地盤面 2 盛土（青色で着色）又は切土（赤色で着色）をする土地の部分	1/2,500以上	高低差の著しいところについて作成すること。（盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの、切土で高さが2m超の崖を生ずるもの、盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの又は盛土で高さが2m超となるもの）
			○	1 土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	
5	排水施設の平面図	○		1 排水施設の位置 2 種類 3 材料 4 形状 5 内のり寸法 6 勾配 7 水の流れの方向 8 吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
6	崖の断面図	○		1 崖の高さ 2 勾配 3 土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 4 盛土又は切土をする前の地盤面 5 崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。

添付 順序	図書の名称	宅地造成等	土石の堆積	明示すべき事項	縮尺	備考
7	擁壁の断面図	○		1 擁壁の寸法及び勾配 2 材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 擁壁を設置する前後の地盤面 6 基礎地盤の土質 7 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	○		1 擁壁の高さ 2 水抜穴の位置、材料、内径 3 透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	○		1 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 2 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 3 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 4 基礎地盤の土質 5 透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	○		1 崖面崩壊防止施設の寸法 2 水抜穴の位置、材料及び内径 3 浸水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	(擁壁の) 構造計算書	備考に該当する場合		1 擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要 2 構造計画 3 応力算定 4 断面算定		・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ・崖面崩壊防止施設の場合
12	(地盤の) 安定計算書	備考に該当する場合		1 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算		・渓流等の土地において高さが15mを超える盛土をする場合 ・別途審査基準で定める安定計算が必要な場合
13	(地盤の) 安定計算書	備考に該当する場合		1 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算		土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面である場合
14	(構台の) 構造計算書		備考に該当する場合	1 措置の概要 2 構造計画 3 応力算定及び断面計算等		土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合
15	(鋼矢板等の) 構造計算書		備考に該当する場合	1 措置の概要 2 構造計画 3 応力算定及び断面計算等		堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置する場合
16	(地盤の) 安定計算書		備考に該当する場合	1 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算		堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置をし、かつ、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置をする場合

【変更許可申請、変更届出】

- ・当初許可申請から内容が変わった図書の全てについて作成する。
- ・変更計画図面については、変更計画のみ記載すること。
- ・新旧対照図面については、当初計画を黄色、変更計画を赤色にて着色すること。

【中間検査申請】

- ・当初許可申請図面に、中間検査対象施設を赤色で着色すること。

申請図書作成要領

【事前指導、当初許可申請、当初届出】

添付 順序	図書の名称	宅地造成 等	土石の堆 積	書類	作成要領
13	図面を作成した者が資格を有する者であることを証する書類	○	○	卒業証明書	大学卒業等、短期大学（3年制）卒業等、短期大学・高等専門学校卒業等、高校卒業等の場合
				実務経験証明書	大学卒業等、短期大学（3年制）卒業等、短期大学・高等専門学校卒業等、高校卒業等、大学院1年以上専攻した者等、10年以上の実務経験者等の場合
				大学院に1年以上在学したことの証明書	大学院1年以上専攻した者等
				技術士の資格証明書	技術士の場合
				一級建築士の資格証明書	一級建築士の場合
				宅地造成技術講習会修了証書	10年以上の実務経験者等の場合
14	土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	写真撮影の方向を示した平面図	
				写真帳	
15	工事主の資力・信用を証する書類	○	○	資金計画書	
				預金残高証明書	
				借入金又は融資証明書	
				住民票又は個人番号カード	工事主が個人の場合。個人番号カードの場合は番号を黒塗りしたもの
				直近3年分の所得税の納税証明書	工事主が個人の場合。
				法人の登記事項証明書	工事主が法人の場合。
				事業経歴書	工事主が法人の場合。
				役員の住民票又は個人番号カード	工事主が法人の場合。個人番号カードの場合は番号を黒塗りしたもの
				発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上に額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当する者の住民票又は個人番号カード及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類	工事主が法人の場合。
				最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注意表及び法人税の納税証明書	工事主が法人の場合。
16	工事施行者の能力を証する書類	○	○	法人の登記事項証明書	工事施行者が法人の場合
				事業経歴書	
				建設業許可証	工事施行者が法人の場合
17	土地の権利者の同意書	○	○	同意者一覧表	
				同意書	
				印鑑証明書	
18	住民への周知を講じたことを証する書類	○	○	開催の周知範囲が分かる位置図等	説明会を開催した場合に限る
				開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）	説明会を開催した場合に限る
				説明会の状況写真	説明会を開催した場合に限る
				配布した書面	工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合に限る
				配布している状況写真及び配布日が分かる資料	工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合に限る
				配布範囲が分かる位置図等	工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合に限る
				配布範囲を決定した根拠となる図面等	工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合に限る
				掲示場所が分かる位置図等	工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する場合に限る
				掲示状況の写真及び掲示日が分かる資料	工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する場合に限る
19	県が特に必要があると認めて規則で定める書類	○	○	公図	
				登記事項証明書	
				誓約書	
				役員等一覧表	

【変更許可申請、変更届出】

- ・当初許可申請から内容が変わった図書の全てについて作成する。
- ・新旧対照表については、変更になった部分がかかるように簡潔に記載すること。

提出図書一覧表

1/7

区域	手続	規定様式	図書名	備考
宅造区域	許可申請 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第1号	許可申請書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地の断面図	
			排水施設の平面図	
			崖の断面図	崖がある場合に限る
			擁壁の断面図	擁壁を設置する場合に限る
			擁壁の背面図	擁壁を設置する場合に限る
			崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る
			崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る
			(擁壁の) 構造計算書	擁壁を設置する場合に限る
			(地盤の) 安定計算書	安定計算が必要な場合若しくは崖に擁壁を設置しないときに限る
		添付書類	図面を作成した者が資格を有する者であることを証する書類	【大学卒、短期大学卒、高専卒、高校卒】卒業証明書、実務経験証明書 【大学院1年以上専攻】大学院に1年以上在学した証明書、実務経験証明書 【技術士、一級建築士】資格証 【10年以上の実務経験者】宅地造成技術講習会修了証書、実務経験証明書
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
		様式第2号	資金計画書	
		添付書類	工事主の資力・信用を証する書類	預金残高証明書、借入金又は融資証明書 【上記のほか、工事主が個人の場合】住民票又は個人番号カード、直近3年分の所得税の納税証明書 【上記のほか、工事主が法人の場合】法人の登記事項証明書、事業経歴書、役員の住民票又は個人番号カード、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上に額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当する者の住民票又は個人番号カード及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類、最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注意表及び法人税の納税証明書
			工事施行者の能力を証する書類	事業経歴書 【上記のほか、工事施行者が法人の場合】法人の登記事項証明書、建設業許可証
			土地の権利者の同意書	同意者一覧表、同意書、印鑑証明書、公共機関との土地の貸付等に係る契約書等の写し（公共機関が権利を有する土地に限る）
			住民への周知を講じたことを証する書類	【説明の開催の場合】開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）、説明会の状況写真 【工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合】配布した書面、配布している状況写真及び配布日が分かる資料、配布範囲が分かる位置図等、配布範囲を決定した根拠となる図面等 【工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する場合】掲示場所が分かる位置図等、掲示状況の写真及び掲示日が分かる資料、閲覧ページの写し（URLを含む）及び閲覧開始日が分かる資料
			公図	
			登記事項証明書	
			誓約書	
			役員等一覧表	

提出図書一覧表

2/7

区域	手続	規定様式	図書名	備考
宅造区域	許可申請 (土石の堆積)	様式第3号	許可申請書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地の断面図	
			(構台の) 構造計算書	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる場合に限る
			(鋼矢板等の) 構造計算書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として土石の高さを超える鋼矢板等を設置する場合に限る
			(地盤の) 安定計算書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として、堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置をし、かつ、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置をする場合に限る
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
		様式第4号	資金計画書	
		添付書類	工事主の資力・信用を証する書類	預金残高証明書、借入金又は融資証明書 【上記のほか、工事主が個人の場合】住民票又は個人番号カード、直近3年分の所得税の納税証明書 【上記のほか、工事主が法人の場合】法人の登記事項証明書、事業経歴書、役員の住民票又は個人番号カード、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上に額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の所有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類、最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注意表及び法人税の納税証明書
			工事施行者の能力を証する書類	事業経歴書 【上記のほか、工事施行者が法人の場合】法人の登記事項証明書、建設業許可証
			土地の権利者の同意書	同意者一覧表、同意書、印鑑証明書、公共機関との土地の貸付等に係る契約書等の写し（公共機関が権利を有する土地に限る）
			住民への周知を講じたことを証する書類	【説明の開催の場合】開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）、説明会の状況写真 【工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合】配布した書面、配布している状況写真及び配布日が分かる資料、配布範囲が分かる位置図等、配布範囲を決定した根拠となる図面等 【工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する場合】掲示場所が分かる位置図等、掲示状況の写真及び掲示日が分かる資料、閲覧ページの写し（URLを含む）及び閲覧開始日が分かる資料
			公図	
			登記事項証明書	
			誓約書	
			役員等一覧表	

提出図書一覧表

区域	手続	規定様式	図書名	備考
宅造区域	変更許可申請 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第5号	変更許可申請書	
		添付書類	(当初許可申請図書のうち変更されるもの)	
			新旧対照表	
宅造区域	変更許可申請 (土石の堆積)	様式第6号	変更許可申請書	
		添付書類	(当初許可申請図書のうち変更されるもの)	
			新旧対照表	
宅造区域	変更届 (軽微な変更)	様式第7号	変更届	
宅造区域	廃止届	様式第8号	廃止届	
宅造区域	完了検査申請 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第9号	完了検査申請書	
宅造区域	確認申請 (土石の堆積)	様式第10号	確認申請書	
宅造区域	中間検査申請	様式第11号	中間検査申請書	
		添付書類	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	
宅造区域	部分検査申請	様式第12号	部分検査申請書	
宅造区域	区域指定時に行われている工事の届出 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第13号	届出書	
宅造区域	区域指定時に行われている工事の届出 (宅地造成又は特定盛土等) (中間検査規模)	様式第13号	届出書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
宅造区域	区域指定時に行われている工事の届出 (土石の堆積)	様式第14号	届出書	
宅造区域	区域指定時に行われている工事の届出 (土石の堆積) (定期報告規模)	様式第14号	届出書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
宅造区域	擁壁工事の届出	様式第15号	届出書	
宅造区域	公共施設用地の転用の届出	様式第16号	届出書	
宅造区域	届出工事の完了届	様式第18号	完了届	

提出図書一覧表

4/7

区域	手続	規定様式	図書名	備考
特盛区域	許可規模未満の工事の届出 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第18号	届出書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地の断面図	
			排水施設の平面図	
			崖の断面図	崖がある場合に限る
			擁壁の断面図	擁壁を設置する場合に限る
			擁壁の背面図	擁壁を設置する場合に限る
			崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る
			崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
			届出者の本人確認資料	【工事主が個人の場合】住民票又は個人番号カード 【工事主が法人の場合】法人の登記事項証明書、役員の住民票又は個人番号カード
			公図	
			登記事項証明書	
特盛区域	許可規模未満の工事の届出 (土石の堆積)	様式第19号	届出書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地の断面図	
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
			届出者の本人確認資料	【工事主が個人の場合】住民票又は個人番号カード 【工事主が法人の場合】法人の登記事項証明書、役員の住民票又は個人番号カード
			公図	
			登記事項証明書	
			納税証明書	事業経歴書 【上記のほか、工事主が個人の場合】直近3年分の所得税の納税証明書 【上記のほか、工事主が法人の場合】法人税の納税証明書
			工事施行者に関する資料	事業経歴書 【上記のほか、工事施行者が法人の場合】法人の登記事項証明書
特盛区域	許可規模未満の工事の変更届出 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第20号	変更届出書	
		添付書類	(当初届出図書のうち変更されるもの)	
特盛区域	許可規模未満の工事の変更届出 (土石の堆積)	様式第21号	変更届出書	
		添付書類	(当初届出図書のうち変更されるもの)	

区域	手続	規定様式	図書名	備考
特盛区域	許可申請 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第1号	許可申請書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地の断面図	
			排水施設の平面図	
			崖の断面図	崖がある場合に限る
			擁壁の断面図	擁壁を設置する場合に限る
			擁壁の背面図	擁壁を設置する場合に限る
			崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る
			崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る
			(擁壁の) 構造計算書	擁壁を設置する場合に限る
			(地盤の) 安定計算書	安定計算が必要な場合若しくは崖に擁壁を設置しないときに限る
			図面を作成した者が資格を有する者であることを証する書類	【大学卒、短期大学卒、高専卒、高校卒】卒業証明書、実務経験証明書 【大学院1年以上専攻】大学院に1年以上在学した証明書、実務経験証明書 【技術士、一級建築士】資格証 【10年以上の実務経験者】宅地造成技術講習会修了証書、実務経験証明書
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
		様式第2号	資金計画書	
		添付書類	工事主の資力・信用を証する書類	預金残高証明書、借入金又は融資証明書 【上記のほか、工事主が個人の場合】住民票又は個人番号カード、直近3年分の所得税の納税証明書 【上記のほか、工事主が法人の場合】法人の登記事項証明書、事業経歴書、役員の住民票又は個人番号カード、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上に額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するもの上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類、最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注意表及び法人税の納税証明書
			工事施行者の能力を証する書類	事業経歴書 【上記のほか、工事施行者が法人の場合】法人の登記事項証明書、建設業許可証
			土地の権利者の同意書	同意者一覧表、同意書、印鑑証明書、公共機関との土地の貸付等に係る契約書等の写し(公共機関が権利を有する土地に限る)
			住民への周知を講じたことを証する書類	【説明の開催の場合】開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等)、説明会の状況写真 【工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合】配布した書面、配布している状況写真及び配布日が分かる資料、配布範囲が分かる位置図等、配布範囲を決定した根拠となる図面等 【工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する場合】掲示場所が分かる位置図等、掲示状況の写真及び掲示日が分かる資料、閲覧ページの写し(URLを含む)及び閲覧開始日が分かる資料
			公図	
			登記事項証明書	
			誓約書	
			役員等一覧表	

提出図書一覧表

6/7

区域	手続	規定様式	図書名	備考
特盛区域	許可申請 (土石の堆積)	様式第3号	許可申請書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図	
			土地の断面図	
			(構台の) 構造計算書	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる場合に限る
			(鋼矢板等の) 構造計算書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として土石の高さを超える鋼矢板等を設置する場合に限る
			(地盤の) 安定計算書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として、堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置をし、かつ、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置をする場合に限る
			土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
		様式第4号	資金計画書	
		添付書類	工事主の資力・信用を証する書類	預金残高証明書、借入金又は融資証明書 【上記のほか、工事主が個人の場合】住民票又は個人番号カード、直近3年分の所得税の納税証明書 【上記のほか、工事主が法人の場合】法人の登記事項証明書、事業経歴書、役員の住民票又は個人番号カード、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上に額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類、最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注意表及び法人税の納税証明書
			工事施行者の能力を証する書類	事業経歴書 【上記のほか、工事施行者が法人の場合】法人の登記事項証明書、建設業許可証
			土地の権利者の同意書	同意者一覧表、同意書、印鑑証明書、公共機関との土地の貸付等に係る契約書等の写し（公共機関が権利を有する土地に限る）
			住民への周知を講じたことを証する書類	【説明の開催の場合】開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）、説明会の状況写真 【工事の内容を記載した書面を、工事する土地の周辺地域の住民に配布の場合】配布した書面、配布している状況写真及び配布日が分かる資料、配布範囲が分かる位置図等、配布範囲を決定した根拠となる図面等 【工事の内容を、工事する土地の周辺に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供する場合】掲示場所が分かる位置図等、掲示状況の写真及び掲示日が分かる資料、閲覧ページの写し（URLを含む）及び閲覧開始日が分かる資料
			公図	
			登記事項証明書	
			誓約書	
			役員等一覧表	

提出図書一覧表

7/7

区域	手続	規定様式	図書名	備考
特盛区域	変更許可申請 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第5号	変更許可申請書	
		添付書類	(当初許可申請図書のうち変更されるもの)	
			新旧対照表	
特盛区域	変更許可申請 (土石の堆積)	様式第6号	変更許可申請書	
		添付書類	(当初許可申請図書のうち変更されるもの)	
			新旧対照表	
特盛区域	変更届 (軽微な変更)	様式第7号	変更届	
特盛区域	廃止届	様式第8号	廃止届	
特盛区域	完了検査申請 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第9号	完了検査申請書	
特盛区域	確認申請 (土石の堆積)	様式第10号	確認申請書	
特盛区域	中間検査申請	様式第11号	中間検査申請書	
		添付書類	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	
特盛区域	部分検査申請	様式第12号	部分検査申請書	
特盛区域	区域指定時に行われている工事の届出 (宅地造成又は特定盛土等)	様式第13号	届出書	
特盛区域	区域指定時に行われている工事の届出 (宅地造成又は特定盛土等) (中間検査規模)	様式第13号	届出書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図 土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
特盛区域	区域指定時に行われている工事の届出 (土石の堆積)	様式第14号	届出書	
特盛区域	区域指定時に行われている工事の届出 (土石の堆積) (定期報告規模)	様式第14号	届出書	
		添付書類	位置図	
			地形図	
			土地の平面図 土地及びその付近の状況を明らかにする写真	写真のほかに、写真撮影方向を示した平面図も必要
特盛区域	擁壁工事の届出	様式第15号	届出書	
特盛区域	公共施設用地の転用の届出	様式第16号	届出書	
特盛区域	届出工事の完了届	様式第17号	完了届	
宅造・特盛	88条証明	様式第22号	88条証明交付申請書	
宅造・特盛	事前指導申出書	様式第23号	事前指導申出書	

宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料

区 分	金 額
法第12条、法第30条の規定による宅地造成、特定盛土、土石の堆積の許可申請	盛土等をする土地の面積
	500㎡以内 14,000円
	500㎡超 1,000㎡以内 25,000円
	1,000㎡超 2,000㎡以内 35,000円
	2,000㎡超 3,000㎡以内 53,000円
	3,000㎡超 5,000㎡以内 66,000円
	5,000㎡超 1 ha以内 88,000円
	1 ha超 2 ha以内 138,000円
	2 ha超 4 ha以内 216,000円
	4 ha超 7 ha以内 343,000円
	7 ha超 10 ha以内 493,000円
	10 ha超 642,000円
法第16条、法第35条の規定による宅地造成、特定盛土、土石の堆積の変更許可申請	変更に係る部分の面積に応じて上記（許可申請の場合）に規定する額
法第18条、第37条の規定による中間検査	盛土又は切土をする土地の面積
	5,000㎡以内 4,000円
	5,000㎡超 1 ha以内 7,000円
	1 ha超 2 ha以内 13,000円
	2 ha超 4 ha以内 21,000円
	4 ha超 7 ha以内 36,000円
	7 ha超 10 ha以内 47,000円
	10 ha超 91,000円
省令第88条の規定による証明書の交付申請	1 件 400円

宅地造成及び特定盛土等規制法検査要領

第1条（目的）

この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「法」という。）の許可を受けた工事が、その許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するために知事が行う法に規定する中間検査及び完了検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（検査員の指名）

検査を実施するため検査員を置く。

第3条（検査の立会）

検査員は、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けた者及び現場責任者に検査の立会を求めることができる。

第4条（中間検査）

法第18条又は法第37条に規定する中間検査を要する特定工程は、盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程とする。

- 2 中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、第7条第3項に定める工事是正指示書を交付し、是正後に改めて再検査を実施し、再検査合格後でなければ次の施工工程に進んではならない。
- 3 工区に分けて許可を受けたとき、工区毎に中間検査を行うことができる。

第5条（工区ごとの検査）

許可申請の際に工区を分割した場合は、岩手県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条及び第19条に規定するとおり、完了検査を当該工区ごとに申請することができる。

第6条（完了検査）

完了検査は当該工事が許可の内容に適合していることを判定するものであり、本検査においては盛土及び切土の安定及び機能に影響を及ぼすことを確認する。

- 2 完了検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、第7条第3項に定める工事是正指示書を交付し、是正後に改めて再検査を実施し、再検査完了後でなければ検査済証は発行してはならない。
- 3 工区に分けて許可を受けたとき、工区毎に完了検査を行うことができる。

第7条（検査の方法）

検査は当該工事が許可の内容に適合していることを判定するものであり、出来形、品質の各記録又は現地を確認することにより行う。

- 2 検査時に不可視となる部分の確認は、写真等により代替することができる。
- 3 検査の結果、許可の内容に適合していないと認められ、施工区域及びその周辺への安全及び機能に重大な影響を及ぼすと認められる場合には、工事是正指示書（様式第1号）により是正工事を命令するものとする。（法第20条第2項第2号又は第3号（法第39条第2項第2号又は第3号）に基づく

監督処分に準じた行政指導) ただし、敷地の機能、維持上支障がないと認められる軽微なものについては、検査員の判断により口頭指示事項とする。

第8条 (出来形の判定基準)

許可の区域をはみ出した施工をしていないか確認する。

- 2 盛土、切土の出来形の判定は、高さ、法長、延長及び法勾配の各測定値が許可の内容以下であることにより行うものとし、平面形状が単純な矩形等の場合、盛土面、切土面の各面あたり1箇所を確認する。ただし、特に規模の大きい場合や、細長等の複雑な平面形状の場合、断面変化点が多数ある場合等には、現地条件を踏まえた適切な箇所数を確認する。
- 3 擁壁等の出来形の判定は、擁壁等の形式が申請どおりであるか、高さ、厚さ、前面勾配の各測定値が許可の内容に合致しているか確認するものとし、同一断面あたり1箇所を確認する。一定割合で断面変化する連続した擁壁の場合は、起終点の2箇所の確認とする。
- 4 排水施設の出来形の判定は、許可どおりの配置となっているか、流下断面積、排水勾配の各測定値が許可の内容以上であることにより行うものとし、設計仕様(製品規格)、設計勾配が異なる全箇所を確認する。
- 5 崖面及び崖面以外の地表面の保護の状況については、許可どおりの工種及び形状により施工されているか、各面あたり1箇所を確認する。ただし、特に規模の大きい場合や、工種が複数ある場合等には、現地条件を踏まえた適切な箇所数を確認する。
- 6 防災措置(仮設工)が、許可条件どおりに施工されたか確認する。
- 7 その他許可の内容に応じ、盛土等防災マニュアルの解説を参考に検査項目を適宜追加することができる。
- 8 出来形の判定基準は、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書で定める規格値を参考とする。

第9条 (品質の判定基準)

盛土の品質の判定は、次に掲げる項目を施工箇所あたり1箇所を確認するものとする。

- (1) 巻き出し厚さ1層あたり30cm以下か
- (2) 原地盤の処理(伐開・表層処理、段切り、地下水処理等)が適切か
- (3) 木材等の廃棄物が混入していないか
- (4) 締固め度90%以上もしくは空気間隙率10%以下となっているか(試験施工をした場合は転圧回数による品質管理でも良い)
- 2 切土の品質の判定は、次に掲げる項目を施工箇所あたり1箇所を確認するものとする。
 - (1) 切土地盤が不良ではないか
 - (2) 切土面が法面の安定に影響を及ぼす要因はないか
- 3 擁壁等の品質の判定は、既製品の場合は許可の内容と同等の製品を使用しているかを、現場打ちの場合は次に掲げる項目を確認するものとし、擁壁の種類毎(製品の種類毎)に確認するものとする。また、基礎地盤が不良ではないか確認するものとする。
 - (1) 水抜き穴の設置個数、排水勾配が適切か
 - (2) 裏込めコンクリートは、裏型枠を設けて打設しているか
 - (3) 裏型枠を抜き取った後は、隙間を埋めているか
 - (4) 伸縮目地は適切に配置されているか

- (5) 配筋は適切か
 - (6) 4 週圧縮強度は設計値以上か
 - (7) 地耐力は十分か
- 4 排水施設の品質の判定は、既製品の場合は JIS 相当以上の製品を使用しているか確認するものとし、現場打ちの場合は有害なひび割れがないか確認する
- 5 土地の地表面について講ずる措置に対する品質の判定は、次に掲げる項目を施工箇所全般にわたり確認するものとする。
- (1) のり勾配、犬走り及びのり面のはらみ等を確認する。
 - (2) のり面の種子吹付の発芽状況及び張芝等の活着状況を確認する。
 - (3) のり面の地下水の湧き水による侵食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認する。
- 6 その他許可の内容に応じて、盛土等防災マニュアルの解説を参考に検査項目を適宜追加することができる。
- 7 品質の判定基準は、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書で定める規格値を参考とする。

第 10 条（違反に対する措置）

法 20 条または法第 39 条に規定する違反事項がある場合は、同条の規定により必要な措置をとるものとし、その措置が完了したのち、改めて検査を行うものとする。

第 11 条（検査の報告）

検査員は、検査を実施したときは、遅滞なくその結果を知事に報告するものとする。

第 12 条（検査済証等の交付）

知事等は、完了検査の結果、工事の内容が許可の内容に適合すると認められたときには、法第 17 条または法第 36 条に基づき検査済証を交付するものとする。

- 2 知事等は、中間検査の結果、特定工程の施工内容が許可の内容に適合すると認められたときは、法第 18 条または法第 37 条に基づき中間検査合格証を交付するものとする。

第 号
年 月 日

工事主 様

広域振興局長 印

工 事 是 正 指 示 書

年 月 日に宅地造成等工事に係る完了検査（中間検査、部分完了検査、完了確認）を実施したところ、下記の内容については是正の必要があるので、速やかに措置されるよう指示します。

なお、指示事項に係る是正工事が完了したときは、再度、完了検査申請書を提出し、検査を受けてください。

記

許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号
土 地 の 所 在 地		
是 正 措 置 の 内 容		
是 正 工 事	是 正 工 事 の 内 容	
	工 事 期 間	
備 考		

（注） 許可年月日及び番号欄には、変更許可がある場合は上段に当初許可、下段に最終の変更許可の年月日及び番号を記載すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法写真整備要領

第1条（目的）

この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「法」という。）の許可を受けた工事が、その許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するために知事が行う法に規定する中間検査及び完了検査の際に不可視となる部分に関して、工事中に撮影し整備しておくべき写真について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（写真に含めるべき内容）

写真は、検査時に不可視となる部分の施工状況が、許可の内容に適合していることを事後に確認するためのものであり、当該不可視となる部分のほか、その位置関係、許可の内容に適合していることが分かる範囲について含めるものとする。なお、複数枚の写真にまたがってもやむを得ないものとする。

2 写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板等を写し込むものとする。

- （1）許可年月日・許可番号
- （2）所在地
- （3）撮影内容（工種等）
- （4）撮影年月日
- （5）設計寸法・実測寸法（出来形写真を撮影する場合）

3 全景写真は、工事範囲に隣接するランドマーク（目印）も撮影範囲に含めるよう努めるものとする。

第3条（撮影工種毎の撮影項目、撮影頻度及び撮影時期）

撮影工種毎の撮影項目、撮影頻度及び撮影時期については、別表のとおりとする。

第4条（写真の整備と提出）

許可を受けた者は、前条の撮影頻度に合わせて適時に写真を整備し、次の定期報告の際に提出するものとする。

2 中間検査及び完了検査の際には、それぞれ必要な写真を提示するものとする。

3 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」に基づく小黒板情報電子的記入はこれにあたらぬ。

別表

区分・工種	撮影項目	撮影頻度	撮影時期
着手前	全景	着手前 1 回	着手前
完成	全景	完成後 1 回	完成後
工事施工中	全景	月 1 回	月末
盛土工	原地盤処理状況 (伐開・表層処理、段切り、地下水処理等)	全区域 1 回 (撮影範囲を分割して良い)	原地盤処理完了時
	巻き出し厚	1 層 1 回	巻き出し中
	締固め状況	1 層 1 回(転圧回数による品質管理を行う場合には、1 回の転圧毎)	締固め中
切土工	切土面	全区域 1 回 (撮影範囲を分割して良い)	切土完了時
掘削工	土質等の判別	土質が変わる毎 1 回	掘削中
側溝工	据付状況	設計仕様(製品規格)、設計勾配が異なる毎に 1 回	埋め戻し前
暗渠工	製品規格	製品規格が異なる毎に 1 回	埋め戻し前
コンクリートブロック工(積・張り)	原地盤処理状況	全区域 1 回 (撮影範囲を分割して良い)	原地盤処理完了時
	裏込め厚さ	1 断面 1 回	施工中
	擁壁厚さ	1 断面 1 回	施工中
	法長	1 断面 1 回	施工中
場所打擁壁工	配筋間隔	1 断面 1 回(主鉄筋のみ)	配筋完了時
	鉄筋の種類	1 断面 1 回(主鉄筋のみ)	配筋完了時
	鉄筋径	1 断面 1 回(主鉄筋のみ)	配筋完了時
	かぶり厚	1 断面 1 回(主鉄筋のみ)	配筋完了時
	裏込め厚さ	1 断面 1 回	施工中
	擁壁厚さ	1 断面 1 回	施工中
	法長	1 断面 1 回	施工中
プレキャスト擁壁工	据付状況	1 断面 1 回	埋め戻し前
法面保護工	施工状況	盛土面、切土面の各面あたり 1 箇所	施工中
防災措置(仮設工)	対象範囲全景	1 箇所 1 回	防災措置完了時
全工種	出来形	完成時に不可視となる箇所	随時

盛土規制法 許可申請書作成例

(事前公表版)

i

許可申請書(1)

工事主とは、盛土等工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者のことを指します。

宅地造成等工事規制区域の場合は第12条に、特定盛土等規制区域の場合は第30条にマル

宅地造成等工事規制法 関係する工事の許可申請書

※手数料欄

申請者が法人であるときは、当該法人の名称と代表者の氏名を記入

申請者が法人であるときは、当該法人の役員代表の住所と氏名を記入

設計者が法人に属している場合でも、資格を有する個人名を記入

申請区域の地番を全て記載する。多数の場合は別紙でも可。申請区域内の代表地点の緯度・経度を秒単位で小数第一位まで記入

工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) 〇〇市〇〇字〇〇 株式会社〇〇 〇〇 (〇〇市〇〇字〇〇 代表取締役〇〇 〇〇)

設計者住所氏名 〇〇市〇〇字〇〇 株式会社〇〇 〇〇

工事施行者住所氏名 〇〇市〇〇字〇〇 株式会社〇〇 〇〇

土地の所在地 〇〇市〇〇字〇〇、〇〇、〇〇の一部

地番 (緯度： 〇〇度 〇〇分 〇〇. 〇秒、 経度： 〇〇度 〇〇分 〇〇. 〇秒)

申請者と工事主は同じ

工事施行者が未定の場合は、定まってから変更許可手続きを実施

i

許可申請書(2)

「土地の面積」は、盛土と一体的に開発される区域の面積を記入
盛土・切土を伴わない道路や法面等の一体的事業区域

5	土地の面積	862.11	m ²
6	工事着手前の土地利用状況	原野	
7	工事完了後の土地利用	①建築物(住家)	
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	渓流等への該当	有 無
10	イ 盛土又は切土の高さ	1.34	m
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	613.49	m ²
	ハ 盛土又は切土の土量	577.2	m ³
	ニ 擁壁	号 構造 高さ 延長	
		プレキャストL型擁壁 1.45 m 100 m	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号 種類 高さ 延長	
		該当なし m m	
	ヘ 排水施設	番号 種類 内法寸法 延長	
		U型側溝 30 cm 100 m	
		集水溝 50 cm 2箇所	

申請書裏面の注記7の選択肢の中から主たるものを選択して記入

区域内の最大高さを記入

土地の形状を変更する面積を記入する。許可事務公所や手数料を判定する基準となる面積

種類が多い場合は別紙でも可

行を追加しても可

盛土のタイプの定義
平地盛土:勾配1/10以下
腹付け盛土:勾配1/10超
谷埋め盛土:谷や沢を埋める

i

許可申請書(3)

崖面(30°超の土地)が発生する場合に保護方法を記入
ない場合は「崖なし」と記入

ト	崖面の保護の方法	コンクリート造擁壁で保護
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	排水勾配を設定しアスファルト舗装
リ	工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケードを設置
ヌ	その他の措置	なし
ル	工事着手予定年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
ヲ	工事完了予定年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
ワ	工程の概要	別紙工程表のとおり
11	その他必要な事項	〇〇法第〇条の許可を取

着手予定日が決まっている場合のみ記入。未定の場合は「許可日の翌日」でも可

工程が簡易な場合はここに記入

完了予定日が決まっている場合のみ記入。未定の場合は「着手日から〇〇日」でも可

土地利用規制に係る他法令の手続きについて記入
「許可を取得済」「許可申請済」「事前協議中」等の状況を記入

土石の堆積の許可にあっては、最大で5年後まで

i

盛土規制法設計図書・添付書類 チェックリスト 【土地の形質変更】

担当者氏名

書類の種類・添付順序	チェック項目（明示すべき事項等）	適否	備考
共通事項	図書の大きさはA判（原則としてA4またはA3とする）となっているか		
申請書	設計図書に設計者の記名がされているか 申請年月日が記載されているか 申請者の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか（工事主と一致します） 工事主の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか（工事主：盛土等工事の注文者又は自らその工事をする者） 工事主が法人である場合、代表役員の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか 設計者の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか（法人の場合、法人名と法人住所及び有資格者の氏名を記載） 工事施行者住所氏名が記載されているか（原則、公共団体等以外の場合、未定は不可） 土地の所在地及び地番が記載されているか 複数の場合、地番順に並んでいるか 地番の記載漏れはないか（公図の写しと照合） 一筆の一部を区域とするものは「〇〇番〇の一部」と記載されているか 認定外道路や水路を見落としていないか 緯度経度は記載されているか（グーグルマップ等で妥当性をチェック） 土地の面積 一体的に開発される範囲となっているか（盛土切土を伴わない道路や法面も含まれているか） m2単位で小数点以下第2位まで記載されているか 実測値と登記簿とで整合しない場合は、実測値（権利者が境界立会したもの）としているか 図書内の他資料と数値が整合しているか 工事着手前の土地利用状況が適切に記載されているか（登記簿の地目ではなく、添付写真との整合性をチェック） 工事完了後の土地利用が記載されているか（土地利用目的の他に、住宅建築の有無を記載する） 盛土の場合、盛土のタイプのいずれかに○がついているか 平地盛土（定義：地盤勾配1/10以下）の場合、平面図や断面図においてその根拠が確認できるか 腹付け盛土（定義：地盤勾配1/10超）の場合、平面図や断面図においてその根拠が確認できるか 谷埋め盛土（定義：谷、沢、溪流を埋めるもの）の場合、平面図や断面図においてその根拠が確認できるか いわて盛土情報システムの溪流マップ、傾斜地マップにてチェックしたか（マップにて該当しても、詳細平面図を優先して良い） 溪流等への該当の有無のいずれかに○がついているか いわて盛土情報システムの溪流マップにてチェックしたか（マップにて該当しても、詳細平面図を優先して良い） 盛土又は切土の高さは、最大値が記載されているか 盛土又は切土をする土地の面積は、土地の形状を変更する面積が記載されているか 盛土又は切土の土量は、根拠資料（計算書等）が添付されているか 擁壁がある場合、擁壁の構造、高さ、延長が記載され、平面図の番号と整合しているか 崖面崩壊防止施設がある場合、崖面崩壊防止施設の種類の、高さ、延長が記載され、平面図の番号と整合しているか 工事完了後の土地利用が住宅建築目的である場合、崖面崩壊防止施設の設置をしていないか（住宅の場合、不可） 排水施設の種類の、寸法、延長が記載され、平面図の番号と整合しているか 崖面保護の方法が記載され、平面図と整合しているか 崖面以外の地表面の保護方法が記載され、平面図と整合しているか 工事中の危害防止のための措置方法が記載されているか 工事着手予定年月日は記載されているか（「許可の日から」と記載するのが望ましい） 工事完了予定年月日は記載されているか（未定は不可。「許可の日から〇日後」等の記載でも可。） 工事完了予定年月日は余裕のある日となっているか（延長する場合、変更届出が必要） その他必要な事項欄に他法令の手続き状況（手続き要否の確認状況）を記載しているか		
手数料	若手県手数料条例で定められた県証紙が貼られているか 10口盛土又は切土をする土地の面積欄に応じた手数料額となっているか（5土地の面積欄に沿うと過大）		
位置図	縮尺1/10,000以上か 方位が明示されているか 道路及び目標となる地物が明示されているか 許可申請区域の位置が明示されているか		
地形図 （現況平面図、着手前平面 に相当するもの）	縮尺1/2,500以上か 方位が明示されているか 地形が明示されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が明示されているか 等高線は2mの標高差を示すものであるか		
公図の写し	方位が明示されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が明示されているか 法務局の公図の写しが使用されているか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 公図が多数に分かれている場合、集成図が添付されているか		
土地登記事項証明書	許可申請区域内のすべての土地について添付されているか 許可申請区域内に既存建築物がある場合、建物登記事項証明書が添付されているか コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか		
設計者資格	資格者による設計が必要な要件であるか（盛土又は切土の面積1,500㎡超、擁壁の高さ5m超のいずれか） 資格を有することを証明する書面（卒業証明書（原則として原本）又は卒業証書の写し等）が添付されているか 実務経験年数を確認できる経歴書が添付されているか		
現地写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真が添付されているか 工事着手前の土地利用状況が判断できる写真か 盛土のタイプ（地盤勾配）、溪流等への該当性を認識できる程度の写真か 写真撮影位置及び撮影方向が分かる平面図等が添付されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が写真内及び平面図等で明示されているか		
資金計画書	年度別資金計画が添付されているか（複数年度にわたる場合） 工事計画を踏まえた妥当な資金計画であるか		
資力を確認する書類 【工事主が個人の場合】	預金残高証明書又は融資証明書が添付されているか（コピー不可） 資金計画書の支出相当分の資力があるか確認		
信用を確認する書類 【工事主が個人の場合】	直前3ヵ年分の所得税の納税証明書が添付されているか（コピー不可） 誓約書が添付されているか 誓約書の所定の欄に○が記入されているか 住民票又は個人番号カード等が添付されているか 住民票の写しの場合、コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 住民票の写しの場合、申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか 個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りしているか 個人番号カードの写しの場合、有効期限内のものであるか これらに類するものである場合、氏名住所を証するものであるか		
資力を確認する書類 【工事主が法人の場合】	預金残高証明書又は融資証明書が添付されているか（コピー不可） 資金計画書の支出相当分の資力があるか確認		
信用を確認する書類 【工事主が法人の場合】	主要株主の住民票又は個人番号カード等が添付されているか（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する者等） 住民票の写しの場合、コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 住民票の写しの場合、申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか 個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りしているか 個人番号カードの写しの場合、有効期限内のものであるか これらに類するものである場合、氏名住所を証するものであるか 当該株主の有する株式の数等を確認できる書類が添付されているか 直前3ヵ年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）が添付されているか 直前3ヵ年分の法人税の納税証明書が添付されているか 事業経歴書が添付されているか 誓約書が添付されているか 誓約書の所定の欄に○が記入されているか 法人の登記事項証明が添付されているか 役員等一覧表が添付されているか 役員等の住民票又は個人番号カードが添付されているか 住民票の写しの場合、コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可）		

盛土規制法設計図書・添付書類 チェックリスト 【土地の形質変更】

担当者氏名

書類の種類・添付順序	チェック項目（明示すべき事項等）	適否	備考
	住民票の写しの場合、申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか		
	個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りしているか		
	個人番号カードの写しの場合、有効期限内のものであるか		
	これらに類するものである場合、氏名住所を証するものであるか		
	役員等一覧表と整合しているか		
施行能力	法人の場合、登記事項証明書が添付されているか		
	事業経歴書が添付されているか		
	（建設業に該当する場合）建設業許可証明書が添付されているか		
	当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して、当該開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力があるか		
同意書	同意日付が記載されているか		
	同意書の同意内容が明確に記載されているか（工事主が工事施行場所で行う工事に同意しているか）		
	原本が添付されているか（押印等がなされているか）		
	工事主あての同意書になっているか（法人の場合、宛先が社長等の個人になっていないか）		
	認定外道路（赤線）、水路（青線）が含まれる場合、管理者（市町村）同意書が添付されているか		
	赤線・青線の改廃を行う場合は、これまで利用してきている者の同意を得ているか（利用権者同意書を求める場合もある）		
	印鑑証明書が添付されているか（コピー不可）		
	実印で押印されているか（印鑑証明書と照合）		
	権利者の住所が土地登記事項証明書、同意書、印鑑証明で異なる場合、住所の移動を証する書面（戸籍附票の写し、住民票）が添付されているか		
	登記事項証明書上の権利者が死亡している場合、相続関係を証する書面（戸籍謄本等）、相続関係説明図、相続人全員の同意書、印鑑証明書が添付されているか		
	同意書が多数（概ね10以上）ある場合は、一覧表を作成しているか		
	許可申請区域内に係る土地の登記事項証明書に記載された所有者及びその他の権利（抵当権、地上権等）者全員の同意書（コピー不可）が添付されているか		
	開発区域に建築物・工作物等がある場合、土地権利者と同様に同意書、印鑑証明書が添付されているか		
住民への周知を講じたことを証する書類	事前指導時に申し出た周知方法を実施しているか（参考）		
	説明会を開催した場合、開催する旨を周知した範囲が分かる位置図等が添付されているか		
	説明会を開催した場合、開催する旨を周知した日時・期間・案内文書が添付されているか		
	説明会を開催した場合、開催結果（説明資料、議事録、参加者名簿等の出席者が分かる資料、開催状況写真）が添付されているか		
	書面配布した場合、配布した範囲が分かる位置図等が添付されているか		
	書面配布した場合、配布した範囲を決定した根拠資料が添付されているか		
	書面配布した場合、配布した日時が分かる資料・配布書面・配布状況写真が添付されているか		
	当該地へ掲示した場合、掲示した場所が分かる位置図等が添付されているか		
	当該地へ掲示した場合、掲示した期間が分かる資料、掲示内容書面・掲示状況写真が添付されているか		
	インターネットを利用して住民の閲覧に供した場合は、公開内容が分かるWEBページの写しが添付されているか		
	インターネットを利用して住民の閲覧に供した場合は、公開期間が分かる資料が添付されているか		
土地の平面図 （小規模な場合は地形図と兼ねてもよい）	縮尺1/2,500以上か		
	方位が明示されているか		
	許可申請区域の境界（赤線で囲む）が明示されているか		
	盛土又は切土をする土地の部分が明示（盛土を青色で着色、切土を赤色で着色）されているか		
	地形が明示されているか		
	工事により生ずる崖が明示されているか		
	設置する構造物（擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止杭、グラウンドアンカー、その他の土留め）が明示されているか		
	断面図と照合できる記号・番号を付しているか		
	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設の各断面図と照合できる記号を付しているか		
	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合に、その旨を記載しているか		
	（工区分けする場合）工区界が明示されているか		
	凡例が明示されているか		
	盛土・切土の表示、着色が断面図と一致しているか		
	大規模で一葉の図面に収まらない場合、別途に小縮尺の図面を用い一葉の図面に収めたものが添付されているか		
	崖面ではない盛土又は盛土をした後の土地の地表面（※）について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り、板柵工等の措置を講じているか		
	※ 崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう勾配を付した土地の地表面、道路の路面の部分等当該措置の必要がないことが明らかな地表面及び特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面を除く		
	地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生じるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか（区域内の流末まで排水施設が設置しているか）		
	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか（桝や側溝がコンクリート等、暗渠が塩ビ管等となっている排水施設は、陶器・コンクリート・レンガ等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか（暗渠と桝が漏水しないよう接続されているか）		

盛土規制法設計図書・添付書類 チェックリスト 【土地の形質変更】

担当者氏名

書類の種類・添付順序	チェック項目（明示すべき事項等）	適否	備考
土地の断面図 高低差の著しいところについて作成すること。（盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの、切土で高さが2m超の崖を生ずるもの、盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの、盛土で高さが2m超となるもの又はこれらに準ずるもの）	縮尺1/2,500以上か 土地の平面図中の横断線の記号・番号が明示されているか 盛土又は切土する前後の地盤面が明示されているか 盛土又は切土する前の地盤高、切土又は盛土した後の計画高が明示されているか 盛土又は切土をする土地の部分が明示（盛土を青色で着色、切土を赤色で着色）されているか 許可申請区域の境界、工区界が明示されているか 法面勾配、法面保護方法が明示されているか 盛土・切土の表示、着色が平面図と一致しているか 概ね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めることについて記載があるか 渓流等又は地下水、湧水等がある集水地形の場合、地下水排除工を設けているか 原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等には暗渠排水工を設けているか 暗渠排水工の本管は管径300mm以上か（水理計算結果を優先する） 暗渠排水工の補助管は管径200mm以上か（水理計算結果を優先する） 谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等に基盤排水層を設けているか 層厚は0.5m以上、長さは法尻から法肩の水平距離の1/2の範囲を包括しているか 盛土の小段ごとに盛土内排水層（水平排水層）を設けているか 層厚は0.3m以上、長さは小段高さの1/2以上か 層の排水勾配は5～6％程度か 法面において岩盤に節理、亀裂などがあり、崩落又は崩壊するおそれがある場合等、地すべり抑止杭やグラウンドアンカー等の設置等の措置を検討しているか 地盤勾配が15度を超える地盤面において盛土をする場合、段切り等の措置を講じているか 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、地すべり抑止杭の設置、土の置換等の措置を講じているか 崖面ではない盛土又は盛土をした後の土地の地表面（※）について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り、板柵工等の措置を講じているか ※ 崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう勾配を付した土地の地表面、道路の路面の部分等当該措置の必要がないことが明らかな地表面及び特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面を除く 法高5m程度ごとに小段を設けているか 小段幅は1～2m程度（盛土高15mを超える場合には15m毎に3～5m以上の小段幅）となっているか		
排水施設の平面図	縮尺1/500以上か 方位が明示されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が明示されているか 排水施設の位置、種類、材料形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向が明示されているか 吐口の位置が明示されているか 放流先の名称が明示されているか 排水施設の構造が明示されているか 集水区域の区域界及び集水系統ブロック別の色分及び記号が明示されているか 凡例が明示されているか 排水施設の記号及び集水路線のブロック区分は流量計算書と合っているか 地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生じるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか（区域内の流末まで排水施設が設置しているか） 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか（樹や側溝がコンクリート等、暗渠が塩ビ管等となっているか） 排水施設は、陶器・コンクリート・レンガ等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか（暗渠と樹が漏水しないよう接続されているか） 専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造部分のうち、管渠の始まる箇所、排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所及び管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所に、柵・マンホールに蓋が設けられているか 柵の底に、深さ15cm以上の泥溜めが設けられているか		
崖の断面図	縮尺1/50以上か 崖の高さ勾配及び土質（土質の種類が2層以上のときは各々の土質及びその地層の厚さ）が明示されているか（ただし、擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は明示不要） 盛土又は切土をする前の地盤面が明示されているか 崖面保護の方法が明示されているか 断面図に許可申請区域界が明示されているか（区域界付近に崖が存在する場合） 生じた崖の上端に続く土地の地盤面には、その崖と反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか 崖が生じた場合、擁壁で覆われているか 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われていない崖面（擁壁の設置を要しない切土等）について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタル吹付等の措置を講じているか		
擁壁の断面図	縮尺1/50以上か 擁壁の寸法及び勾配が明示されているか 擁壁の材料の種類及び寸法が明示されているか 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積造、大臣認定擁壁のいずれかになっているか 裏込コンクリートの寸法が明示されているか 透水層の位置及び寸法が明示されているか 擁壁を設置する前後の地盤面が明示されているか 基礎地盤の土質が明示されているか 基礎工（基礎ぐい等）の位置材料及び寸法が明示されているか 断面図に許可申請区域界が明示されているか（区域界に擁壁を築造する場合） 擁壁（基礎も含む）が許可申請区域外にはみ出していないか 生じた崖の上端に続く土地の地盤面には、その崖と反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか 練積擁壁の場合、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上（擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第4上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上）となっているか。ただし、高さ5m以内に限る。 練積擁壁の場合、石材等の組積材は控え長さ30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか 練積擁壁の場合、岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の高さの15%（ただし、最低値35cm）（擁壁の設置される地盤の土質が政令別表第4上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%（ただし、最低値45cm））となっているか 大臣認定擁壁の場合、認定書が添付されているか		
擁壁の背面図	縮尺1/50以上か 擁壁の高さが明示されているか 水抜き穴の位置、材料、内径、寸法、間隔が明示されているか 3㎡に1箇所以上の割合以上で水抜き穴を設けているか 水抜き穴の内径は7.5cm以上あるか 水抜き穴の流入口に砂利等及び吸出し防止材が設けられているか 透水層の位置及び寸法が明示されているか		
崖面崩壊防止施設の断面図	縮尺1/50以上か 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配が明示されているか 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法が明示されているか 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面が明示されているか 基礎地盤の土質が明示されているか 透水層の位置及び寸法が明示されているか（構造上必要な場合に記載） 断面図に許可申請区域界が明示されているか（区域界に擁壁を築造する場合） 崖面崩壊防止施設が許可申請区域外にはみ出していないか 崖面崩壊防止施設の背後地が住宅建築予定地になっていないか 生じた崖の上端に続く土地の地盤面には、その崖と反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか 盛土又は切土をした後の地盤変動、当該地盤の内部への地下水の侵入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれ特に大きいと認められる理由が確認できるか 盛土又は切土をした後の地盤変動、当該地盤の内部への地下水の侵入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生じた場合においても、崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか		

盛土規制法設計図書・添付書類 チェックリスト 【土地の形質変更】

担当者氏名

書類の種類・添付順序	チェック項目（明示すべき事項等）	適否	備考
	崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下をしない構造となっているか 崖面崩壊防止施設は、その裏面に侵入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか		
崖面崩壊防止施設の背面図	縮尺1/50以上か 崖面崩壊防止施設の寸法が明示されているか 水抜穴の位置、材料、内径が明示されているか（構造上必要な場合に記載） 透水層の位置及び寸法が明示されているか（構造上必要な場合に記載）		
求積図	申請面積の根拠となる求積図表が明示されているか 工区別の求積図表が明示されているか（工区分割を行う場合） 求積は実測で行っているか 求積方法は三斜法（算式明示）または座標計算で行っているか 三斜求積の場合、数値が正しいか（スケールで確認） 図面と計算とで値が異ならないか（計算ミスがないか） 図書内の他資料と数値が整合しているか		
土量計算書	申請書の根拠となる土量計算書が添付されているか 計算書の数値が正しいか 図面と計算とで値が異ならないか（計算ミスがないか） 図書内の他資料と数値が整合しているか		
構造計算書	鉄筋コンクリート擁壁、無筋コンクリート擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書が添付されているか <鉄筋コンクリート擁壁・無筋コンクリート擁壁の場合> 応力算定結果が、材料の許容応力度を超えていないか 地震時の検討をしているか 擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であるか 擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の3分の2以下であるか 擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか 構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか 盛土の場合の土圧については、政令別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いているか、使用材料の調査結果を用いているか 構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力の値は、建築基準法施行令第90条、第91条、第93条及び第94条の中長期の値を用いているか 構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか その地盤の土質に応じて、政令別表第3の摩擦係数を用いているか、現地調査結果を用いているか 大臣認定擁壁を使用する場合、認定証の写し及び支持地盤に問題がないことを証する書面が添付されているか（認定条件以外の使用の場合（逆向き等）は、安定及び構造計算の添付が必要。認定書に有効期限が記載されていない場合は、工場認証証明書の添付が必要）		
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書が添付されているか 盛土安定計算チェックリストが添付されているか 安定計算チェックフローが添付されているか 安定計算チェックフローの条件判定をした根拠資料が添付されているか		
水理計算書	排水施設の仕様を決定した計算書が添付されているか 浸透処理を行う場合、「雨水浸透施設技術指針（案）」（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）に基づき設計されているか 宅地開発に伴い、恒久的な施設として堤高の低いダム（高さ15m未満）による調節池を築造する場合は、公益社団法人日本河川協会「防災調節池技術基準（案）」により設計されているか 大規模な宅地開発に伴い、ダムによる調節池を築造する場合で、調整池の存置を暫定的な期間にわたるものとする場合は、公益社団法人日本河川協会「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」により設計されているか 溪流等又は地下水、湧水等がある集水地形かどうかを判定しているか 溪流等又は地下水、湧水等がある集水地形の場合、地下水排除工を設けているか 原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等かどうかを判定しているか 原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等には暗渠排水工を設けているか 暗渠排水工の本管は管径300mm以上か（水理計算結果を優先する） 暗渠排水工の補助管は管径200mm以上か（水理計算結果を優先する） 谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等かどうかを判定しているか 谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等に基盤排水層を設けているか 層厚は0.5m以上、長さは法尻から法肩の水平距離の1/2の範囲を包括しているか 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか 降雨強度は適切に設定されてるか 集水面積の根拠となる流域図は添付されているか 流出係数は妥当か 粗度係数は妥当か		

盛土規制法設計図書・添付書類 チェックリスト 【土石の堆積】

担当者氏名

書類の種類・添付順序	チェック項目（明示すべき事項等）	適否	備考
共通事項	図書の大きさはA判（原則としてA4またはA3とする）となっているか 設計図書に設計者の記名がされているか		
申請書	申請年月日が記載されているか 申請者の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか（工事主と一致します） 工事主の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか（工事主：盛土等工事の注文者又は自らその工事をする者） 工事主が法人である場合、代表役員の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか 設計者の住所（略さず正確に）氏名が記載されているか（法人の場合、法人名と法人住所及び有資格者の氏名を記載） 工事施行者住所氏名が記載されているか（原則、公共団体等以外の場合、未定は不可） 土地の所在地及び地番が記載されているか 複数の場合、地番順に並んでいるか 地番の記載漏れはないか（公図の写しと照合） 一筆の一部を区域とするものは「〇〇番〇の一部」と記載されているか 認定外道路や水路を見落としていないか 緯度経度は記載されているか（グーグルマップ等で妥当性をチェック） 土地の面積 空地（側溝や柵等も含む）も含めた面積となっているか m2単位で小数点以下第2位まで記載されているか 実測値と登記簿とで整合しない場合は、実測値（権利者が境界立会したもの）としているか 図書内の他資料と数値が整合しているか 工事の目的が記載されているか（土地利用目的等を記載する） 土石の堆積の最大堆積高さが記載されているか 土石の堆積を行う土地の面積は、空地等を除いた面積が記載されているか 土石の堆積の最大堆積土量は、根拠資料（計算書等）が添付されているか 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置が計画されている場合、当該措置の構造が記載され、構造図と構造計算書が添付されているか 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置が計画されている場合、図面と構造計算書が添付されている空地が設置され、適切な幅が記入されているか（5m以下は高さH、5mを超える場合は2H） 排水施設が計画されている場合、図面と水理計算書が添付されているか 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置が計画されている場合、当該措置の構造が記載され、構造図と構造計算書が添付されているか 工事中の危害防止のための措置方法が記載されているか 工事着手予定年月日は記載されているか（「許可の日から」と記載するのが望ましい） 工事完了予定年月日は記載されているか（未定は不可。「許可の日から〇日後」等の記載でも可。） 工事完了予定年月日は5年以内となっているか その他必要な事項欄に他法令の手続き状況（手続き要否の確認状況）を記載しているか		
手数料	岩手県手数料条例で定められた県証紙が貼られているか 7口土石の堆積を行う土地の面積欄に応じた手数料額となっているか（5土地の面積欄に沿うと過大）		
位置図	縮尺1/10,000以上か 方位が明示されているか 道路及び目標となる地物が明示されているか 許可申請区域の位置が明示されているか		
地形図 （現況平面図、着手前平面に相当するもの）	縮尺1/2,500以上か 方位が明示されているか 地形が明示されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が明示されているか 等高線は2mの標高差を示すものであるか		
公図の写し	方位が明示されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が明示されているか 法務局の公図の写しが使用されているか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 公図が多数に分かれている場合、集成図が添付されているか		
土地登記事項証明書	許可申請区域内のすべての土地について添付されているか 許可申請区域内に既存建築物がある場合、建物登記事項証明書が添付されているか コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか		
設計者資格	資格者による設計が必要な要件であるか（盛土又は切土の面積1,500㎡超、擁壁の高さ5m超のいずれか） 資格を有することを証明する書面（卒業証明書（原則として原本）又は卒業証書の写し等）が添付されているか 実務経歴年数を確認できる経歴書が添付されているか		
現地写真	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真が添付されているか 写真撮影位置及び撮影方向が分かる平面図等が添付されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が写真内及び平面図等で明示されているか		
資金計画書	年度別資金計画が添付されているか（複数年度にわたる場合） 工事計画を踏まえた妥当な資金計画であるか		
資力を確認する書類 【工事主が個人の場合】	預金残高証明書又は融資証明書が添付されているか（コピー不可） 資金計画書の支出相当分の資力があるか確認		
信用を確認する書類 【工事主が個人の場合】	直前3ヵ年分の所得税の納税証明書が添付されているか（コピー不可） 誓約書が添付されているか 誓約書の所定の欄に○が記入されているか 住民票又は個人番号カード等が添付されているか 住民票の写しの場合、コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 住民票の写しの場合、申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか 個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りしているか 個人番号カードの写しの場合、有効期限内のものであるか これらに類するものである場合、氏名住所を証するものであるか		
資力を確認する書類 【工事主が法人の場合】	預金残高証明書又は融資証明書が添付されているか（コピー不可） 資金計画書の支出相当分の資力があるか確認		
信用を確認する書類 【工事主が法人の場合】	主要株主の住民票又は個人番号カード等が添付されているか（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する者等） 住民票の写しの場合、コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 住民票の写しの場合、申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか 個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りしているか 個人番号カードの写しの場合、有効期限内のものであるか これらに類するものである場合、氏名住所を証するものであるか 当該株主の有する株式の数等を確認できる書類が添付されているか 直前3ヵ年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）が添付されているか 直前3ヵ年分の法人税の納税証明書が添付されているか 事業経歴書が添付されているか 誓約書が添付されているか 誓約書の所定の欄に○が記入されているか 法人の登記事項証明が添付されているか 役員等一覧表が添付されているか 役員等の住民票又は個人番号カードが添付されているか 住民票の写しの場合、コピーではないか（コピー不可、登記情報提供サービスの出力は不可） 住民票の写しの場合、申請日から3ヵ月以内に発行されたものが添付されているか 個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りしているか 個人番号カードの写しの場合、有効期限内のものであるか これらに類するものである場合、氏名住所を証するものであるか 役員等一覧表と整合しているか		
施行能力	法人の場合、登記事項証明書が添付されているか 事業経歴書が添付されているか （建設業に該当する場合）建設業許可証明書が添付されているか 当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して、当該開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力があるか		

盛土規制法設計図書・添付書類 チェックリスト 【土石の堆積】

担当者氏名

書類の種類・添付順序	チェック項目（明示すべき事項等）	適否	備考
同意書	同意日付が記載されているか 同意書の同意内容が明確に記載されているか（工事主が工事施行場所で行う工事に同意しているか） 原本が添付されているか（押印等がなされているか） 工事主あての同意書になっているか（法人の場合、宛先が社長等の個人になっていないか） 認定外道路（赤線）、水路（青線）が含まれる場合、管理者（市町村）同意書が添付されているか 赤線・青線の改廃を行う場合は、これまで利用してきている者の同意を得ているか（利用権者同意書を求める場合もある） 印鑑証明書が添付されているか（コピー不可） 実印で押印されているか（印鑑証明書と照合） 権利者の住所が土地登記事項証明書、同意書、印鑑証明で異なる場合、住所の移動を証する書面（戸籍附票の写し、住民票）が添付されているか 登記事項証明書上の権利者が死亡している場合、相続関係を証する書面（戸籍謄本等）、相続関係説明図、相続人全員の同意書、印鑑証明書が添付されているか 同意書が多数（概ね10以上）ある場合は、一覧表を作成しているか 許可申請区域内に係る土地の登記事項証明書に記載された所有者及びその他の権利（抵当権、地上権等）者全員の同意書（コピー不可）が添付されているか 開発区域に建築物・工作物等がある場合、土地権利者と同様に同意書、印鑑証明書が添付されているか		
住民への周知を講じたことを証する書類	事前指導時に申し出た周知方法を実施しているか（参考） 説明会を開催した場合、開催する旨を周知した範囲が分かる位置図等が添付されているか 説明会を開催した場合、開催する旨を周知した日時・期間・案内文書が添付されているか 説明会を開催した場合、開催結果（説明資料、議事録、参加者名簿等の出席者が分かる資料、開催状況写真）が添付されているか 書面配布した場合、配布した範囲が分かる位置図等が添付されているか 書面配布した場合、配布した範囲を決定した根拠資料が添付されているか 書面配布した場合、配布した日時が分かる資料・配布書面・配布状況写真が添付されているか 当該地へ掲示した場合、掲示した場所が分かる位置図等が添付されているか 当該地へ掲示した場合、掲示した期間が分かる資料、掲示内容書面・掲示状況写真が添付されているか インターネットを利用して住民の閲覧に供した場合は、公開内容が分かるWEBページの写しが添付されているか インターネットを利用して住民の閲覧に供した場合は、公開期間が分かる資料が添付されているか		
土地の平面図 （小規模な場合は地形図と兼ねてもよい）	縮尺1/500以上か 方位が明示されているか 許可申請区域の境界（赤線で囲む）が明示されているか 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置が計画されている場合、当該措置の位置及び構造が記載されているか 地形が明示されているか 断面図と照合できる記号・番号を付しているか 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置について、申請書と照合できる記号・番号を付しているか 周囲に地表水を有効に排除する措置（側溝等）を設けているか 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を記載しているか 空地が設置され、適切な幅が記入されているか（5m以下は高さH、5mを超える場合は2H） 土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、柵等を設けているか 土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止する旨の表示を設けているか 凡例が明示されているか		
土地の断面図	縮尺1/500以上か 土地の平面図中の横断線の記号・番号が明示されているか 土石の堆積を行う土地の地盤面が明示されているか 許可申請区域の境界、工区界が明示されているか 土石の堆積を行う土地及び空地の地盤勾配が1/10以下であるか 法面勾配が明示されているか		
求積図	申請面積の根拠となる求積図表が明示されているか 求積は実測で行っているか 求積方法は三斜法（算式明示）または座標計算で行っているか 三斜求積の場合、数値が正しいか（スケールで確認） 図面と計算とで値が異ならないか（計算ミスがないか） 図書内の他資料と数値が整合しているか		
土量計算書	申請書の根拠となる土量計算書が添付されているか 計算書の数値が正しいか 図面と計算とで値が異ならないか（計算ミスがないか） 図書内の他資料と数値が整合しているか		
構造計算書	＜土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合＞ 措置の概要が記載されているか 構造計算がされているか 応力算定及び断面計算等がされているか ＜堆積した土石の周囲にその高さをを超える鋼矢板等を設置する場合＞ 措置の概要が記載されているか 構造計算がされているか 応力算定及び断面計算等がされているか 最大堆積高さにおいて鋼矢板等は土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であるか 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置がされているか 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置がされているか		
安定計算書	＜堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置をし、かつ、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置をする場合＞ 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算が添付されているか		
水理計算書	排水施設の仕様を決定した計算書が添付されているか 浸透処理を行う場合、「雨水浸透施設技術指針（案）」（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）に基づき設計されているか 宅地開発に伴い、恒久的な施設として堤高の低いダム（高さ15m未満）による調節池を築造する場合は、公益社団法人日本河川協会「防災調節池技術基準（案）」により設計されているか 大規模な宅地開発に伴い、ダムによる調整池を築造する場合で、調整池の存置を暫定的な期間にわたるものとする場合は、公益社団法人日本河川協会「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」により設計されているか 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか 降雨強度は適切に設定されてるか 集水面積の根拠となる流域図は添付されているか 流出係数は妥当か 粗度係数は妥当か		

盛土規制法安定計算実施 チェックリスト

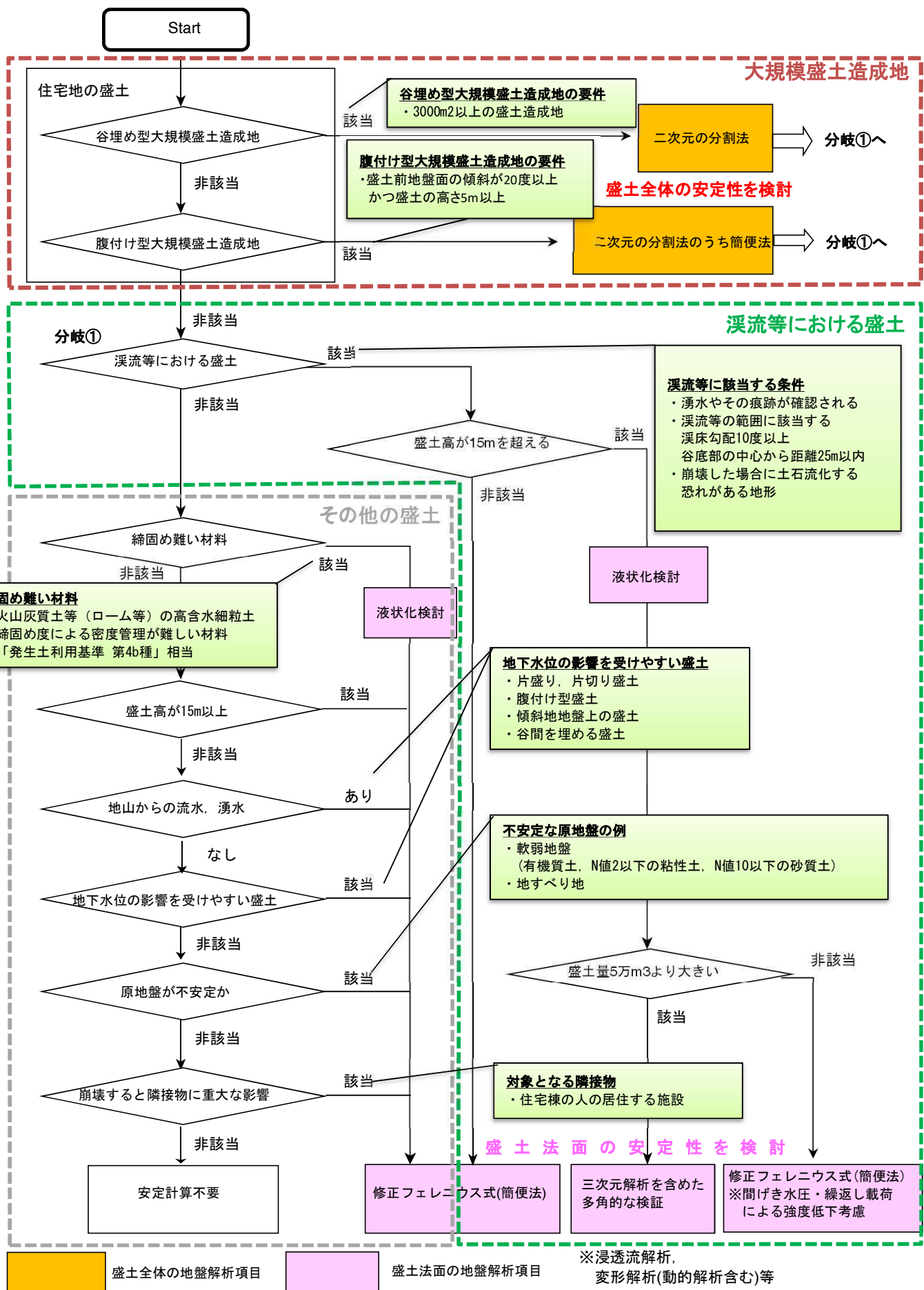
担当者氏名

◆安定計算実施の必要性判定			
1	盛土形式	☐ 住宅地の盛土のうち谷埋め型盛土 ☐ 上記以外	☐ 住宅地の盛土のうち腹付け型盛土
2	盛土高	盛土高さ () m	盛土前地盤勾配 () 度
3	盛土規模	盛土量 () m ³	盛土する面積 () m ²
4	渓流等における盛土	☐ 該当しない ☐ 該当する	
5	盛土材料	() ☐ 締固めやすい ☐ 締固め難い ☐ 火山灰質土	
6	その他条件	☐ 地山からの湧水有 ☐ 現地盤が不安定	☐ 地下水位の影響を受けやすい盛土である ☐ 崩壊すると隣接物に重大な影響を及ぼす
★	フローの () に該当することを確認		

◆二次元安定計算の実施内容			
7	計算手法	☐ フェレニウス式 ☐ 二次元の分割法	☐ 修正フェレニウス式 ☐ 計算不要
8	安定計算ソフト	☐ 富士通COSTANA ☐ 基準、計算式 ()	☐ FORUM8 ☐ 五大 ☐ その他
	・地下水位	☐ 考慮している () kN/m ³	☐ 考慮していない
	・地震力	(水平震度:)	
	・土の特性値	☐ 入力を確認した (設定方法:)	
	・格子の設定	()	
9	その他条件	☐ すべり面の設定 ☐ Never線の設定	☐ 設定していない ☐ 設定した (理由:)
10	最小安全率	地震時 (Fs=)	常時 (Fs=)
	・円弧半径	地震時 ()	常時 ()
	・抵抗モーメント	地震時 ()	常時 ()
	・起動モーメント	地震時 ()	常時 ()
11	安定計算結果	☐ OK (許容安全率	☐ OUT 地震時 (大地震) : Fs ≥ 1.0 施工直後 : Fs ≥ 1.)

◆三次元解析の実施状況		
12	☐ 実施しない ☐ OK	☐ 実施した (手法:) ☐ OUT

◆液状化検討の実施状況			
13	液状化判定 液状化判定結果 液状化する場合、それを考慮した安定計算結果 (Δu法) (許容安全率	☐ 実施しない ☐ 液状化する ☐ OK 地震時 (大地震) : Fs ≥ 1.0	☐ 実施した (手法:) ☐ 液状化しない ☐ OUT 施工直後 : Fs ≥ 1.)



※なお、安定計算は常時及び地震時を標準とする